

〔表紙〕

新納久仰雜譜

安政二年卯三月

廿二日ヨリ

同年八月十三日迄

「安政二年卯」

三月廿二日、快晴、

一今朝五ツ時分野尻地頭飯屋打立、巷里余高原之境猿瀬之渡りといふ所船渡り霞原に出、霞権現鳥居之本へ休ミ、夫より同原横折新田開之所見分いたし、夫より麓江出地頭飯屋江立寄昼飯とも仕廻打立、高千穂原新田開之処見分いたし水分水神之前江休ミ、夫より水掛入口まで野路差越水口等見分いたし、夫より神徳院境内江入込ミ

御宮へ参詣、寺江も立寄り、夫より錫杖院江差越、尤御宮江も参詣いたし、寺家にてゆる／＼茶とも給へ、夫より祓川江暮前ニ参着、社家若松隼人所へ致止宿候事、

三月廿三日、朝曇夕方雨、

一今朝未明鹿府より御用封相届開封いたし候処、先月廿九日江戸ニ差立られ候急キ飛脚去ル廿日到着之よしにて御用問合、并江戸山田より之御内用状且ツ仙波市左衛門より之音信菓子等右宿次にて相届き候間受取置、今晚又は明朝に掛返答等仕出す之考也、

一六ツ半時分打立高原広野にて高原并須木・小林・高崎・野尻・小林堤村人数調練見分いたし候事、夫より小林之内はんとふ次助と申百姓は、若年之折其身尙身何辺より移り者にて農業出精いたし候処、当時は家内も繁昌いたし居、二男三男別栖居に相成牛馬等も数十疋飼置、第一当人正道なる者にて何篇別而奇特なる家内ニ付態々立寄茶とも給へ、夫より雛守社江参詣いたし

候、此御宮は先頃焼失いたし、当分極草庵之仮殿にて何とも言語にのべかたく次第に付、何とそ近々御造立有之候やう役々始め吟味もいたすべく旨申達し置候、夫より伊東之墓所とも見物いたし、東方村之内鹿府之森山某と云ふ被召出者之拘地(抱)近年新田開いたし、用水掛越し之太鞍橋とも出来いたし候場所見物いたし、模様奇みに有之陰陽石といふ奇石とも見物いたし、夫より引返し昌寿寺江立寄り、夕かた小林郷麓時任宇兵衛所へ着止宿候事、

一 今晚江戸江之返答認かたともいたし候なり、

三月廿四日、朝曇昼晴れ七ツ時分より雨也、

一 今朝小林止宿所江鹿府より之御用封到着いたし候ニ付開封之處、先月末江戸定式中急ぎ去ル廿二日到着之よしにて御用封差廻し有之候事、尤今暁より打立昨朝之江戸問合其外山田江之返答等認めかたいたし候、また／＼今朝前文江戸問合も相達し候ニ付、是亦一所に返答とも相認め今朝大宿次を以て鹿府江差出置候事、

一 今日御用封等相仕廻四ツ時分打立、飯野之内大河平江差越大河平孫八郎所江立寄候處、昼飯は勿論酒なども差出し段々馳走有之隙とり候、尤孫八郎宅表座之庭向ニ霧島嶽遠見いたし、絶景之ほとは筆紙ニ述べかたく画者も筆を捨つべくと存候位の眺望なり、ゆる／＼いたし罷立孫八郎宅近方広野にて家来中之調練見分いたし、且つ又以前より大河平江稽古いたし来候調練も望ミ候處、是ハ近年御手当方調練のミにて家伝之備組は取止居候ニ付、至て不連続と申事候得とも、立派に出来候間以後も不取捨調練いたし候やう申達し置候、尤申出通にて当時之調練ハ達者にいたし候得とも、右家伝之備は疎くやう相見得、旗竿其外備道具等も損し居俄に青竹類押立、諸事差引も孫八郎并末家六郎兵衛のミ相心得、若輩之家来ともは毛頭存せざる位に見居候間、前文之通取捨ざる様折角達し置候事、

一 大河平より飯野杉水流村百姓栄勞見分いたし、中途より雨降り出し別而せわしき事にて候、去りながら飯野の御城山江罷登り太体見分いたし、夫より前田村栄勞

見分等いたし夜入すぎ加久藤江参着、郷士前田彦左衛門所江止宿候事、

一今日飯野之内柴勞見分之節、所役とも不都合之儀有之候ニ付、今晚受持郡奉行小倉四郎大江申達し、段々所役ともへ沙汰いたし候事ともなり、尤助八其外御役々江も吟味におよひ候上之事なり、

三月廿五日、雨昨日より降通し也、

一今日加久藤江滞在、四ツ時分より地頭飯屋并加久藤御城徳泉寺見分かた／＼いたし、樺山常慶墓所見物いたし、夫より二之宮大明神并二宮寺地神首僧三徳所江も差越見分等いたし、三徳所にて昼飯とも給へ、夫より引返し小田村之内通路筋之柴勞とも少々見分いたし、夫より不動寺江参詣いたし、涼山幻生様御牌并御靈櫃とも拝見いたし候、左候而旅宿前田宅を始め当所郷士とも家作近比造立いたし候者は、あまり立派すぎて不相当に有之候間、四五ヶ所踏込ミ見分いたし七ツ過ころ帰宿いたし候、左候而助八等を以て家作之儀も勘弁

いたし、身分相当造立いたし候やうに細々達し置候事、
一今日夕かた鹿府より昨廿四日仕出し之御用封到来、開封いたし候処、去ル十八日・十九日に長崎江佛国船并嘆国船渡来之よし、御付人染川喜三左衛門より申越候段申来り候問合なり、則岩元清藏招呼ひ都而相渡し置明朝も返答仕出候筈也、

三月廿六日、雨終日降る、

一今日も加久藤滞在なり、四ツ時分打立粟下村田地之内畦廻り之場所所有之候ニ付、二三ヶ所見分いたし呉候様承り其所江差越、雨天ながら押て二三ヶ所竿入いたし広狭見分いたし候処、いよ／＼強降り相成致しかたなく取止にて、近方之百姓家江立寄雨見合居候処、追々小降りに相成候得とも竿入はとて相調丈ニ無之候間夫限りにて、同郷之内仲五塚井手并二俣井手所江差越見分いたし候、其中途昔年木崎原御合戦之節
(島津義弘)
惟新様御腰を被為懸候石、并三角田伊東方首塚大刀洗川なと見物いたし、穢多之藤元彦右衛門所江立寄先祖

丹波拜領之鑓并鎧・刀等も見候事、

一二俣井手を当分少々御普請有之、地方検者與倉孫右衛門在勤にて木屋等も有之候ニ付、立寄昼飯とも給へ候、其間雨は降り通し別而難儀之事也、此所より引返し之管候得とも、本道は今日の雨にて中途川渡り調ひかく段所役ともより申出、夫より飯野之内江廻り道いたし、大河平より差越候道筋罷通り七ツ過時分帰宿いたし候事、

一今日早帰りいたし候ニ付、風呂とも仕廻ひ候而地頭仮屋内稽古所江差越、当所郷士中武芸見分いたし候、水野流居合、心影流剣術にて両流とも郷内には不相応少人数故ちと不埒之かたに見及び候ニ付、一同申談し折角出精いたし候やう役々とも江達し置候事、

三月廿七日、雨夜前も終夜強降なり、

一此節廻勤中毎々降雨候得とも、昨今ほととの雨降りハ無之候、然れとも手当之通り今日四ツ時分打立栗野之やう廻勤いたし候、中途大溝原にて飯野・加久藤・馬關

田・吉田・吉松五ヶ郷之人数調練之筈にて人数も寄り居候得とも、止間なく大降りニ付、抛なく中途より取止之筋申遣し吉松之方江直通し差越候処、少し小降り相成候、然れとも最早人数も引払ひ相成候跡にて残り多き次第なり、夫より吉松御田糶蔵并常平倉一所に有之候間差越見分いたし候処、糶蔵ハ少々雨洩り有之候ニ付、則同所之内明き蔵江蔵直し助八付添にて取計らひ有之、拙者は吉松麓之やう差越全体昼休ミ之手當いたし有之候、当分与頭役愛甲武左衛門所江参着候処、吉松・栗野之土橋洗ひ落し通路差支へ候ニ付、此所江止宿いたしくれ候様郡奉行等より申出候間、いたし方なく其通相決し候事、

一今日前文通川支にて不時泊相成候ニ付、愛甲所江参着は八ツ過比にても有之候哉、何も其後日暮し無之、詰合御役々見廻り衆等留置咄ともいたし候事、

三月廿八日、細雨夜前中強降りハ無之候得とも終夜強降通し也、

一昨日より雨降り通し故、今朝川筋満水にて往来は抛な

く差掛り之者まで通船いたし候よし、所役とも申出候

次第なり、然れども今日までも当所へ徒然と滞在いた

し居候ても不可然事ニ付、段々吟味におよひ栗野之内

陣之尾越といふ山道罷通り候へは、全く栗野川不渡道

筋ニ付其方可罷通申談、四ツ時分吉松を打立候処追々

小降り相成、幸ひ之事にて内小野寺江差越寺内見分い

たし、先祖代拝領之品々とも拝見いたし、夫より中途

諸所見物いたし、栗野川筋之頭あばといふ所川端之山

道罷通り、あばとも見物いたし、矢張山道の難場なか

ら罷通り終に栗野之内へ出、樟脳山とも見分いたし、

栗野城江も罷登り見物いたし、徳元寺江も立寄り八ッ

時分麓まで着、郷士本山市左衛門所江止宿いたし候、

今日打立之節は陣之尾越といふ坂道罷通管に候処、前

文之通あばの脇山道無理に罷通り候処、終に栗野まで

参り着候ニ付、陣之尾は罷通らす候事、

一着後昼飯とも仕廻ひ、微雨にも成り幸ひ之事にて直に

同所川端調練場江出、栗野郷士中之調練見分いたし、

夫より同所出物蔵・中取蔵等見分いたし、^(憑)模寄り居住

百姓栄芳見分いたし、地頭飯屋江差越、水野流居合・

鏡智流鑑術見分いたし、引続き研ほし踊りを見分いた

し夕かた旅宿江帰り着候事、

一此節拙者廻勤之儀大口家来とも承り付、見廻として吉

松・栗野の間江差越候、中途にて九人ほとに出会候間

直に召列れ栗野江差こし今晚一宿申つけ置候事、

一今晚宿元江之書状認めかたいたし候、尤来月五日唱岩^(新納久)

院様^惣三十三回忌に当らせられ候得とも、当分旅中にて

帰り之日限もいまた不相決候ニ付、御法事ハ差延しか

た之儀鹿府并大口江も申遣し、其外諸事用向も有之候

ニ付てなり、

三月廿九日、朝曇屋より晴天、

一四ツ時分栗野打立、幸田村勞れ在之よしニ付栄芳見分

いたし、同村山道打越横川金山江廻勤八ッ前比参着、

則より奉行役所江止宿いたし候、今日全体ハ栗野より

往還筋罷通り金山江入込ミ之手当にて候得とも、差掛

り幸田村山道打越候得は格別近か道之よし承り候ニ付
前文之通りなり、左候て当分在勤金山奉行は面高眞七
郎、見聞役和田源太兵衛、書役川上喜兵衛等なり、右
面々金山境まで出迎へ有之、則より付添万事案内なり、
一着後昼飯とも仕廻ひ、御役々列れ立当山御田内御蔵見
分いたし、夫より金吹所江差越金銀吹かた并延へかた
等其外金拵へ之次第等細々承り、彼是にて日暮れ候事、
一今晚奉行始め山中役々中より吸物二ツ、取肴種々にて
酒・飯まで茂差出候ニ付、助八始め御役々拙者旅宿江
打寄りゆるく咄ともいたしみなく給へ候事、

四月朔日、晴天、

一今日金山江滞在なり、四ツ時分より御役々列立諸所見
分いたし、國見嶽江登り諸方遠見いたし、夫より永野之
方江差越し諸所も見分いたし、永野にて昼飯とも仕廻
ひ、夫より矢張諸所鉤々見分いたし御手山之内高塚涌
上りにて今日中之出金砂金にいたし候処、今日は珍し
く大出金にて三拾目壹分有之、近日は出かたもよろし

く昨日も拾貳匁余有之、先月までは貳三匁位ツ、出候
得とも、三月中旬より出方よろしく相成一同別而喜ひ
之事にて候よし、右高塚にて金砕きかた其外諸事之仕
様手数見分いたし、碎場歌までも謡わせ候、左候而御
手山方稼き人数は勿論、奉行始め掛り御役々一同江も
御祝ひ金被下方等之儀とも、助八を以て取扱いたし、
夕かた帰宿いたし候、尤定式方掛り役々江も金子千疋
被成下候取扱いたし置候事、

一今晚も眞七郎始め役々より吸物二通り・酒・飯までも
段々入念被差出候間、助八始め御役々打寄り明朝出立
之事にも有之、猶更ゆるく咄ともいたし候、尤此節
廻勤中酒食は厳敷禁し置候得とも、金山之儀は別段之
訳にて昨今晚とも入念たる馳走にあつかり候事なり、

四月二日、夜前より小雨追々強降り相成終日止
間なし、夕方少し小降り也、

一今日打立國分の方江廻勤之筈ニ付、今朝面高眞七郎始
め御役々、所役とも江も稼方折角出精いたさせ候様、

其外御用筋申達し置五ツ時分仕廻かた相揃ひ罷立候処
追々雨は強く相成候得とも押て差越、(牧園)踊地頭飯屋江立
寄昼飯とも給へ候、此時分は中にも強降りいたし此所
江不時泊りにても可致様那奉行等より申出候得とも、
ゆる／＼罷在少し小降りに成り候間打立、夫より犬飼
之滝上を通り古道坂を罷下り、曾於郡松永村之内小鹿
野百姓家江立寄いたしゆる／＼休ミ、夫より清水之内
姫城村御内用方計ひ瓦屋江差越見分且ツ休ミにて、大
鐘時分國分町まで参着、町人鞆木政右衛門所江止宿い
たし候、今日前文通り終日強降りにて見分事存分不相
調、通路少々之見分事にて罷通候事、

四月三日、雨昼止、夕方より又降る、

一今日國分滞在なり、四ツ時分より打立眞孝村御藏并濱
之市御藏、同所西浦崩れ面等見分いたし濱之市江しば
し休ミ、夫より同所新田見分いたし、浜辺相廻り住吉
村柴勞見分いたし、夫より新川尻相渡り小村御藏々は
勿論、新田之水掛り込ミ所より近比御植付之芦場見分

いたし、新田中は猶以委しく見分いたし、同所会所江
立寄り昼飯とも給へ候、夫より上小川村柴勞とも見分
いたし夜入過帰宿なり、今日昼之内は雨止居候得とも、
小村会所罷立候時分より相応降り候得とも押て上小川
村柴勞見分いたし、至てせわ／＼敷致難儀候事也、

四月四日、雨小降り、

一今朝國分出立五ツ時分より蒲生之やう廻勤掛、國分之
内新川筋河原にて國分・清水・福山・曾於郡敷根人数
調練見分いたし候、小雨降り候得とも兎哉角相調ひ候、
就中國分人数ハバタイロン備へ相立候而見分ぎわよろ
しく候、夫より野久美田村江立宿いたし、夫より小田
越いたし加治木江出、町内江立宿いたし候、此所にて
領主より馳走有之候、夫より洲之崎出物藏并下代藏等
見分いたし、帖佐之内鉄山江差越細々見分いたし、夫
より納屋町御藏等見分いたし、重富之内城ヶ崎江立宿
いたし此所にて昼飯とも馳走有之、左候て蒲生之麓
江暮時分参り着、郷土瀬之口覺右衛門所止宿いたし候

事、

四月五日、雨屋より夕かた追々降強し、

一今朝五ツ時分打立蒲生八幡社江參詣宝物とも見分いたし、夫より紙座并金引製法所且ツ養蚕御取立所等見分いたし、夫より城山江登り細々見物いたし、吉田之方江山道を下り吉田之内江小休ミいたし、夫より重富之内罷通り同所脇元江出候て町内江立宿いたし候、此所にて領主より吸物・取肴・酒・茶漬までも被差出候ニ付隙取候、此時分ハ雨止居候ニ付仕合之事なり、左候て同所より乗船出帆之処直ニ雨強く成、南風相応にて船は加治木より差出し有之候処、至而不手当にて出船則より雨しのきも出来兼候位成り立、やうく瀧ヶ水 downstream 着船、同所より水手并引船式艘為立候而心遣ひハ無之候得共、向風かた／＼にてやうく暮時分鹿府下町石燈爐通下江着船いたし候、踊より是まで郡奉行は山城新右衛門付添ひにて、船中より瀧ヶ水辺之事も右新右衛門大心配なり、左候て下町津畑立宿にて助八其外一

同も供廻りかた／＼捌かたいたし相別れ、拙者五ツ時分主従首尾よく帰宿安心いたし候、着船より帰宅之時分なと別而之強雨降り、至而せわ／＼敷事ともに候、尤立宿まで用頼林仲之丞其外段々待迎ひ居世話也、

四月六日、雨強し、

一今日より出勤之管候得とも足痛有之、其段用達を以て御届申出置候、且ツ又次郎四郎御暇御礼之儀も名代を以て御用人江申出置候、次郎四郎よりも月番御用人高橋縫殿江御礼御届申出置候よし也、

一今朝より八ツ後其前後にも段々見廻ひ且ツ御用談人有之候得とも筆記ニ不及候事、

○木之氏村江先年溜池有之候得とも水門等相損し当分不用立候ニ付、修甫いたし候は、永年田地用水潤沢相成、追々開地有之候ても用水十分に可相続吟味におよひ、尤受持郡奉行山口與三左衛門江も細々相談におよひ候処至極可然旨承り候ニ付、当屋敷計ひを以て諸入目は

勿論夫飯までも相渡し、二月朔日より打立同しく十日

までに成就相成、右ニ付水神勸請にて溜池之記相建置

候ハ、永年修甫召加候始終之次第相分り居可然吟味

にて、幸ひ当分地頭代伊地知喜十郎相勤居られ候ニ付、

彼方江建かた之儀頼越、石切は勿論文字彫刻かた々

都て伊地知氏引受にて相建候、此旨後年為見合記置候

事、

前面

水神

新納君私邑大口郷木氏村之内稻田水乏、邑民苦種芸、

此地旧有瀦瀦灌漑頼之、星物移換水門填塞、滋潤不周

田圃瘦瘠、於是与二三司農議修理之事、邑民力乏費用

難弁、或曰瀦瀦不啻為私邑、若水利得功余流可以及公

田也、然則闔郷庇之不膽者仰給於

官何不可、新納君曰、是私邑之事何煩官与郷、乃投私

資而給之以起役、邑民喜而趨之不日成之、徑當得法修

築周密隄防完固、衆皆扑舞期耕稼豊熟、余適以賤職督

闔郷之農事、此役素吾所管、因崇水神叙願末於其陰、

併刻与事姓名以伝不朽爾、

安政二年乙卯二月

山口通直記

郡奉行

山口與三左衛門通直

地方検者

草野甚七永農

郡方書役

有馬十郎純詮

村掛郷士年寄

有村準治正心

木之氏村差引

新納五郎右衛門實次

右之通郡奉行山口與三左衛門通直と談合之上水神勸請

成行を記置也、

口上覚

宮之城揚宣寺

末寺大口青木村

泉徳寺

右寺之儀は新納駿河先祖武藏守忠元嫡子刑部太輔忠堯

天正十一年未六月十三日於肥前深江戦死ニ付、其節

(島津義久)貫明様より為懸命之地被下置則泉徳寺建立にて、其以

来代々之善提所御座候ニ付、右由緒之訳を以て御差支

不被為在候ハ、福昌寺直末被仰付被下度奉願候、左様

御座候は、檀方中氣請も宜敷別而有かたく奉存候間、猶又駿河方も寺録等相重ミ往々寺立候様仕度被存候ニ付、右之趣私より奉願候様被申付候間、此旨被仰上可被下義奉頼候、以上、

卯三月四日

用頼

林庄之助

福昌寺

御役寮

右之通申出置候処四月六日左之通被仰渡候事、

写

宮之城揚宣寺

末寺

泉徳寺

右は此節其寺直末寺之願被申出趣有之、願之通令免許

候条可申渡候、

安政二年卯四月四日

寺社奉行所印

福昌寺

右之通其寺之義宮之城揚宣寺末寺にて候処、新納駿河殿先祖武藏守忠元嫡子刑部太輔忠堯、天正十一年未六月十三日於肥前深江戦死ニ付、其節

貫明様より為懸命之地被下置則泉徳寺建立にて、其以來代々之菩提所に御座候間、右由緒之訳を以当寺直末寺之願新納家より被申出趣有之、願之通御証文を以て御免被仰付候間、此節より当寺直末寺に申付、以来一所一ヶ寺同前申渡候条、此書付後年任替之節は堅固に次渡可被置候、此段申渡候、以上、

安政二年卯四月五日

福昌寺侍衆印

月香院

千山

大口

泉徳寺

右之通被仰付候段、泉徳寺并此方用頼江も申渡有之難有仕合也、

一拙者廻勤ニ付立前在番嘉手納親方より送り品も有之

候ニ付、帰リ之土産左之通遣し置候事、

一猪肉 二肢

一茶 一箱都之城製

一煙草 一箱十二合入

一水餅 一箱都之城製

右之通遣し候事、

四月七日

一今日より出勤、月番伊織殿江届申出置八ツ退出、

一去夏亜墨理幹国提督申立之ケ条江総理官等印押調相渡

候儀ニ付、御佗問之儀都合よく相済ミ候段撰政・三司

官承知いたし難有次第奉存候、右ニ付撰政・三司官よ

り申越候趣を以て在番嘉手納親方見廻且ツ贈り物左之

通、

覚

一 汝扇子 一箱

一 瑠璃壺 一椅木台共

一 紺島細上布 二端

鳴紬 二端

焼酎 一壺

四月七日

四月八日、記なし、

同 九日、記なし、

同 十日、

一異国船之儀ニ付今日不時飛脚差立候間、豊後殿・田中

仁右衛門・福嶋半次郎・山田壯右衛門等江御内用向申

遣候、山田は仙波市左衛門を以て差廻し候事、

一今日水仙之間之格を以於御座

新納駿河

右当七月

(徳川家慶) 慎徳院様三回御忌

(島津斉彬男子) 覺法院様御一周忌御法事ニ付御用掛被

仰付候、

四月

筑後

右之通被仰付候間御請御札申出置候事、

卯四月十一日

御茶屋御取添内硝子製法所并反射炉御取立之辺諸事見分として差越候、夕方打立同断船にて暮時分帰宅、始終助八等付添なり、左候て波戸方御役々より左之通形行被申聞候、

一地頭所指宿より定式之よしにて左之通差出候、

覚

一錢五貫文

下津畑

右御地頭様御方

土手数 七ツ

一同卷貫五百文

高さ三間ツ、

右御子様方御方

居 七間ツ、

右は当春御地頭瀬引為致候而取得候魚代を以右之通差

留り九尺ツ、

上申候、宜敷御披露奉頼候、以上、

内

浦役

北より老番

四月九日

山下幸左衛門

老ツ 流式拾八間六合

老ツ 流拾八間

老ツ 流拾三間七合

四月十二日、朝雨昼より晴天、

一今日出勤、四ツ後退出、夫より福崎助八并御役々尤書

老ツ 流拾壱間

役等召列れ、下町御築添当分御普請場岸岐并波戸台場

老ツ 流拾五間壱合

江差越細々見分いたし候、夫より乗船之まゝ直さま磯

老ツ 流拾八間四合

卷ツ 流式拾四間七合

同所屋敷掛り

一 溝筋百三拾七間 明き式尺
深さ卷尺

一 波戸築添流百式拾間

但汐干涯より海中深さ五尋程

汐干涯より石垣高さ卷丈八尺

築留拾卷間

右之内

百拾間余 根石居調

内

一 五拾間程根石より拾式長ヶ井之仕調

一 式拾間程根石より四長ヶ仕調

一 拾八間程根石より式長ヶ仕調

一 石切三拾余人

一 夫方八拾人位

一 五郎太漕船百四拾七艘

但櫻島并花倉上下町より太体一日に三百四拾艘并漕

届申候、

一出牛式百三拾疋位

但櫻島并花倉

一 割石積船八艘

但花倉

右波戸御普請方当分手続之次第申上候、

御下ヶ金

金三千四百三拾兩

錢にして式万四千六百九拾六貫文

内卷万六千百拾六貫百五文

右諸払

当時まで之間右之通払相成居候、

四月十三日、記なし、

四月十四日

一 夕方大口泉徳寺住持參候而福昌寺より直末寺被仰付候

証文差出届申出候、尤内々ハ先日寺社方より承知いた

し居候得とも、今日現証文差出し候ことなり、

四月十五日、曇、

一 今日吉野馬追有之、おせひとの・お悦見物ニ差越夕かた帰り候なり、

四月十六日

一 新納彌太右衛門事去年御赦免有之、当春徳之島井之川二番船に乗船甑島江上着、夫より小船にて去ル朔日首尾よく帰宅有之、今日夕かた次郎九郎同道にて参られ候間久々ふり面会いたし候処、存外元氣之体、年も差而寄れ不申至極之達者に付、拙家も一同致喜悦候事とも也、

四月十七日

一 四ッ前大雄山江、

太守様

宰相様御代参

但着服熨斗目・長袴

右之通相動別勤なり、

四月十八日

一 唱岩院様当年三十三回御忌ニ被為当、去ル五日御正忌日之事候得とも、拙者旅行ニ付御法事相調ひかたく、大口泉徳寺迄は御法事いたし候やう栗野より申遣置、爰元之儀は差延置今日於興国寺相調候間、五ッ過より次郎四郎并用頼役人等差越候、拙者は出勤いたし四ッ後御暇申上、興国寺御牌前并御石塔江参詣いたし直ニ帰宅、八ッ後より類中相招候て魚飯とも振廻候、人数新納主税殿・諏訪數馬殿・北郷哲五郎殿・新納衛守殿・二階堂源太夫殿・島津仁十郎殿・二階堂部殿・迫水善左衛門殿・東郷一介殿・福永仁右衛門殿・新納次郎九郎并用頼林仲之丞父子・磯永孫四郎等之続合、且ッはかねて出入いたされ候面々まで相招き候事、尤婦人かたには肝付了山殿奥かた并およしとのなにて候、左候而都之城井川上源十郎殿・肝付甚左衛門等之唱岩君御続き之衆江は菓子・煮染・酒とも取合差遣し置候事、

四月十九日、記なし、

四月廿日

一 四ツ時福昌寺江

(島津重豪)
大信院様

(島津重豪)
賢章院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤別勤なり、

一 今日夕かた新納彌太右衛門参られ候て、同人年来之苦

行細々書記いたされ置候大秘本之九郎談五冊、并極内

用之諸書付取揃へ被為見候間都而預り置候、尤彌太右

衛門事ゆるく咄候て帰られ候也、

四月廿一日

一 島山家父上様御機嫌よく被遊御座候内、御肖像彫刻か

た山下出右衛門江御頼、雛形は其涯則出来候得とも、

正御像成就不相成内御死去ニ付、其後巖兄義實君も追

々御催促も被成候得とも、出右衛門方至て隙なしの事

にて是も成就無之内御死去に付、猶又拙者より追々催

促いたし候処、三十余年に相掛りやうく此節成就い

たし候ニ付、今朝山下方より申出候間取寄奉拜候、尤

山下事は江戸出目門人ニ相成、出目号免許にて出目滿

總と名乗候ニ付、其通銘彫も有之候事、今日先月廿九

日江戸被差立候定式飛脚到着段々御用封相達、尤

御惣方様御機嫌克被遊御座候御左右なり、

四月廿二日

一出勤、八ツより退出、夫より上滑川御役屋敷にて蒸気

船雛形、市來正右衛門・中原猶介等掛りにて御手元内

用計ひにて御出来相成候間、拜見として近江殿・伊織

殿・登殿・拙者列立、福崎助八召列差越七ツ前引取候也、

一 今日島津下總殿御家老御役加判同役同前被仰付候事、

且ツ又伊織殿事年齢罷成壯健には候得とも、月番并御

先立勤等御用捨被仰付、左候而紅裏衣服相用ひ候儀勝
手次第いたすへき旨被仰付候事、

四月廿三日

一四ツ時寿国寺江

(鳥津寺直志)
蓮亭院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤別勤なり、夫より南林寺江参詣山中墓参と
もいたし、下總殿江昨日之祝儀として玄關まで見廻帰
宅いたし候事、

四月廿四日

一出勤、毛利様御隠居御逝去ニ付伺御機嫌有之、相濟直
ニ退出、夫より下總殿・近江殿・登殿・拙者列立御兵
具所江差越、御讓御道具始め御楼門より一番蔵式番蔵
迄見分いたし八ッ前引取候事、

四月廿六日

一夕方より重富江相勤候面々之内、頭役伊集院權右衛門・
鹿島郷十郎・高橋金五郎・新納休右衛門列立被参候、
尤彼方内用向拙者承り候ニ付てなり、右ニ付坂本彦五
郎相招き候、是ハ權右衛門実子之ゆへなり、ゆるく
にていづれも罷立れ候事、

四月廿七日

一出勤、四ツ過より下總殿・近江殿・登殿・拙者列立御
兵具所江御蔵々見分として差越、八ッ前引取候なり、
一昨夕方江戸飛脚到着
高輪様御湯治之儀御願立相成候段申来候事、

四月廿八日

一出勤毎之通、且ツ先月五日新
御判物御頂戴被遊候御祝儀も惣出仕にて有之候也、

四月廿九日

一定式飛脚差立られ候ニ付山田氏江書状とも差遣し候、
左候而此節便より此内琉人贈品之内緞子式本并御肴料
金千疋御内々伺

御機嫌として進上仕度候旨を以仙波市左衛門江相頼、
山田壯右衛門方江被差廻候儀とも相頼、御納戸まで差
遣し候事、

阿弥陀木像一軀在日州都城梅北村西生寺、体内藏鬮體
經年朽壞、文政元年戊寅五月遭暴風骨露焉、莫知其為

誰遺骨、邑人西牟田氏有旧藏書曰、其所藏為我駿州府
君遺骨、而像為慶軒所彫造、旧實於其枝院常福寺云、

近質邑吏無知仏匠有慶軒者、且其書中所附載亦与吾家
譜多所抵牾、非遽可以悉拠、然近驗問知君墓在乎福島

極楽寺、由是觀之至吾宗子移封梅北、窃奉遺骨刻仏藏
体以實常福、迨其廢圯移諸西生亦如有謂焉、於是乎十

年丁亥四月先考久命君命仏工大塔貞記作、其後光与蓮
華台以易朽損彩飾増旧、今也余亦造之厨子、益加崇敬

永使以勿怠乎祭祀、因附銀拾枚以為香火之料、君新納
氏諱曰是久、称駿河守、吾家之始祖也、因略録于板、

又与其事工匠等姓名亦書於尾、以伝無窮云爾、

安政二年乙卯四月穀旦

十六世孫新納駿河久仰記

大工伊作 折田十助

西生寺四十一世 同河辺山田 本田作之進

覚禪 同田布施 宮内清四郎

塗師 野邊澤助

金物師 原田金兵衛

西生寺阿弥陀像記

往時日州都城梅北村有寺称常福寺、是霧島山西生寺之

支院云、後頽廢為民居、遺址猶存其地日常福寺門、寺

旧安置阿弥陀像、頽廢後像没草莽中無顧之者、文化中

其隣民有源太郎者、傷其毀壞移之其宅辺、朝夕薦香花、

会一日大風雨、仏像顛墜腹裂鬮體出焉、源太郎恒懼謂

是必匪常人、乃如旧収之、都城史官荒川津右衛門儀芳、

福富仲右衛門経長聞其事携仏工大塔信徳、往檢之無有

姓氏之誌、大塔殊称其像製古雅非庸工所彫、幾乎出西

土人之手者、因又旁問村中父老、莫知其由者、邑人有

西牟田傳兵衛通房者、其家世祭山田村木野川內諏訪山之古墓、及通房沒家唯一老母不能舉其祭祀、而其家有祖先所傳旧記、儀芳就而閱之曰、武利菊池人与新納三河守是久有旧、文明之役是久乞援於武利、武利留次子二郎三郎武次守菊池、親挈長子主殿介武安來会是久于梅北、是久大悅乃執手約為兄弟、共誓莫世世相忘也、乃分兵士五十余人授武利、經東霧島三角越赴敵、文明十七年六月是久子左京亮忠祐戰沒計至、葬之末吉御在所山中建塔、表之題曰忠祐居士、是年十月是久亦戰沒同葬忠祐墓域、題曰是久居士、常福寺僧義芳是久父子及武利所親厚、因命之守其冢、明年八月大風雨塔壞、武利使義芳改窆父子之尸於山田村木野川內諏訪山、此時適有仏工慶軒者、命之刻阿弥陀像、像腹中藏以是久之顛骨、囑義芳祭祀之、而其尾署文明十八年十月二日武利記、而始知嚮者鬻髑即是久也、儀芳素知是久為吾家之祖、因托人報知先考葦舟君、未得所答一夕夢過郊野、有異人撫其肩曰、仁比乃古礼比佐志玖宇津毛連志賀、義芳爾安比天宇津遠波良寸、言畢不見寤而異之且日

思之、乃覺夢語中有隱隱謎新納是久四字、且自謂夫義芳者是久君平生所焯依、而与吾名亦字音相通愈以為奇、即令福富經長肖其容、自為文記之、其事亦聞于府下、葦舟君就而徵之其事不妄、於是命仏工大塔良次補真像之欲壞藏之西生寺、実文政丁亥歲也、世仍呼其仏像為常福寺阿弥陀、然而武利所記徵之家譜頗有齟齬者焉、是久君幼名四郎太郎後称駿河守無三河守称、文明十七年六月廿一日戰没于飢肥川原、武利記為十月十七日与家譜不合、是久之子伊勢守友義其子左京亮忠祐、而武利以忠祐為是久之子誤矣、忠祐享祿元年五月朔日戰没于莊内冷水、与武利所記相距四十余年、其抵牾亦甚矣、近又有人告日州羽子志村極樂寺鬼簿誌是久・友義二名因搜索其近隣得二冢、姓名歷然其事別有記、今不贅而武利記曰葬御在所山中亦可疑也、小説野史誤事實、往今有如此者、則武利記或後人所附会亦未可知焉、雖然其佞妄与不妄姑亡論焉、其收遺骨匿之仏像中、蓋避敵人發冢之患者、因之而永世得奉祀之、是蓋是久君平日恩義深重有足以孚感人心者、故奉其遺骨厚其祭祀報之

死後者、豈亦世之輕薄子弟壳名欺俗之徒所能為邪、且也仏像埋没草葬不知経幾星霜、而顯其靈異於今日者、蓋亦是久君之神或有護之而然欤、義芳所記夢中語雖殆乎不経、而其人信心所疑幽明感應亦不可謂無其理也、

而此舉也発其端者義芳也、亦可謂忠於是久君者也、余每聞遺骨之事未嘗不凜々焉感悚兼至也、因託白銀十枚於寺僧為香花資、冀後來奉祀之不忘爾、記曰父没而不能説父書手沢存焉、爾況稱其遺骨者其可忽、諸又聞之士人、西牟田氏家世以木之前村榮源寺為塋域、其旁作馬鬣号曰阿弥陀墓、世祭之、或曰亦祀是久也、又其家安置阿弥陀小像、相伝亦出慶軒之製、与常福寺像善相肖、蓋亦同刻之以祭于家者、亦可見其家世信心之厚也、凡郷老所伝如此、安知他日不有逸書可得其考証者出耶、余以此拳匪為足也、尚冀望後日搜索之有所得耳、按家譜是久者宗家四世修理亮忠治次男、而五世近江守忠續之弟也、是久有女適島津式部太輔久逸之子又四郎善久、善久先父没、久逸尋亦戰没、是久之女寡居、守邑育幼児経紀家政有賢女之称、幼児即

日新公也、

公之令徳昭々不待言焉、而其源実出賢女之訓、則亦可不謂是久君陰徳之報耶、後五世拙齋忠元君生焉、柱石国家勲績大著矣、天保中

藩公懷其遺徳為建祠称忠元靈社、不佞久仰承乏国老、亦莫匪是久君陰徳之所被也、今記阿弥陀像之事併言及于此、以見家世陰徳之報未艾云、

安政二年乙卯四月

十六世 新納駿河久仰撰

五月朔日より同三日まで記なし、

五月四日晴天

一 今日玉里

御屋敷見分かた／＼として石見殿被差越候ニ付、拙者にも参り候やう承り候間四ツ時分より差越候、御屋敷江は御附御側役有馬舍人并に表より友野市助・名越彦太夫・三原藤五郎等も差越被居候ニ付、相揃ひ御座候

より御屋敷中拝見いたし候処、扱々結構なる御事にて
いつ 御下り被為在候而も御差支被為在間敷奉存候、

左候而今日は御役々相揃ひ御座立候様之事ニ付、御祝
ひとして御吸物・御取肴・御酒被下、左候而御茶漬まで
も頂戴被仰付候、旁にて八ッ過退出、夫より伊勢雅樂
殿草牟田村屋敷江立寄り、石見殿企にて友野始め御役
々并書役上村十左衛門・市來正之丞・東郷八郎等も被相
招、ゆるく弁当披きともいたし暮時分帰宅候也、

五月五日

一端午ニ付在番嘉手納親方より焼酎砧一双贈有之候ニ付
此方よりも肴一折・酒一樽差遣し祝儀申入置候事、

五月六日より同八日迄記なし、

五月九日

一今夜入過月番方より市來正之丞を以御用封等差廻され
江戸飛脚七ツ時分到着、

高輪様御湯治御暇之儀先月十三日御願之通被為濟候御
左右也、

五月十日、大雨、

一今日出勤毎之通、八ッ前西田川満水にて六尺余上り候
ニ付、川外之面々御暇被下度旨御目付申出、其通申渡
有之候事、

五月十一日

一今晚畠山孫七参られ候、同居住宅此内より雨洩り等き
ひしく候得とも、取結ひ之手段ニ付此内色々勝手向願
望之儀承り候得とも不相違、抛なき訳ニ付拙者江御心
付被仰付候中之島在番附属料之内、先月末より一二度
におよび金八兩程合力として差遣し、右を以修甫有之
候ニ付礼として参られ候、左候て明朝より旅行之由也、

五月十二日

一今晚御趣法方御金方勤肝付清右衛門并書役中野喜三左

衛門・中村吉兵衛・中村吉左衛門等相招き候、取持に
は岩下清之丞等相招き候也、

五月十三日より同十七日迄ハ記なし、

五月十八日

一四ツ時浄光明寺

(島津忠久)
得佛様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代参

但御惣霊様江御代参

着服麻袴

右之通相勤別勤也、

一今日七ツ後より、近隣伊集院周八并用達召列れ下伊敷

上伊敷方江水損場見分として差越、黒岩番所へしぼし

休ミ夫より引返し周八(抱)拘地へも立寄り茶とも給へ、夫

より小野村之内江廻り暮すき帰宅いたし候、水損は稀

なる大破なり、尤西田橋辺も定水より九尺位之増水、

去ル十日には六尺余七尺位茂有之候よし、西田橋より
川上之方は堤石垣もやうく二三寸位も明居候位之よ
し、此節ほと之満水至而稀なるよしなり、

五月十九日記なし、

五月二十日

一八ツ半比より武村・田上村江水損見分として差越候処

彼方は存外破損無之無事なり、夫より田上川筋を下り

柴立松まで差越此所江しぼし休ミ居候処三原藤五郎事

先日より加世田方限江見分事有之差越居今日帰りに出

合候間、同所茶屋江立寄りしぼし咄合、夫より高麗町筋

帰り高麗橋より西田橋まで川涯罷帰り暮時分帰宅候事

五月廿一日より同廿四日迄記なし、

五月廿五日

一出勤、四ツ打切退出、近江殿列立御記録所内江此節新

御造立相成候御文庫見分として差越、夫より金蔵・米蔵見分いたし、夫より近比御引直し相成候琉球産物方江差越見分いたし、此所にて昼飯とも仕廻ひ、夫より三嶋方并織屋見分いたし、雑紙方江さし越是また同断、夫より御製薬方江同断、夫より筆製作所江差越是又同断、此所にて昼飯とも差出候間給候、尤三原藤五郎・福崎助八其外御役々付添且出会等も御定通にて、大鐘過ぎ帰宅いたし候事、

五月廿六日

一今朝五ツ過より祇園洲台場江出張、大砲打方并野村彦兵衛方火矢打かた等見分いたし、七ツすぎ相濟直に引取候なり、

五月廿七日

一此節玉川王子上国ニ付、昨日より今日までも追々届として且ツ見廻等有之左之通なり、

口上覚

太守様御家督

宰相様御隠居御願之通被

仰出候御祝儀之使者并

太守様御官位御昇進

宰相様御茶入被遊

御拝領候御祝儀之使者兼務被申付、今月十八日琉球出帆同月廿一日山川着船、陸地差越昨晚

御当地江上着仕候、先ッ早々以惣大親此段申上候、以

上、

五月廿六日

玉川王子

口上覚

太守様

宰相様倍御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、私事

太守様御家督

宰相様御隠居御願之通被

仰出候御祝儀之使者并

太守様中将御官位御昇進

宰相様朱衣肩衝御茶入被遊

御拝領候御祝儀之使者兼務被申付、今月十八日琉球出

帆、一昨晚御当地江上着仕候、此段為可申上役々召列

致参上候、以上、

五月廿七日

玉川王子

覚

大親
我如古親雲上

与力
天久親雲上

右筆
平敷親雲上

医者
新垣親雲上

儀者
玉吉親雲上

小姓
内間里之子

同

五月廿七日

與世山里之子

覚

与力
外間親雲上

庖丁人
宮城親雲上

右兩人は山川迄罷登居申候、

与力
宇江城親雲上

儀者
屋嘉比親雲上

右兩人は後船より罷登可申候、

五月廿七日

右之三通沓包也、

口上

太守様

宰相様倍御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、私事玉川王子

惣大親被申付今月十八日琉球出帆、同廿一日山川着船、

陸地差越一昨日

御当地江上着仕候、右之御届為可申上与力召列参上仕候、此旨宜敷御取成頼存候、以上、

五月廿七日

與那原親方

駿河様

御取次衆

覚

宰相様倍御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、私事年頭御祝儀并御礼等之使者兼務被申付、今月十九日那霸川出帆、同廿三日山川参着、陸地罷通昨日御当地参着仕候、右之御届為可申上役々召列参上仕候、此旨宜敷御取成頼存候、以上、

五月廿七日

浦崎親方

駿河様

御取次衆

覚

右之二通一包也、

五月廿七日

口上

駿河様弥御勇健被為成御座乍憚珍重御儀奉存候、私事琉球館蔵役被申付今月十九日那霸川出帆、同廿三日参着、同廿五日陸地罷通昨日御当地上着仕候、右之御届為可申上参上仕候、此旨宜様御披露奉頼候、以上、

五月廿七日

西平親雲上

口上

五月廿七日

口上

太守様

宰相様倍御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、私事年頭御祝儀并御礼等之使者兼務被申付、今月十九日那霸川出帆、同廿三日山川参着、陸地罷通昨日御当地参着仕候、右之御届為可申上役々召列参上仕候、此旨宜敷御取成頼存候、以上、

五月廿七日

浦崎親方

駿河様

御取次衆

覚

右之通二通老包也、

五月廿七日

琉球館書役
宮城親雲上
浦崎親方与力
上間親雲上

五月廿七日

右之通二通老包也、

五月廿八日

口上

一今日玉川王子江用達改服為致上着之祝儀迄申入置候事

太守様

五月廿九日

一先月廿九日江戸被差出候中急ぎ今朝到着、山田氏より之書状等相届候、至て短札也、

一今日用達を以玉川王子江大鯛三枚・生酒拾盃、并與那原親方江鯉節二連・酒八盃、浦崎親方江も同品差遣し祝儀申入置候事、

口上

弥御勇健被成御勤珍重御儀奉存候、今般上国仕候ニ付昨日以御用達衆御祝儀被仰下置候処、猶又先刻は以御手扣書御肴一折・御酒一樽被下之忝次第奉存候、右御礼以与力申上候、以上、

五月廿九日

玉川王子

五月晦日

一今日石見殿事当八月中旬までに御内用之儀有之候間出府被致候様被仰付、且ッ又島津藏人殿事も伯耆殿江交代被仰付候、出府比合之儀は追て可被仰出旨

御名代島津兵庫殿にて被仰付候事、

一今日川上龍衛大番頭江、宮之原主計寺社奉行江、平田

伊兵衛御側役格御趣法方掛江被仰付、其外少々輕き御役替被仰付候事、

六月朔日

一出勤、月次御礼等相済御暇いたし夫より與国寺江差越候尤今日芳樹院様御三回忌(新納久命鎌室)春生苗影童女式拾五回忌相混御法事いたし候ニ付、今朝五ツ時分より次郎四郎并

用頼林仲之丞役人等差越相詰居候、右ニ付前文通拙者も差越御牌前并御墓参りいたし直に帰宅、七ツ時分より類中并兼而出入之面々相招魚飯とも振廻候、二十人余之客来にて候事、

六月二日、記なし、

六月三日

一今日先月末之定式中急被差立候ニ付、山田氏江御内用状其外段々差登せ候事、

一今日毎之通靈社御祭いたし候ニ付、七ツ後より新納彌
太右衛門并次郎九郎・平田八郎太・伊地知小十郎并喜
十郎・黒田平八・新納休藏など参られ候てゆるくと
咄也、

一今日玉川王子より氷砂糖一籠・泡盛酒砧一双是式とし
て被贈、并與那原親方より塩豚一重・焼酎砧一双安否
尋として、并浦崎親方より煙豚一肢・焼酎砧一双是亦
安否尋としてさし贈られ候事、

六月四日

一在番嘉手納親方より塩豚一重・焼酎砧一双宿元到来ニ
付安否尋として差贈有之候也、

六月五日

一今日より磯永孫四郎次男喜之助相頼、此内伊地知季安
江相頼拙家系図之下草中取いたし候、且ツ夕かた孫四
郎にも参られ候、先年忠元公勲功記相調置候本何方よ
り紛れ参り候哉、徳之島江参り居候を見聞役千田傳左

衛門見当り持帰り候を、今日孫四郎を以差返され別而
仕合之至なり、厚く千田江礼とも申達し置くれられ候
様頼置候也、

六月六日

一今朝早目出宅砲術館 御軍神江参詣いたし、書籍方江
も立寄り書籍方掛り之面々写本其外清書とも見分いた
し、伊地知弥平太と申十六歳之者蘭字よき下地之者ニ
付少々書かいたさせ、かたくにて夫より出勤毎之
通也、

一八ツ後より新納休藏被参、嫡家之雜譜綴り立方被致候
事、

六月七日

一不時町便江戸江差立相成候ニ付山田氏江一筆申越候事

六月八日、記なし、

六月九日、曇昼雨夕方晴る、

忠元君之雜譜中取かた相頼候事、

一 今朝六ツ時分出宅、下町石燈爐通津畑立宿江出張、石見殿・登殿出会乗船いたし、尤書役とも、召列新橋下

六月十一日、記なし、

蒸汽船見分として差越、此所にて近江殿・三原藤五郎等出会、夫より磯御取添地内反射炉初め諸事見分いた

六月十二日

し直に乗船、櫻島瀬戸村江差越彼所にて御造立之大砲船見分いたし、左候て瀬戸村藏之丞所江立宿いたし、

一 五ッ過南泉院江
惇信院様御正忌日ニ付
(徳川家重)

いづれも打寄り弁当とも相披きゆるく、いたし夕方出船、夜入五ッ半時分今朝出船之場江着、直に銘々相分

太守様
宰相様御代参
但着服長袴

れ帰り候、尤石見殿近々出府ニ付藤五郎等申談見分之儀相企候事なり、

右之通相勤別勤也、

六月十日

六月十三日

一 磯永喜之助事は毎日ほと隙さへ有之候得は参られ候て中取ともいたし呉られ候得とも、忝人にては墓取らす(歩るカ)

一 石見殿来月朔日かた出立之筈ニ付、同席中申談柴立松之下海辺江近比油澄め水車場取立候池田武八所江七ッ

候ニ付、稻留源左衛門事も家譜中取等に相頼申度申入候処、受合にて今日八ッ後より参られ喜之助同様写し

時分より下總殿・近江殿・伊織殿・藏人殿・登殿尤石見殿拙者追々出張三原藤五郎にも誘引いたし書役とも

かたいたし呉られ候、尤源左衛門江は

く、段々召列れゆるく、いたし夜入四ッ時分帰宅いた

し候事、

六月十四日

一八ツ後より磯永喜之助・稻留源左衛門参られ候て写し
かたなり、是は毎々之事故略筆いたし候事、

六月十五日、記なし、

六月十六日、雨、

一今日春生苗影童女二十五回忌正日に候間墓参いたし度
舍居候得共、終日雨にて次郎四郎江代参いたさせ候、尤
宅江は興国寺小僧相呼ひ誂経ともいたさせ候事なり、
一今日地頭所指宿より暑中尋として左之通差出候、

一紙袋 五ツ

右御地頭様江

一肴 一折ツ、

一酒 一樽ツ、

一西瓜 三ツツ、

右四行料物四貫五百文

一玉子 三ツツ、

右御懷様并奥方様

御子様方江

惣合七貫三百文

郷士年寄
上山善太夫

六月十七日

一桂内匠殿長々病氣之処養生不相叶昨日死去今晚葬式之
よし、且ツ又關勇助にも十日計病氣にて死去之よし驚
入事にて候、

右四行料物式貫八百文

六月十八日

一 今日磯永孫四郎相頼泉徳寺御位牌之文字認いたし候、

二 枚ほと出来候、且ッ又木脇藤淵江相頼きたひ革甲仕立かた之地下地出来候とて見せられ候間、則ぬりかたも相頼ミ候事也、

一 今日佐土原より書状を以暑中尋として粕漬鮎一桶・佐土原酒一樽被下候事、

六月十九日

一 八ッ後より孫四郎参られ泉徳寺御位牌文字認かた也、

六月廿日

一 今晚東郷左太夫并都之城役人北郷平太左衛門極内有用之参り候而四時分帰り候也、

六月廿一日、晴、

一 今朝六ッ過出宅、大門口台場にて大砲打かた有之候ニ付出張、登殿同断、其外御役々いつも之通、左候而九ッ前相済直に銘々帰宅候事、

六月廿二日

一 今朝新納四郎右衛門殿参られ候て、靈社之御詠歌之内水戸之臣藤田虎之助へ望ニまかせ遣候筈之下書耆冊持参見せられ候事、

六月廿三日

一 今朝五ッ時南林寺江

(島津貞久)
大中様御正忌日ニ付

太守様御代参

但着服麻袴

右之通相勤、夫より山中墓参りともいたし帰宅候事、

一 四ッ過より磯永孫四郎被参候て泉徳寺御位牌認かたにて候事、

六月廿四日

一 明朝上国之玉川王子其外親方初め而見廻之筈候ニ付、今日より少々手当いたし候事、

一 今日琉球撰政并三司官より安否尋として書状并左之通

贈り品相とゞき候事、

一 焼酎三十盃入 壺

大里王子より

氷砂糖

覚

一籠

一 焼酎廿盃入 壺

座喜味親方より

焼酎砵

以上、

玉川王子

一 右同右同 壺

池城親方より

覚

一箱

一 右同右同 壺

幸地親方より

波御扇子

堆錦御太刀掛

藤東道盆

御花入

紺地島細上布

紺島細上布

縮緬紅

龍紋緞子

以上、

玉川王子

六月廿五日

一 今日別勤ニ相頼ミ候、五ツ過玉川王子并惣大親方・與那原親方・新在番浦崎親方、四ツ後新納太郎左衛門同伴にて見廻有之候ニ付、拙者事使者之間頭迄出迎ひ直に案内いたし書院上之間江引入候、其外順々着座挨拶等相応いたし、例之通茶・煙草盆差出し、贈物之披露等用達よりいたし候、後吸物等差出し三献にて相納め、四ツ前三人ともに被帰候事、贈り物左之通、

御扇子

覚

一箱

安政 2 年

十錦太碗	十
藤盆	十
紺地島細上布	二端
紺島細上布	二端
縮緬 <small>紅</small>	二卷
縮緬 <small>白</small>	一本
白滑大綸子	一本
漢府龍紋緞子	一本

以上、

覚

與那原親方

太白砂糖	一籠
焼酎砵	一双

以上、

浦崎親方

右之通贈り物等有之、尤都而之式別冊に書留いたし置候ニ付こゝに略す、左候而古在番嘉手納親方より太白砂糖一籠安否尋として贈り有之候なり、右之安否尋は毎月之事にて候間時々不留置候事也、

六月廿四日

一八ツ後より喜之助参られ候て写しかた、尤忠元君譜之
 卷ハ今日までにて中取相濟候事、

六月廿五日、記なし、

六月廿六日

一先月廿九日之飛脚去ル朔日に差延られ、出立之者今日
 四ツ時分到着、御用封相達し候、且ツ又山田氏より之

書状老封仙波氏より相請取候事、

六月廿七日

一今朝新納喜兵衛参られ候、親休右衛門より之使なり、左候而劉伯備之絵雪観筆大掛物程赤城讀有り之一幅并酒・肴とも取合被差送候、尤喜兵衛願望之事有之候て之訳欵と存候事、

一今日出勤毎之通り、下總殿より水仙之間之格を以て御家老座におひて左之通、

新納駿河

右は島津淡路守殿所帯方連々難渋ニ付改革筋之儀願之趣、被

聞召通所帯方立直迄之間掛り被仰付、改革向は勿論何篇致御世話候様被仰付候、

六月

下總

右之通被仰付候間御請御礼申出候、

一今日下總殿江大口地頭職被

仰付候、且ツ又筑後殿・伊織殿・登殿・矢五太夫殿江

金三百兩ツ、御内々被成下、尤余例には不相成旨も訳て被仰出候段江戸より申来り、今日いづれも申渡御金も相渡候事、

六月廿八日

一今朝江戸より急飛脚到着、奥平左衛門尉様長々御病氣之処御養生無御叶御逝去、

一今朝御叔父様にて十日・四十五日之御忌服被為受候段申来候事、

一今日便江戸山田氏より書状等参り候今日請取候事、

六月晦日

一今朝五ツ時分御小納戸早川務事江戸表当月六日に差立られ急にて罷下御内用之義有之、只今着掛にて参られ段々御内用筋申達せられ、謹て奉承知候事、左候而直に帰る也、

一今日出勤掛石見殿江明日出立ニ付暇乞として見廻ひ夫より毎之通、左候て今日殿中におひて三御役一所石見

殿江相付伺

御機嫌之儀例之通申上候事、

七月朔日

一 今朝五ツ時石見殿出立ニ付、次郎四郎水上まで為見送差遣し候事、

一 今日出勤毎之通、左候て水仙之間之格を以て御家老座におひて左之通被仰付

佐土原掛

新納駿河

右掛島津石見在旅中掛寄被

仰付候、

七月

筑後

一 石見殿在旅中高岡預ケ被置候ニ付、今日高岡郷士年寄

長野助兵衛地頭横目原田孫兵衛両種料金百疋持参ニ而

見廻候間、召出し一刻面会いたし所中諸事之下知とも

いたし差帰し候事、

一 今日伊地知小十郎参られ候て、今日御小納戸を以御紋

服三品拜領被仰付候、訳は極御内用之しらべ事被

仰付置候処、骨折相勤候ニ付別段之 思召を以拜領被

仰付候御事なり、尤御品は御上下并平服御肩衣御帷子

之三品にて候由、

七月二日

一 先月末定式飛脚差延られ置今日出立ニ付、毎之通り山田氏等江書状差遣し候事、

七月三日、記なし、

七月四日

一 玉川王子江鯉一尾・粕漬鮎一桶・酒一樽安否尋として差送り置候事、

一 夜入過御軍賦役堀與左衛門参り候て、今朝坊泊之沖異

国船通帆いたし候段郷士早打を以申出候届之趣申出候

ニ付、近江殿江も届申出置、左候て御殿江罷出御軍役

方明方いたし書役とも、召出し置候様相達し差帰し候

事、

七月五日

一 今曉堀與左衛門またく参り候て、右之異船ハ通船にて程なく帆影等も不見得様相成候段またく届相達候旨申出有之候ニ付承り置候也、

七月五日

一 今朝五ツ時福昌寺江

(島津重年)

圓徳院様御施餓鬼ニ付

太守様御代参

但着服長袴

右之通相勤別勤也、

七月六日

一 今朝磯永喜之助参られ候て位牌之文字書かたなり、夜入過高奉行國分十右衛門参られ候て返上物積船永菜丸只今前之濱江着船之段届有之、尤去朔日那霸川出帆之

由也、

七月七日

一 今日出勤毎之通りなり、琉球登り船稻荷丸上着、右便より御用封今朝到着、小松相馬事五月初めより病氣之処、養生不相叶六月十七日夜終に死去之由申来り候、右ニ付川上式部不時に滞在相成候趣申来り候、

一 返上物積船順通丸去ル三日琉球那霸川出帆之処昨六日山川江着船之段、今日届有之都合よき事也、

七月八日

一 今日例年之御心付藏方出水組被仰付候事、

一 今日琉球大和横目ともより送物左之通相届候事、

一 焼酎五拾盛入

老壺

寄大和横目

平良筑登之親雲上

大和横目

福原筑登之親雲上

右琉球掛寄被仰付候ニ付而也、

一 黒砂糖 五拾斤入

壺

右同

四人より

右年頭之祝儀として送り也、

七月九日、記なし、

七月十日

一 返上物積船順通丸山川江着船にて候処、順風よろしか
らす滞船之処今夕かた前之濱江廻船相成候段、高奉行
山元新左衛門参られ候而届有之、左候而夜入四ツ時分
荷役も相済候段又々届申出有之候也、

七月十一日

一 四ツ時福昌寺江

許田筑登之親雲上

國吉筑登之親雲上

圓徳院様御忌日

觀光院様御同断ニ付
(島津昇影男)

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤別勤なり、

一 今日佐土原之使者權藤主一郎を以左之通、

新納駿河殿江

口上

弥御堅固可為御勤珍重存候、然は拙者所帶方連々難波

ニ付而

太守様江奉願候趣被

聞召通別段

思召之訳被為

在、所帶方立直まで之間致改革候様被

仰付、貴様并島津豊後殿江掛被

仰付候条、改革向は勿論何篇吟味之趣此涯時々達

御内聴候様被 仰渡候趣致承知、誠に以

御懇慮之御儀不浅忝次第奉存候、以来万端宜敷御世話

可被下候、右御礼御頼旁以使者申入候、仍灸鯨寶卷二

・御樽代三百疋致進覽之候、以上、

七月四日 島津淡路守使者

權藤主一郎

上包

新納駿河殿江

口上

目錄左之通、

但横折二枚重

灸鯨寶卷

二

御樽代

三百疋

以上、

外ニ

家老中より之書状二通有之候なり、

一今日八ツ後小倉四郎太・山口九十郎見廻なり、兩人と

も御内々金五拾兩所帶かた困窮之よしニ付被成下候御

礼なり、

七月十二日

一昨晚上納屋之下辺居住之御小人欽福島太兵衛と申者

養子重兵衛、酒狂いたし候ニ付人々手を余し居候を、

新納衛守家来春口銀助と申者詰込ミ取押へ候節銀助江

肩先より背中に掛け深手を負はせ候よし、去りながら

銀助取押へ候ニ付夫よりいつれも差寄り取押へかたい

たし、銀助働き之次第凡下には珍らしき者之よし今日

評判承り、左候而昨日披露も有之銀助江は大目付方よ

り青銅等褒美として被下候由承り候事、

一今日玉川王子より煙豚三塊・白酎老瓶内分より安否尋

として差贈り有之候事、

一佐土原權藤主一郎用向有之今日参り候ニ付面会いたし

候、右ニ付權藤より肴一折・酒一樽・半切紙七折差贈

り候事、

一大鐘時分御軍役方書役田中治右衛門琉球より罷登り候

洋中大西之方江吹落されやうく日本地方江取付出水

之内江汐掛りいたし、阿久根より其身ばかり上陸、只

今差掛に候とて参り御用封等差出候ニ付、則面会いた

し琉球表之形行も承り届け御用封も相請取候事、

七月十三日

一八ツ後相良治部殿を以、肝付了山殿より三男尚五郎事

小松相馬跡養子にて差遣内約之相談承り候間、少も存
寄り無之至極よろしかるへく旨致返答置候事、

一今日玉川王子初め其外より左之通贈り物也、

一大官香 三把ツ、

一氷砂糖 一籠ツ、

玉川王子

與那原親方

浦崎親方

嘉手納親方

右之通盆祭ニ付差贈り有之候なり、

一今日撰州兵庫島山助右衛門より暑中尋書状并素麵入小

箱卷ツ送物相届き候事、

七月十四日

一今朝御軍賦役永田新八郎被参り候て、昨日七ツ時分鹿

籠枕崎之沖異国船体之船通帆いたし居候趣、只今届け

申出候旨申出られ候間承り置候事、

一今日出勤、四ツ打切り退出、且ツ今朝届ニ相成居候異

国船程なく帆影相見得ざるやう走通り候段、同所より
届け相達し候段殿中にて承り届候事、

一退出より興国寺并大興寺・月香院・深固院等江参詣い

たし、滑川江茂立寄り 御位牌参拜いたし八ツ時分帰
り候也、

一暮時分養田傳兵衛琉球より罷登り久志江着船、夫より

陸地差越し只今着掛に候とて届け申出御用封差出候ニ
付、直に面会いたし彼表之成行も承り届、御用封受取

かた〜いたし夜入被帰候事、

七月十五日

一出勤、四ツ打切り退出、夫より南林寺江参詣同所山中

江墓参りいたし九ツ時分帰り候也、

七月十六日

一江戸より町便有之、今日殿中にて山田氏状仙波氏より被相渡候也、

一明十七日爰元よりも不時飛脚差立管候ニ付、今晚書状ともしたゝめ方いたし候事、

七月十七日

一先比より筑前之吉永源八郎・野田一本と申者とも参り

居候処、源八郎儀は用向相濟ミ今日主従九人罷立、野田は追而罷歸る筈之由也、

七月十八日

一地頭所指宿之若年之者とも之内学文武芸出精いたし候段承り届候ニ付、先日より御用遣し置候処今朝参着之届申出候ニ付、則ハツ後召呼都而褒詞いたし、且ツ又以来怠るましく旨拙者直に申達し書面も相渡置候、左候而盃とも遣し役座にて豚之汁にて飯共喰せ差返し候事、

廿七歳

田中仲五郎

十八歳

園田莊助

廿歳

上山嘉左衛門

廿七歳

四本喜左衛門

廿七歳

石嶺源次郎

廿歳

佐土原新太郎

三十四歳

野村相助

十六歳

山下三次

右八人武芸致出精候段相聞得心入宜敷候、猶又以来無怠様心掛可致出精候事、

七月

十七歳

市來善次郎

十六歳

寺田序助

湊浦中宿

五十歳

小川與次郎

右同

五十三歳

宮里杏園

右四人学文致出精候段相聞得心入宜敷候、猶又以来無

怠様心掛可致出精候事、

七月

一磯永喜之助・稻留源左衛門儀は毎日ほと参られ写しか
たいたし呉られ候、細々筆記いたさす候事、

七月廿日

一四ッ前福昌寺江

大信院様

賢章院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤別勤也、

七月廿一日

一夕方より島津出雲殿并北郷哲五郎殿・倉山作太夫殿相
招き、尤出雲殿は近日より私領江差越さる之筈ニ付て

なり、右ニ付東郷左太夫・東郷一介も相招き候、且ッ

又都之城役人龍岡新右衛門・近習役滿木次左衛門・納

戸奉行大館四郎被召列候様申込置候間、いづれも参り

候、左候而四ッ時分皆々御帰り被成候事、

七月廿二日

一南泉院におひて一昨日より

(徳川家慶)
愼徳院様御三回忌御法事有之、今日五ッ前より拙者相

詰

太守様

宰相様御代参も兼相勤候、九ッ前相済ミ直に帰候也、

七月廿三日

一今朝六ッ過江戸去ル二日差立られ候中急ぎ飛脚到着、

御用封差出候間請取候、尤江戸表

御惣方様御機嫌能被遊御座候御左右也、

一右便より山田壯右衛門書状も相届、先比御内々進上物
仕候義も都合よく御披露相済ミ候段被申越趣有かたく

奉存候事、

一今日在番嘉手納親方より太白砂糖一籠・焼酎砧一双安否尋として贈り有之候也、

七月廿四日

一岩下佐次右衛門今日御使番被仰付候、其外少々御役替等有之候事、

一今日於福昌寺

(島津齊彬男子)
覺法院様御一周忌御法事一日御執行有之、筑後殿被相

詰候事、

一佐土原家老樺山岩記并用人之澁谷猶右衛門先日出府に

て今日見廻候、岩記より肴一折・酒一樽・半切紙七百

枚、猶右衛門より肴一折・酒一樽・半切紙五百枚差送

り候也、

一今晚田中源五左衛門・山口九十郎・與倉孫右衛門参ら

れ候、三人とも近日よりまたく佐土原江差越之筈ニ

付てなり、

七月廿五日

一今日拙宅にて当年切支丹宗門改之大身分役人印形いたさせ候間、早朝より大身分触役所書役等参り相詰候而七ツ時限りにて引取候事、

一今日拙者事御用之儀有之候間可罷出旨、昨日近江殿より承知いたし候ニ付毎之通出勤にて届申出置候処、水仙之間之格を以て御家老座におひて左之通、

縮緬 二卷

新納駿河

右は昇平丸御造立付御用取扱骨折相勤候付為

御褒美右之通拝領被

仰付候、

七月

近江

御目錄

縮緬

二卷

右之通被仰付御品も直に被相渡候間、御請御礼申上置

候也、

一右昇平丸御造立ニ付ては掛り御役々三原藤五郎・福崎

助八・長崎勘助其外田原直助以下都而御品又は金子等
段々御差別にて拝領被仰付、江戸にて豊後殿にも拝領
物拙者同やう被仰付候由なり、

一 今日岩下佐次右衛門事来春代江戸詰被仰付候事、
一 今日樺山岩記等江左之通遣候也、

一 煙草 一箱十二合

一 煙草 一箱十二合

右樺山岩記江

一 煙草 一連

一 茶家 二ツ

右澁谷猶右衛門并權藤主一郎江

七月廿六日

一 今朝御軍賦役永田新八郎参られ候て昨七ツ時分鹿籠
之沖東より西江異国船らしき船通帆いたし候旨早打を
以申出候段申出候、然処程なく大西之方江走通夜入前
帆影不相見得段引続届有之候段、同人より申出承届置
候事、

一 今日磯永孫四郎参られ、泉徳寺江建替位牌之内船頭両
夫婦之牌文字彫かたまでも出来候とて持参也、

七月廿七・八日、記なし、

七月廿九日

一 新在番浦崎親方聞役新納太郎左衛門同伴にて被参、古
在番等御暇願之内意有之、右ニ付贈り物左之通也、

覚

御扇子 一箱

御吸物椀 十

御吸物膳 十

白滑大綸子 一本

天青漢府緞子 一本

紺地島細上布 二端

紺島細上布 二端

以上、

嘉手納親方

覚

水砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

浦崎親方

右之通贈り物有之、此方よりは毎之通茶・煙草盆・茶

菓子一通ヒカへ席にて差出し候迄也、

一志布志又木次兵衛江与へ置候、

武藏様御状ニ付副書相調へ置候得とも、十二月朔日次

兵衛江相渡候間其節之所に委細記し置候事、

八月朔日

一今朝五ツ時浄光明寺江

(島津忠久宅)
貞獄院様御正忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤それより出勤毎之通り、御祝儀有之九ツ時

分退出なり、

一今日上国之玉川王子を初め一同登 城、御祝儀被申上

候事、

一王子始登 城ニ付段々拙者江も見廻御礼事并贈り物等

有之候間、左ニ記し置候事、

一八朔ニ付王子初親方より祝儀として贈物有之、左之通

有之候事、

一海鼠 二十五

一焼酎砵 一双

玉川王子

一海鼠 二十ツ、

一焼酎砵 一双ツ、

嘉手納親方

浦崎親方

與那原親方

右之通贈り有之候間此方よりも左之通り差遣し候、

一鯛 一折三ツ

一酒 一樽十盃

右登 城濟之祝儀

一鯉節 一連

一酒 一樽十盃

右八朔之祝儀

右之通玉川王子江

一鯉節 一連ッ、

一酒 一樽八盃ッ、

右八朔之為祝儀

浦崎親方

嘉手納親方

與那原親方江

一肴 一折ッ、

右登 城濟之祝儀

浦崎親方

與那原親方江

右之通差贈り候事、

一八朔ニ付預所高岡井地頭所役々祝儀として見廻候ニ付

面会いたし盃とも遣し、於役所吸物・酒・飯迄毎之通

差出し候、右ニ付彼方より差遣候品左之通、

覚 高岡

一肴 一折

一酒 一荷

式行料物として壹貫八百文

右御預り様江

一肴 一折

一酒 一荷

式行料物壹貫八百文

右奥方様方江

一肴 一折

一酒 一荷

式行料物壹貫八百文

右御嫡子様江

一肴 一折

一酒 一荷

式行料物壹貫八百文

右御隠居様江

右之通八朔之御祝儀として進上仕候間、宜しく御披露
可被下儀奉頼候、以上、

郷土年寄

市來善助

卯八月朔日

大迫彌次右衛門

今井彦右衛門

長野助兵衛

覚

指宿

一看

一折生肴

一酒

一樽十盃

貳行料物壹貫五百文

一玉子百現品

一台

一袋物現品

五ツ

右御地頭様江

郷土中

一看かます三十の賦

一折

一酒

一樽十盃

貳行料物九百拾六文

右御懷様江

郷土中

一看

一折

一酒

一樽十盃

貳行料物九百拾六文

右奥様江

郷土中

一看

一折

一酒

一樽十盃

貳行料物九百拾六文

右御子様方江

郷土中

一酒

一樽五盃

一中紙

壹束

貳行料物四百三拾貳文

右御地頭様江

町より

一酒

一樽五盃

一中紙

壹束

貳行料物四百三拾貳文

御懷様江

町

一酒

一樽五盃

一中紙 一束

式行料物四百三拾貳文

右奥様江

一酒 一樽五盃

一中紙 一束

式行料物四百三拾貳文

右御子様方江

一肴千かます 一折

一酒 一樽五盃

式行料物五百四拾文

右御地頭様江

一肴右同 一折

一酒 一樽五盃

式行料物五百四拾文

右御懷様江

一肴右同 一折

一酒 一樽五盃

式行料物五百四拾文

右奥様江 諸浦

一肴右同 一折

一酒 一樽五盃

式行料物五百四拾文

右御子様方江

合料物八貫百四拾八文

内

式貫四百七拾貳文

御地頭様御方江

老貫八百八拾八文

御懷様御方江

老貫八百八拾八文

奥様御方江

老貫八百八拾八文

御子様御方江

外二

老貫文

御地頭様御方江

繼目等之御礼

右之通八朔之御祝儀ニ付祝物として差上申候間、可然やう御取計可被下奉頼候、以上、

卯七月廿九日

組頭
市來善左衛門

郷士年寄
平嶺新藏

右之通差遣候儀定式之由也、

八月二日

一先月末之定式中急差延置今日被差立候ニ付、豊後殿・山田氏等江書状とも差遣し候事、

八月三日

一今日毎之通靈社御祭り相勤候、左候而七ツ後より新納彌太右衛門・伊地知小十郎・磯永孫四郎など参られ候、且ツ大口郷士年寄有村隼治にも当分出府いたし居候付今日召し呼ゆるくニて夜入すき一諸に帰り候事、

八月四日

一今朝六ツ過出宅調練場江出席、近江殿・登殿・矢五太夫殿同断にて当分御手当長崎并西目・東目当番人数之調練見分いたし候、五ツ半時分相済直に引取候也、

八月五日、記なし、

八月六日

一今日出勤、八ツ退出より御厩内御軍役方蔵江差越、琉球方江此内異人共より差送り候、農具三品取寄せ近々江戸江差上せ候筈ニ付、今日同席列立差越見分いたし候、農具は至て利用なる物にて候得とも、惣体金具仕立にて余ほと物入ニおよふへき品からゆへ、日本百姓ともにては相調へかたき物にて候事、

一七ツ後より御膳所頭家村源之丞并に御膳配役壹岐休左衛門相招き候、尤近日玉川王子其外親方等相招筈ニ付料理かた相頼置かたく吟味手当事等なり、夜入五ツ時分帰られ候事、

八月七日

一夕方堀與左衛門・永田與右衛門參り候て山川・穎娃之
沖江異国船通帆いたし候段、早打相達し候段申出候得
とも、追々之成行可有之之旨申達し承置候事、

白大桧垣紗綾 一端

漢府龍紋緞子 一本

太白砂糖 一籠

焼酎砵 一双

以上、

八月八日

一昨日之異国船程なく帆影不相見得様乘行候段、両郷よ
り届け相達候旨御役々より承り届候事、

八月九日

浦崎親方

一今日在番浦崎親方内意事有之、聞役新納太郎左衛門同
伴にて參られ候間、面会いたし承り置候、右ニ付贈り
物左之通りなり、尤先島積石一件也、

一嘉手納親方在番中段々世話に預り候とて見廻ひ且ッ贈
り品左之通りなり、

覚

覚

御扇子 一箱

彩色蓋茶碗 二十

沈金吸物膳 二十

紺地島細上布 二端

紺島細上布 二端

島紬 二端

御扇子 一箱

御菓子皿 十

御蓋茶碗 十

白縮緬 一卷

白大桧垣紗綾 一端

以上、

嘉手納親方

右在番中礼なり、

進上

大官香

三把

十錦大碗

十

白花紗綾

二端

以上、

嘉手納親方

右近々出帆に付て也、

進上

官香

三把ツ、

練蕉布

一端ツ、

以上、

蔵役

渡久山親雲上

書役

久志親雲上

嘉手納親方付

与力

伊野波親雲上

右同断ニ付てなり、尤目錄も銘々にて候得とも爰に

略写ス、

右之通嘉手納親方初め蔵役書役等交代にて出帆ニ付、此方よりも左之通差送り候事、

覚

扇子

一箱五本人絹真田緒付

杉原紙

一束

白麻

三拾帖

晒布

一疋幅広にて代銀百目余

經節

一連

以上、

右表通餞別品

覚

三階房

一掛

手助

一掛

煙具

一箱二組させる共入付

以上、

右内証より在番勤務中之礼旁として、

右式行之通嘉手納親方江差遣し候なり、

覚

扇子

一箱ツ、式本入

白麻

十帖ツ、

渡久山親雲上

久志親雲上

伊野波親雲上

右三人江出帆ニ付て差遣候なり、尤口上書等は都而別冊に留置爰に略ス、

八月十日、記なし、

八月十一日

一 今日より彼岸入泉徳寺御位牌年来久しく大破相成り候ニ付、先比よりすべて取寄御造替いたし先日成就候ニ付、今朝南林寺住持仁山和尚相招き開眼并古牌を^{ハツケン}発^連櫃^連とも相頼ミ候、左候而古牌は南材寺江差遣し都而焼方相頼候事、

八月十二日

一 玉川王子初め親方以下も上国ニ付て之見廻ひ今日有之候、右ニ付贈品左之通、

覚

嶋紬

三端

毛氈

三枚

焼酎

一壺

以上、

玉川王子

官香

三把ツ、

白花紗綾

二反ツ、

焼酎

一壺ツ、

以上、

與那原親方

浦崎親方

覚

大官香

三把ツ、

白花紗綾

二反ツ、

毛氈

二枚ツ、

花城親雲上

仲吉親雲上

覚

大官香

三把ツ、

雲布

一反ツ、

毛氈

一枚ツ、

松山親雲上

山城親雲上

白羽扇子

一箱

官香

三把

練蕉布

二反

我如古親雲上

官香

三把ツ、

練蕉布

一反ツ、

宇江城親雲上

天久親雲上

外間親雲上

平敷親雲上

新垣親雲上

西平親雲上

宮城親雲上

上間親雲上

桃原親雲上

練蕉布

一反ツ、

屋嘉比親雲上

國吉親雲上

松本親雲上

内間里之子

與世山里之子

右之通贈り有之、口上書等も相付候へとも、別冊ニ細

記、爰ニ略ス、

八月十三日

一泉徳寺江安置いたし候新御牌御迎ひとして大口家来之

内差越候やう申遣し置候処、昨日差越候ニ付今日八ツ
後より打立加治木まで乗船、夫より守上げ差越候筈な
り、人数

橋口伊兵衛

芝原善藏

内田新平

黒木喜八

西田平次郎

右五人差越候ニ付長箱式竿ニ荷作いたし、外ニ香炉花
立等は荷作馬付いたし相渡、八ツ後より出船之賦り也、

新納久仰雜譜

安政二年卯八月
十四日ヨリ
同年十二月迄

八月十四日、記なし、

八月十五日

一 出勤毎之通、

一 滑川之盛淳院様当月廿日三十三回忌ニ当らせられ候ニ
(長壽院)

付当日御法事ハ勿論之事に候、然れとも御逝去之砌拙者事は十七歳之時にていまた行末之儀とも何も不相分内にて別て御案し之事候処、其後当家江召呼われ段々御役をも昇進被仰付、当時如是冥加之至候得とも更に

可奉報道も無之兼々奉案居候儀ニ付、今十五日大興寺にて御靈膳進上いたし御経とも誦誦いたしもらひ度昨日住持江金子二百疋差遣し相頼置今日退出より参詣いたし候処、御靈膳等立派ニ仕立て差上、左候而安養院法印迄も参り居候而世話いたし御法事相調候ニ付勤行之間御牌前江相詰拝礼いたし候、左候而御靈膳下差出され供廻りまでも振廻ひ有之候ニ付いづれも給へ仕廻候而御石塔拝礼を茂いたし七ツ半比帰宅いたし候事、

八月十六日

一 朝指宿郷士とも此内より守衛方にて江戸江差越居候処交代仰付られ、昨日下着いたし今朝届申出候間面会ともいたし候、人数五人にて候事、

一 今日出勤いたし居候処、九ツ過宿元より人参り、(新納久 敬室)院様御事俄に御病氣起らせられ候段、申聞供廻りまで参り候間、其旨内々月番江申込御暇いたし早々帰宅之処、去ル子夏御煩ひ之通御引つりきひしく、別而之御大病と見受上候御様体ニ被為居、尤則本科朝稻三益・

針科西郷幽泉江申遣し参りくれられ御療治にて候処、
追々御快方成らせられ七ツ時分には御引つりも治り、

頓と御平和ニ成らせられ御熟睡と相成、存外御快方早
く有かたき事ニ候、尤御茶・煮拔等少しツ、差上候得
は能御通りにて何も御平和被為成候間、七ツ半時分兩
人之医師も帰られ候、且ツ又近隣東郷左太夫にハ早々
聞付、則参りくれられ候而灸治とも手伝いたし諸事世
話に預り候事、

一 明後十八日八ツ後より玉川王子始め親方ゆる／＼相招
候手筈いたし置、其段玉川江も粗申入置候処、前条通
璞心院様御病氣出合候ニ付ては、何やういたすべく哉
と存候得とも、先ツ今日之処ハ相違なく趣にて玉川始
用達を以て申入置候也、

一 明後十八日蒲生郷右衛門・上井甚七大坂江出立、明後
々十九日堅山郷之丞江戸江出立之筈ニ付、今日餞別品
とも三人江遣し置候事、

一 今晚に相成御病人追々御快き方なり、去りなから夜起
にて御看病いたし候間、用頼初両三人参りくれられ候、

尤夜中に医師兩人とも見廻くれ申され候、押通り御快
き方にて有かたき事なり、

八月十七日

一 御病人今朝弥御順快にて有かたく両医師も今朝見廻く
れ申され候、尤出勤いたし候てもよろしかるへき旨も
承候ニ付、今日出勤、毎之通退出いたし候、帰宅後も
御同やうにて何も御替りハあらせられず候ニ付、明日
玉川王子以下招之儀も弥手当いたし候事也、

一 今日異国船一件ニ付不時飛脚差立候、然れとも今便は
用向も無之候間山田氏等江沓封も不差越候事、

一 夕方より家村源之丞其外兩人参り色々明日之手当下
知かた／＼いたされ候事、

一 今晚も致夜起候、太郎太・龍雲其外家来共なり、

一 今日玉川王子より氷砂糖一籠安否尋として贈り有之候
也、

八月十八日

一 璞心院様押通り御快方にて仕合之事なり、尤今日も医

師兩人とも見廻呉られ候事、

一 今日別勤に相頼置、早朝より王子招之手当下知ともい

たし候、四ツ時分より御数寄屋小頭勤折田善庵仕、坊

主溝口貞齋召列参られ料理かたは家村源之丞并中原四

郎兵衛御膳配役壹岐休左衛門其外万事之世話かた新納

四郎右衛門等参られ候て色々手当いたしくれられ候、

左候而王子初親方七ツ過より列立参られ候ニ付、拙者

使者之間頭まで出迎へ、直に書院上之間江王子引入挨拶

拶ともいたし候、其外親方は四郎右衛門案内にて順々

着座有之なり、左候而献立之通会釈いたし夜入四ツ過

まで随分愛付にて罷帰られ候、右ニ付取持として四郎

右衛門は勿論御家老座書役勤上村十右衛門・蓼田傳兵

衛・市來傳藏等相招き置候、且ツ三献より料理まで相

濟候処にて森養淳・小林善健席画等いたし、随分何も

都合よく相済ミ候、尤時分からにて終日曇り少し東風

細雨にて至て仕合之天気なり、右之次第委細別冊に記

し置候間爰に略ス、

八月十九日

一 今朝王子江用達を以て昨日之挨拶とも申遣し候、尤王

子等よりも挨拶有之候、左候而王子より次郎四郎江左

之通今日贈り物有之候、

一 扇子 一箱

一 官香 五把

一 吸物碗 一箱

一 紺地島細上布 一反

右之通王子より、

一 塩豚 一重

一 焼酎 一瓶

右之通浦崎親方より次郎四郎江

一 遜億筆掛物 一幅

一 蓮其昌筆 一幅

右浦崎親方より拙者江約束ニ付

一 御病人今日も御同やう御順快なり、

八月廿日

一五ツ時福昌寺江

(島津直家)
大信院様御忌日

(島津貞興室)
賢章院様御正忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤別勤なり、

一今日滑川盛淳院様三十三回忌に当らせられ御法事有之候、然れとも拙者去ル十五日別段相勤候ニ付、今日は

御墓参り等も不致候也、

一御病人様押通り御快きかたニ被成御座候、然れとも今以御舌廻り頓と御叶ひ不被成御不自由之御事にて是のミハ入り罷在候事也、

八月廿一日

一與那原親方事は以来も何とそ音信いたし度同人もいつれまたく上国いたすべく候ニ付、彼是も只今より見

知置くれ候様聞役新納太郎左衛門を以決而承る趣有之其意に応し置候、然る処今日其ため贈り物等左之通有之候、

覚

金御扇子

一箱

一垣蓋御茶碗

十

錫御燗鍋ヒ置十

一

紺地鳴細上布

一端

紺島細上布

一端

鳴袖

一端

紗羅

一端

以上、

與那原親方

一王子御暇之儀は毎も

思召を以て被 成下事候処、此節は

御留守ニ付江戸表より被

仰越候儀、程合難計心配之訳有之、是非早日御暇相成候様取計可呉旨訳て内願有之、今日も聞役太郎左衛門

追訴とも申入れられ右ニ付、左之通贈物有之候事、

覚

十錦蓋茶碗

十

朱塗沈金吸物膳

十

堆朱提重

一通

紺地島細上布

二端

紺島細上布

二端

島紬

二端

障紗

一端

鳥毛紗

一疋

天青滑緞子

一本

以上、

玉川王子

八月廿二日

一今朝六ツ過出宅、砲術稽古所江出席、一番組之人數砲術下總殿・近江殿・登殿出会見分いたし四ツ前相濟、左候而先比御既内御軍役方藏にて見分いたし農具之内

綿実取り藁切り粉引三品とも取締ひ等も出来候ニ付、

今日試いたさせ候処、いづれも能く弁し候ものにて候、

且ツまた早込之鉄砲も有之候処是以少々損し居候処取

繕ひかたも出来候ニ付、明日仕出しにて江戸江差上候

ニ付今日見分いたし置候事、

一今日八ツ後より重富御隠居静洞殿御方江罷出候、尤御

内用之儀有之可罷出旨先日より承知いたし居候ニ付て

なり、然る処御用済ゆるく罷在候やう承知いたし支

度替等いたし候、然は新納彌太右衛門同姓休右衛門・

宮里十兵衛にも招呼われ置候よしにて三人とも出合色

々咄にて暮時分罷立帰宅候事なり、

一璞心院様追日御快氣にて候得とも、何分御舌廻り御不

自由なり、外には何も申上候処無之御事也、

八月廿三日

一今朝六ツ半時分より調練場江出席、騎兵隊見分いたし候、尤下總殿・筑後殿・近江殿・登殿・矢五太夫殿にて八ツ時分相濟直にいつれも引取候事、

一 夕方仙波市左衛門参られ候て、去ル六日江戸差立られ候不時之飛脚今日到着いたし山田方書状持参なり、

八月廿四日

一 毎之通出勤、今日玉川王子其外親方以下御暇被下候段申渡しいたし候事、

八月廿五日

一 玉川王子今日見廻面会いたし度旨先日より承居候、八ツ後参られ候間直に對面いたし用向之義承り済ミ候上最早暇乞相成候ニ付、吸物等差出し三献取替しいたし暫し引留候、尤惣大親等茂同伴にて聞役新納太郎左衛門も同断なり、左候て夕かた罷立帰られ候事、
一 今日王子より旅館江招請之義承り候得とも、拙者事御用向迦しかたく断申入候処、今日種々持参にて残多存し候旨、口上書を以て承り候事、

覚

彩色太碗

十

かね之火炉

一

朱塗沈金吸物碗

十

朱塗沈金吸物膳

十

堆金御重甘物入付

一組

卷子

二端

縮緬白紅

二卷

焼酎

一壺

以上、

玉川王子

一 今日玉川王子見廻之筈ニ付、何篇御視においつさま八ツ前より御出被成、王子帰リ之後御帰りにて夫より岩下家江御出也、
一 今日返上物才領宰府等御暇之儀内願有之、左之通贈物等有之候也、

覚

太白砂糖

一籠

焼酎白紅

一双

以上、

返上物宰領
花城親雲上

右同
仲吉親雲上

右同
山城親雲上

覚

氷砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

浦崎親方

右式行とも花城等御暇内達ニ付て之事なり、

八月廿六日

一今朝六ツ過出宅稽古所江出、下總殿・近江殿・矢五太夫殿にて一二番組砲術見分いたし候、五ツ半ころ相済直に銘々帰宅候也、

一今日玉川等より置土産かた／＼左之通贈り物有之候也

進上

大官香

三把

沈金御料紙硯箱

一通

縮緬紅白

二卷

白花紗綾

二枚

花檀子

二枚

焼酎

一壺

以上、

玉川王子

彩色笄寒

十

堆錦御鞍

一口

紺地島細上布

二端

鳴紬

二端

大袷垣紗綾金黄水色

二端

以上、

玉川王子

覚

御花入

一

かね之火炉

一

紺地嶋細上布

一端

紺嶋細上布

一端

水色松垣紗綾

一端

以上、

與那原親方

進上

我如古親雲上

覚

唐御茶

一壺雀舌

官香

三把ツ、

練蕉布

一端ツ、

以上、

万蜜漬

一壺

八月廿六日

宇江城親雲上

進上

官香

三把

天久親雲上

外間親雲上

御大碗

十

平敷親雲上

白花紗綾

二端

新垣親雲上

以上、

進上

桃原親雲上

與那原親方

練蕉布

一端ツ、

進上

白羽御扇子

一箱

屋嘉比親雲上

國吉親雲上

松本親雲上

内関里之子

與世山里之子

右之通銘々持参にて見廻也、

一今日次郎四郎江も左之通り贈物有之候なり、

覚

一扇子

一箱

一唐筆

四本

一白唐紙

一帖

一椅子

一

一嶋紬

一反

浦崎親方

覚

一扇子

一箱

一椰子印籠

一

一菓子皿

十

一紺嶋細上布

一反

一白唐紙

一帖

與那原親方

右式行次郎四郎方江也、

一今晚四ツ時分書役寺尾安之進を以て近江殿より去ル三

日江戸差立られ候飛脚到着、御用封差廻され見届候、

尤江戸表

御惣方様御機嫌能被遊御座候御左右なり、

八月廿七日

一悴次郎四郎縁与之儀川上家親類江申談左之通り願出候

口上覚

一私嫡子新納次郎四郎江、川上式部娘縁組為仕度内々申

談候間、御免被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、

以上、

卯八月廿七日

新納駿河

右之通相認用達を以て月番御用人喜入主水江差出候、

川上家は琉球留主ニ付親類高橋縫殿殿より被願出候事

口上覚

砲術書籍方掛
磯永孫四郎

右は兼而内用向頼置候処、持切在大口之内木之氏村江内々無抛儀有之頼越し度御座候間、日数十五日御暇被成下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

但書籍方差支無之段承届申候、

卯八月廿七日

新納駿河

右之通月番御用人島津藤馬江差出置候事、

朱書にて

「願之通御暇被下候、

九月

近江

右之通九月廿四日被仰付候事、」

一今晚三原藤五郎・福崎助八・平田伊兵衛・徳尾藤左衛門・肝付清右衛門・中野喜三左衛門相招候、取持として長野彦七・福永直之丞召呼ひ候ていづれも緩々なり、

八月廿八日

一今朝六ツ半比稽古所江出席、四番組砲術調練見分いた

し四ツ前相済直に出勤、八ツ退出也、

一今日喜入主水殿大目付江御役替其外段々御役替も有之且ツ又諏訪數馬事今日琉球渡海被仰付、小松相馬死去ニ付川上式部江交代いたし候様被仰付、当秋直に下島之筈也、

一今日琉球方より願事御免被仰付候御礼として、左之通品物とも持参見廻有之也、

覚

御扇子

一箱

かね火炉

一

紺地鳴細上布

二端

鳴紬

二端

八月廿八日

新納太郎左衛門

浦崎親方

右は中村八郎右衛門引受積石欠米弁納方之儀ニ付願之儀有之願通被仰付候ニ付て也、

八月廿九日

一定式飛脚今日差立候ニ付、山田氏江書状沓封差越候事

八月晦日

一今朝六ッ過南泉院江

(兼川家齊)
文恭院様御忌日ニ付

太守様

宰相様御代参

但着服麻袴

右之通相勤、夫より稽古所江出席五番組砲術見分いたし候、下總殿・筑後殿・登殿・矢五太夫殿出席、四ッ前相濟銘々致帰宅候事、

一今朝より新納彌太右衛門大口江

靈社参詣かた／＼として差越され候に付、磯永喜之助等も付添差越し有之候事、

九月朔日

一出勤毎之通、今日玉川より当日之祝儀として左之通、

一煙豚

一肢

一焼酎砧

一双

右之通玉川より差贈られ候間、此方よりも左之通遣し候也、

一肴しひ一尾

一折

一酒

一樽

右之通差遣候事、

九月二日

一今朝六ッ過出宅、稽古所江出席、下總殿・近江殿にて六番組砲術見分いたし四ッ前相濟直に帰宅、

九月三日

一今朝も六ッ過稽古所江出席、下總殿・近江殿・登殿にて郷士以下砲術見分いたし、尤御納戸御兵具方御広敷与力足輕諸家来等にて四ッ時分相濟直に帰宅候事、

一今日玉川王子江餞別品等差贈り候事左に記、

覚

扇子 一箱

白麻 五十帖

中奉書 一束

晒布 一疋 幅広
百目余

經節 二連

以上、

右之通り表向餞別として差送候事、

覚

蠟燭 三百挺箱入

煙草 十斤

障泥 一掛

硯蓋 一組

三階房 一掛

以上、

右此内之礼旁内証より遣候也、

右之式通玉川王子江

覚

扇子 一箱五本入

白麻 三十帖

杉原紙 一束

晒布 一疋 幅広
代百目余

經節 一連

以上、

右之通表向餞別

覚

三階房 一掛

蠟燭 百挺箱入

煙具 一箱

团扇 十五本

絵半切 一箱

以上、

右此内之礼かた／＼として内証より遣候なり、

右式通與那原親方江遣し候、右與那原事は以来別段音

信いたすへき旨も承り候ニ付、常の在番なとより送物

等も重く取立候也、

覚

扇子 一箱五本入

手助 一掛

丁子風呂 一

縞織八丈 一端

煙草 一箱

以上、

右之通次郎四郎より玉川王子江遣し候なり、

覚

扇子 一箱五本入

手助 一掛

煙草 一箱

真岡木綿形付 二端

半切紙 十帖

以上、

右之通次郎四郎より與那原親方江遣し候也、

覚

扇子 一箱式本入

白麻 二十帖

以上、

我如古親雲上江

覚

扇子 一箱ツ

白麻 十帖ツ

宇江城親雲上

天久親雲上

外間親雲上

平敷親雲上

新垣親雲上

桃原親雲上江

覚

白麻 十帖ツ

以上、

屋嘉比親雲上

國吉親雲上

松本親雲上

内間里之子
與世山里之子江

右之通餞別として差遣し候事、

九月四日

一八ツ後相良運八長崎より先日罷帰り候とて、見廻ひ候ニ付面会いたし、長崎表之事とも段々之新話承り候事なり、

一先月廿七日、願出置候磯永孫四郎木之氏村江之御暇今日願之通被仰付候事、

一疏人之内返上物宰領才^マ府等近々帰帆ニ付、昨日左之通品物持参見廻候ニ付、此方よりも今日左之通餞別品とも遣し候事、

扇子 一箱ツ、

筭寒 十ツ、

花城親雲上

仲吉親雲上

山城親雲上

右之通置土産ニ贈り候事、

扇子 一箱ツ、

白麻 二十帖ツ、

山城親雲上
仲吉親雲上

右之通餞別として差遣し候事、

花城親雲上

九月六日

一浦崎親方より里桃餅一籠安否尋として贈り候なり、且ツ運送船一艘重登り、年限重ミ願之通御免被仰付候御礼として、浦崎等より左之通贈り有之候なり、

覚

御扇子 一箱

十綿太碗 十

紺地鳴細上布 二端

紺鳴細上布 二端

鳴紬 二端

縮緬^紅_白 二卷

毛氈 二枚

以上、

九月六日

一今日相良運八より長崎土産として昆布三把・ホールン
ランタールン壱ツ并運八著述西史略五冊差贈候事、

九月七日

九月八日、記なし、

九月九日

一四ツ後より吉野村帶迫稽古所江彼方限諸士之文武見分
として差越候、中途実方御試紙漉所江立寄り見分いた
し候、見聞役八田喜左衛門^(知起)・崎元仲右衛門詰居諸事案
内有之、細々見分いたし候、夫より稽古所江差越候、
是は庄屋役所より四五丁先きにて候、稽古所見分いた
し候、此所は別て手狭、尤何篇不如意ニ付見分まで
て夫より庄屋御座之間次にて児・二才とも読書且ツ藤
田某耆人説経とも承り、夫より庭にて伊集院嘉盛流儀
剣術見分いたし候、御小姓与番頭島津隼人・川上右近
相詰られ候、拙者書役市來正之丞・大野五左衛門・鎌
田曾右衛門組所書役永山清右衛門差越居候、夕方諸事
相済候ニ付同御囲内御菜園地も見分いたし、左候て弁
当ともゆる／＼相披き、程なく拙者は罷り立暮前時分
帰宅いたし候事、

一今日出勤御祝儀等毎之通なり、今日之祝儀として玉川
其外親方等より左之通、

太白砂糖 一籠

焼酎砵 一双

玉川王子より

太白砂糖 一籠ツ、

浦崎親方

與那原親方

右之通差送り有之候ニ付、此方より左之通、

昆布 一折

酒 一樽

玉川王子江

着 一折ッ、

浦崎親方

與那原親方

一 浦崎親方より此内遜億筆之掛物等も差送られ懇意之事

ニ付、左之通一札として遣候、

掛画 一幅

但義章筆嵐山之図

菓子輕かん 一箱

一 浦崎親方より次郎四郎江も重陽之祝儀として焼酎帖一

双差贈り有之候ニ付、次郎四郎よりも着一折祝儀とし

て差遣し候事、

一 玉川王子はしめ御暇被下出帆之筈に相成り居候処、御

用有之江戸より留置候やう被

仰付越滞在相成候ニ付、前文之通り祝儀とも互に取や

りいたし候事、

九月十日

一 昨夕かた江戸より之不時飛脚到着

御惣方様御機嫌よく被遊御座候御左右なり、右之便よ

り山田氏之状相届き仙波氏より被遣候、其内

御直書被 成下難有頂戴いたし御用奉畏候事、

九月十一日

一 今日畠山藤次郎殿一番組御小姓与番頭江御役替御役料

高百八拾石奏者番兼務是迄之通被仰付候、并川上源十

郎殿事当番頭御役料米二百俵奏者番兼務被仰付候、島

津仁十郎殿御用にて候得とも、当分湯治にて不被罷出

候事、

一 前文成行ニ付次郎四郎事、滑川江おせひとの早朝より

武之橋江被参候事、

一 彌太右衛門事、昨夕大口より罷帰り候とて、夕方見廻

有之候事、

九月十二日

一 四ツ時分より鑄製所江見分として差越候、下總殿・筑

後殿・近江殿・登殿にて候、左候而ゆる／＼諸事見分

いたし八ッ過引取候也、

一今日御趣法方より急ぎ飛脚差立候に付山田氏江書状、
尤先日之

御直書御請書等相認め仙波氏江相頼今日便より差上候
事、

九月十三日

一今日御数奇屋掛島津藏人殿苗代川焼物所見分として差
越され候ニ付、伊織殿拙者にも可差越誘引に預り候間、
拙者は今晚八ッ半比打立差越候処、伊集院町にて夜明
け候而挑灯とも消し候、左候而妙円寺江参詣いたし候
処、東次郎左衛門事も藏人殿など誘引に寄り昨日打立
妙円寺まで差越泊り居候として出迎ひ有之候ニ付、次郎
左衛門共々妙円寺にて暫し茶とも給へ候処、朝飯とも
差出され候ニ付共ニ給へ候而夫より芳真軒并雪窓院江
も参詣いたし苗代川客屋まで差越候処、藏人殿・伊織
殿はいまた参られず、然れとも程なく参られ候ニ付何
れも客屋にて朝飯とも給へ、左候て苗代川詰役にも出

迎ひ有之、御役々案内にて焼物所江差越定式方并御内
用肥前伝方ともに細々見分いたし八ッ過時分にも候
哉、御数奇屋頭在勤田尻新阿彌御用宿江差越、此所江
ゆる／＼休ミ弁当とも寄り合かた／＼にて七ッ過時分
打立罷帰候処日入比婦宅にて都合能事なり、尤用達召
列書役とも、段々参り候事、

一今日苗代川にて野元一郎事、去年より御用有之出府い
たし居候処、先比江戸出立長崎表江も差越され今日下
着、焼物所にて面会いたし候間、少々江戸・長崎表等
之事とも承り候事、

一今日島津仁十郎殿被罷出候処、詰衆被仰付次郎四郎彼
方江祝ひに差越候なり、

九月十四日

一今日御殿にて仙波市左衛門より山田氏之書状相受取候
昨日野元便より参り候由也、

九月十五日

一出勤毎之通、玉川王子事、先日御暇申渡置候得とも御用有之被留置候処、此節野元一郎江細々被仰付越候ニ付、今日七ツ後拙者宅におひて一郎相詰拙者より申達し候、左候而最早勝手次第帰帆苦しからず旨も申達し候ニ付、右御用濟暫し留置吸物等差出例之通三献にて酒とも少々進め候処、暮ころ王子初め浦崎・與那原も一所に被帰候事、

九月十六日

一今朝浦崎親方内意事有之、新納太郎左衛門同伴にて参られ候事、右ニ付左之通贈り物有之、

覚

御扇子 一箱

彩色大碗 十

染付大花入 一

紺地嶋細上布 二端

嶋紬 二端

縮緬紅 二卷

縮緬白

紕滑大綸子 一本

鶴檀子 一枚

氷砂糖 一籠

焼酎砵 一双

以上、

浦崎親方

右は館内蔵方用米三千石之一件に付、願之趣有之候ニ付てなり、

一今日銃薬方江見分として差越候間四前出宅大乗院

御影殿并大興殿江参詣、夫より大興寺長壽院(盛傳)様其外様

江拝礼仕廻、夫より支度替いたし瀧之頭江差越、下總

殿・筑後殿・登殿出会銃薬方内都而見分いたし八ツ時

分引取候也、

一玉川王子始め付役々近日出帆之筈ニ付今日暇乞ひ見廻

有之候ニ付、此方よりも用達等を以て暇乞ひ申遣し候

事、

九月十七日

一今日四ツ時分玉川王子等乗船出帆有之候段届承候事、

九月十八日

一四ツ時浄光明寺江

(島津忠久)
得佛様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服服紗・柄麻袴

右之通相勤別勤ニ付夫より興国寺御墓参りともいたし

畠山家江立寄八ッ前比婦宅、

九月廿日

一八ッ後野村彦兵衛・平田直二長崎より今晝帰着とて見

廻也、尤此兩人は先月廿七日出立にて差越候事、

九月廿二日

一八ッ後養田傳兵衛見廻、明日江戸江出立ニ付暇乞也、

右ニ付今日仕廻料金式拾兩御取替被仰付候間、御礼勞也、

一右養田便より山田氏へ書状書通仙波便を以差越候事、

九月廿三日

一四ツ時福昌寺江

(島津家久)
琴月様御正忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤別勤ニ付夫より深固院・月香院夫より南林

寺江致参詣、山中墓参をもいたし九ッ過帰着候也、

九月廿八日

一倅次郎四郎江指宿物主被仰付候、左之通、

指宿

物主

新納次郎四郎

右之通被仰付候、左候而西目海岸江異国船渡来御人数

被差出候節は、早速出役被仰付候条兼而其旨相心得被罷在候様可申渡事、

右之通於台子之間下總殿取次御軍役方惣頭取町田主馬を以被仰渡候由也、

九月廿九日

一 今早朝仙波より去ル十六日江戸被差立候町便夜前遅方到着ニ而山田より之問合考封被遣候、右旁ニ付今日定

式中急ニ返答等同人江相頼差越候事、

一 今日出勤毎之通、然処先月末之定式当月五日被差立候

中急今朝到着

右之便ニも山田より之書状考封仙波より受取候事、

一 今日四ツ後よりお久・おせひ・お悦・安之介ニも召列

磯御茶屋拜見として差越夜入過帰り也、

九月晦日

一 四ツ時南泉院江

(徳川家齊)
文恭院様御忌日ニ付

太守様

宰相様御代参

着服熨斗目・半袴

右之通相動別勤也、

一 四ツ後沖直次郎・橋口源右衛門此内昇平丸乗付ニ而江戸江差越、昨日下着候とて見廻ニ付、右御船之成行共少々承届置候事、

臣等奉 命為

大家製造軍船一艘於大隅洲牛根郷、起功乎嘉永甲寅七月朔日以十七日始寘底骨、安政乙卯三月十六日浮於海水、至九月二十八日告竣、乃記預事姓名於其橋爾、城代兼家老島津豊後・家老新納駿河・若年寄島津登・側役兼軍役奉行三原藤五郎・側役格福崎助八・船奉行橋口左衛門・軍賦役田原直助・見聞役勤土師七左衛門・船手下目付税所五右衛門・伊地知休右衛門・船手書役長谷場小十郎・有馬熊次郎・船頭華田喜三左衛門・船大工頭福崎仲左衛門・仮脇船頭榎並八兵衛

(朱書)
「右は御献上船二艘之銘也」

十月朔日

一八ツ後石原龍助見廻也、尤此内昇平丸乗付ニ而江戸江差越昨日致下着候とて見廻ニ付始終之次第大体承置也
一今日北郷宗八郎殿事前髪取有之心祝ひ被致候付、お悅も参候様申来り七ツ時分より参候而夜入罷帰り候事、

十月五日

一今日在番浦崎親方見廻、来年使者参府ニ付荷方船重登り之儀御免被仰付候御礼なり、右ニ付贈り物等左之通候事、

覚

御扇子	一箱
金之火炉	一
紺地鳴細上布	二端
紺鳴細上布	二端

十月五日

一疏人より砂糖・焼酎等安否尋として毎月一度ツ、定式

之事候ニ付以来留略ス、

十月六日、晴天、

一重富屋敷より今日緩々参るへき旨先日より承り居候ニ付退出より鶴江崎屋敷江参り候処、外に友野市助・福崎助八客分にて余は御付之伊集院權右衛門始め御役々なり、尤彼方改革用向拙者并市助・助八にも承り候故殊に当年まで之年限も有之候得とも、今暫し是まで之通不被仰付候ては不相叶事故左様之内談なり、左候て座着に吸物御取替し茶漬之念入候御取合菓子まで被下夫より一旦浜浦江出網引なと有之見物いたし候て夕方よりそろ／＼酒とも被下、夜入五ツ前御暇いたし御亭主は周防殿御老人にて至極御丁寧之御会釈にて候、拙者より肴一折・酒一樽・唐紙一帖・毛氈二枚致進覽候事也、

十月七日、記なし、

十月八日

一 今日四ツ時福昌寺江

(島津齊宣迄)

芳蓮院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤別勤なり、夫より月香院江参詣支度替いたし磯御取添内反射炉始めかた／＼見分として差越候、福崎助八始御役々出会殊ニ今日より硝子師龜次郎吹かたまで相始め候ニ付、御祝ひとも被成下候、取扱とも助八を以ていたしおき七ツ半時分打立皆々罷帰り候事

十月十日

一 今朝上村休助参り候、今晝江戸より之急ぎ飛脚到着先

月廿二日

宰相様御機嫌能御発駕

被遊候御左右也、

一家来又木元右衛門事、其身勝手向訴訟事ニ付拙者不合

点之事有之候ニ付、家来永代暇差出候は、勝手次第可

願立、左候へは拙者におひて何も差障無之と存候ニ付、

永代暇之儀左之通申渡候、

又木元右衛門

家内迄も

右は是迄奉公方致精勤候得共、無抛訳合有之永代暇差出候間、脇方江主人相立候儀とも勝手次第可致候、此段可申渡事、

十月十日

右之通次郎四郎江も申聞置、用頼林仲之丞を以役所におひて列席にて申渡為致置候事、

十月十一日

一 今日川上矢五太夫殿養子主膳殿事、詰衆被仰付候事、

一 八ツ後伊地知小十郎・新納彌太右衛門参られ候、左候

而又木元右衛門江先日申渡置候趣有之候処、右兩人之

衆江参り別而困り入たる訳合ニ付、何とそ主人替之沙

汰まては許容いたし呉候様、左候而以来勝手ケまじき
訴訟事ともハ曾而取企申間敷旨至極之歎願に有之段細
々承り候得とも、拙者深き存慮之訳有之候ニ付、何分
共返答いたしかたき旨兩人江申達置候事、

十月十二日、記なし、

十月十三日、記なし、

十月十四日

一暮早目、福崎助八急御用有之候とて参られ、申出には
大坂辺より町飛脚只今到着去ル二日江戸大地震にて武
士町八九部通し倒れ家、尤直に出火と相成四十五六ヶ
所も一所に焼立前代未聞之次第、兩御丸は御無事之よ
し、然れともいまた此

御方様之御左右不相知、只々当惑之段書面も見せられ
候間、同断当惑之至りに候、尤豊後殿より之問合も参
り候間開封いたし候処、同人事大坂まで下着にて大坂

御銀主とも相招御用談かた／＼之席に右之左右相達し
候に付、則刻より手当いたし豊後殿事も直ニ打立
宰相様御道中江罷出られ夫より江戸江差越候舎、就而
は今一左右之成行に依りては拙者も則打立伺

御機嫌旁出府いたし候様ニとの書面も有之、かた／＼
当惑之至、誠に前代未聞之事なり、左候て助八ハ暫し
御用談いたし罷帰られ候ニ付、拙者義則より心仕廻ひ
いたし野元一郎事も早々拙宅江参り候様申遣し置候事
一今晚都之城より出雲殿夜咄に御出可被成旨承り居候間
其通り申入置候処、暮比御出なされ外に東郷左太夫
人にて都之城役人北郷新太郎・近習役曾木甚五兵衛・
納戸奉行肥田孫三等供にて参り候間座末に召出し御主
人一所に帰り也、

一夜入過野元一郎参り候間、問合之趣を以て段々御用談
いたし同人を以同席方江申遣し置候、左候而岩元清藏
もめし呼ひ同断之儀申達し置候事、

十月十五日

一今朝福崎助八・野元一郎にも御用談有之被參候事也、
一今日出勤毎之通にて退出、

一拙者儀江戸之御左右次第には、則出立いたし候考にて
今早朝より用頼は勿論新納彌太右衛門父子等江旅仕廻
相頼ミ、供人数までも万端しらへいたし御左右相待居
候、然る処暮時分福崎助八参られ伏見より之町便只今
到着いたし候とて、御用封差出され早々見届候処、昨
夕之聞得よりも余程平和之方にて豊後殿も

宰相様御道中江罷出られ被奉伺

御機嫌候処、江戸表御屋敷毎御破損も多く候得とも

御方々様御機嫌能無御別条ニ付而は豊後殿事も大坂之
様引返し御用済夫々罷下候様

宰相様御沙汰被為在候段も問合相達候ニ付、有かたく
奉承知我々も頼と安心いたし候、就而は俄打立等之不
及沙汰旁内外難有次第なり、此御左右別而待長く今日
中之心配筆紙に尽し難き事也、

十月十六日

一今朝新納次郎五郎内願之儀有之参られ候、左候而鴨一
番・菓子一箱贈り有之、菓子は二重物にて至極上品凡
そ代錢ニ賦り候而は、七八貫文以上も相掛るへしと見
及、以外之儀ニ付両品とも差返し、左之通用達を以申
越させ候、

弥御堅勝珍重存候、然は御内願之儀有之、今朝は領主
方江鴨一番・菓子一箱御差贈り被成候由、右御内願一
条は今朝領主より被申上置候通、成り丈御世話被致考
にて御座候由、然る処右等御音信之品何様之御心入に
て候哉、此方にては何とも心外之義にて御受用も難致
候ニ付御返し申上候、右次第ニ付今朝領主よりは態と
為何御挨拶も不被申候由御座候間左様御心得可被下候
左候而御願望之儀は全体御同家中のミならず、御先祖
市右衛門久記様御娘当家之高祖父左京殿江御縁入有之
候御間柄格別成儀ニ付、訳而御世話も可被致事にて他
人之様御進物とも之儀は心外之至極ニ御座候、其等之
段篤と御勘弁可被下候、尤兼而此方より御疎情之儀ハ
無申訳候得とも、其段は平に御用捨可被下置候、返す

くも御願意に付而は前文通之義ニ付折角御世話可被致候間、右様之御あひしらひ他所向は折角當時之振合通御取計有之度細々可申上旨被申付候間、如此御座候、以上、

十月十六日

新納駿河用達

伊東茂右衛門

新納次郎五郎様

一先比新上橋向におひて刃傷におよひ候川上十左衛門・種子島城助今日遠島被仰付候事、

十月十七日

一今朝五ツ過出宅砲術稽古所江差越し候、今日かの所江御出陣御備与人形相立候ニ付下總殿・近江殿・登殿・藏人殿見分且ツは拜見いたし候而夫より出勤いたし毎之通なり、

一今日四ツ時分江戸より町飛脚到着地震之成行細々申来候なり、尤御屋敷毎且ツ御殿廻り何かたも至極之御破

損に候由筆紙には細記出来かたき次第也、

十月十八日

一此節江戸大変ニ付

御姫様より御機嫌御伺として御広敷番之頭勤め相良四郎兵衛明日急にて差立られ候筈ニ付山田壯右衛門江相付御内証之伺

御機嫌其外段々御用向且ツ豊後殿江も御用向等申越候事有之、今日段々認方いたし候事、

十月十九日、記なし、

十月廿日

一今日四ツ時福昌寺江

大信院様

賢章院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代参

但御惣靈様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤別勤なり、夫より大興寺江御墓参りいたし此所にて支度相替、彌太右衛門・次郎九郎等申談置候間、中途にて追々出会用達茂右衛門・田代太郎太等召列れ吉野中別府辺江歩行に差越、谷山角太夫屋敷江立寄り茶とも給へ、中別府百姓家江立宿いたし弁当とも寄合打立諸所見物いたし暮時分帰宅いたし候事、

一 帰宅之処九月末江戸差立られ候定式中急ぎ飛脚今日到着之よしにて、山田氏より仙波氏江差廻され候品物三階房式懸入付箱沓ツ・泥障一掛緒までも相添入付箱沓ツ・塩雁沓羽入付箱沓ツ相届居、明日も仙波氏参られ成行可相達との事也、

一 表向江戸問合も相達居候、

御惣方様御機嫌能被遊御座候御左右なり、

十月廿一日

一 今日仙波市左衛門参られ山田氏之書状相渡され候、左

候て仙波氏江も昨日相届候三品之内、雁は御合之御品にて訳て有かたく頂戴可致旨申達せられ、外二品之儀は此内琉球品等進上いたし候御返しとして被下候趣とも細々山田氏より被申越候趣も仙波氏より承知いたし有かたき次第なり、尤山田氏より拙者江之書状も其通にて有かたき訳合ニ付、左に記置追日寒氣相募り候処先以益

御機嫌能被遊御座

御登城其外御出等も不被為相替、既に去ル廿六日などは未明より田町

御屋しき江被為 入、夫より

御乗船にて浜川辺江海上、夫より

御上陸 御歩行にて大井御屋敷江為御鷹野被為

入候、前日は快晴に候処折あしく其日は終日雨天にて御鷹野之事ゆへ御傘など差上候事も不相成、終日少雨とは申なから御濡れ被遊候得とも、其後何たる御容体も不為被入、誠に以恐悦之御儀奉存候、

一 前文両度之御書中之趣委細承知仕、達

御内聽候御事は、其通取計且ツ又先便御内々

御直書被下候御礼御申上、御請之御老封其儘奉差上候
間左様御承知可被下候、

一前文大井御鷹野之節、御羽合之雁被下候との御事ゆへ、
塩浜にて御廻し申上候外、御泥障等は先比御内御進上
物之為御返被下候間、一同仙波市左衛門方まで差廻し
申候、御受取可被下候、御鷹之雁之儀は御同席にても
下總殿貴所様江計此節被遣候而外之御方江は此節まで
は被下も無御座候間、左様御心得被成候て御吹聴は無
之方御宜と奉存候、尤周防様江は御同断被遣候事に御
座候、御心得之為御内分ニ申上置候、

右之外前後余事除、

卯九月廿九日

山田壯右衛門

駿河様

一江戸去ル六日差立れ候急飛脚今日到着間合相達候、尤
二日以後少々は地震も有之候得とも最早平和に相成候
段、万事細々之間合にて御左右旁致安心候事也、

十月廿二日より

同 廿四日迄記なし、

十月廿五日

一指宿郷士年寄寺田清太左衛門・前田勘助此節江戸大變
之伺御機嫌且ツ次郎四郎江指宿物主被仰付候ニ付、礼
旁ニ付出府いたし見廻候間、ハッ後面会挨拶いたし置
候事、

十月廿六日

一四ツ時より演武館江出席下總殿・近江殿・登殿大目付
都て出席於犬追物場寄合以上并諸御役人限砲術稽古有
之、九ツ過相濟直に引取候也、

寄合以上四拾四人

諸御役人百拾六人

惣合百六拾人にて候事、

一今日ハッ後東郷左太夫參られ候、来秋交代江戸詰被仰

付候御礼なり、引続き東郷一介參られ候、是ハ都之城
奥かたと今朝当地江被差越候吹聴也、

十月廿七日

一 夕方より出雲殿・宗八郎殿ゆる／＼御咄成され候間、
東郷左太夫・岩下佐次右衛門・高田猛八郎にも申遣し
候緩々なり、

一 今日加治屋町方限児・二才とも石塚清右衛門谷山之屋
敷江棒切として差越、朋友中遊居候節、石塚末子之脇
差抜け入江稻尾末子之腹に欽立、深手にて早速列帰り
候得とも、程なく相果石塚切腹いたし、右列合之内に
用達之伊東茂右衛門嫡子も差越居別而心痛之段夜陰に
届承候事、

十月廿八日、記なし、

十月廿九日

一 今日定式飛脚差立候ニ付、先日拝領被仰付候御品之御

礼其外御用向等段々書状相認、今朝仙波氏江相頼山田
氏江差登せ候事、

一 今日出勤毎之通、退出、夫より今和泉屋敷江参り候、尤
先日より承り居候に付てなり差越候処、外に福崎助八
客体にて、主居ニ島津藏人殿・友野市助其外兼而内用
世話人高橋金五郎・新納休右衛門・重久快阿彌等なり、
座着吸物取替し料理にて支度替いたし、小林養健罷出
席画いたし、左候而彼家重宝之掛物名画段々被出候而
御見せ成され、扱々珍敷尤磯御譲り御品がら格別なる
道具のミにて有かたく拝見いたし候、左候て段々取持
も念入候次第にて四ツ時分罷立候、尤招きの訳は彼方
内用改革向助八とも／＼承候儀ニ付て此内より含之事
なから彼是取紛れ延引いたし候との趣なり、

寄進状

白銀拾枚

右は

忠元靈社御創建之砌、高拾石為祭祀并修覆料永年致
寄附置六ヶ年致取納候処、給地高御改正被仰出右高

引取候ニ付、為所務代右之通此節奉寄附候条、仍如件、

安政二年卯十月

新納駿河
久仰判

口上覚

銀拾枚

右は大口郷忠元靈社之義、先年所中より奉願趣御座候処、御内用御計ひにて

御造立相成難有次第ニ付、其砌新納駿河持高之内拾石程祭事并修覆料として被致寄附置、六ヶ年程所務米靈社方江致取納候処、給地高御改正被

仰出、其節右高駿河方江引取被申候、然る処此節右所務代其外諸人寄附銀等取揃寺社御奉行所江差出置、後年御修覆等之義は、寺社方御計ひ被仰付被下度旨所中より願之趣御座候処、願之通被仰付候由、右に付而は由緒から之義に御座候間、此節猶又右之通被致寄附度旨被存申候間、右銀寺社御奉行所御預けにて諸人江拝借被仰付、利銀之義は以来御修覆等之御

用に御差足し被下度奉願候、此旨私より申上候様被申付候間此等之段被仰上可被下義奉願候、以上、

用頼代
林庄之助

〔朱書〕
〔安政二年〕

十月廿四日

寺社御奉行所

御書役衆

一銀拾枚

右は大口忠元靈社江修甫料として新納駿河殿より由緒柄之訳を以右之通本銀寺社方江被差出諸人借附被仰付

右利銀を以修甫料に被備置度願之趣有之申出候処、近江殿御聞置にて願之通被仰付候旨被仰渡候間此旨可申渡候、

〔朱書〕
〔安政二年〕

卯十二月「十二日」

寺社奉行所

〔朱書〕
〔右之通被仰渡寺社奉行所におひて用頼林庄之助承知候事〕

受取

老分銀方

一 貳朱金四拾七切

見分岩切仁右衛門印

錢にして四拾貳貫三百文

老切ニ付九百文ツ、

一 錢七百文

錢四拾三貫文

役人

前田嘉平次

右は大口忠元靈社修甫料本銀として新納駿河殿より当座江被差出度依願上納候旨、卯十二月廿二日寺社奉行所任引付上納候也、

卯十二月廿二日

松田次右衛門

土橋三右衛門印

十一月朔日

一 今日出勤毎之通なり、当月拙者月番承り候事、八ツ後東郷左太夫都之城役人北郷四郎右衛門召列豊後殿より極内用之儀有之被申遣候間、暫時面会用談いたし候事

也、

十一月二日、記なし、

十一月三日、晴天、

一 今朝六ツ時分打立直に出宅行列家来六人引添等にて一之宮江

御代参として差越候事、右ニ付用達茂右衛門事は悴列合とも谷山にて之一件有之、当分外出いたさず候ニ付、用達代田代太郎太并書役春山彦右衛門召列、五ツ半時分一之宮まで参着御宮之合壁社家前田安房所江立宿いたし支度熨斗目・長袴に替、直に

御代参相勤候処、於

御宮井上駿河守出迎ひ案内等にて諸事先規の通相勤候て直に退席、又々右之社家所江立寄候得は、寺社方取次西田藤右衛門并駿河守は勿論社家段々罷出候ニ付、夫々挨拶ともいたし吸物・焼酎差出候ニ付取替しいたし暫時にて罷立候、八ツ前比伊敷不動院まで帰着此所

江前以より立宿之手当いたし置用頼林仲之丞等并家内
子とも、参り居候ニ付此所江緩々罷在弁当とも相披き
尤書役助とも迎に参り候様申置候ニ付八ツより七・八
人参り候間、猶賑々敷打寄り酒とも寄合拙者早目に乘
馬いたし罷立候、外人数は暮前まで罷在候て追々いつ
れも帰り候由也、

一 今晚七ツ時分

宰相様御事大里無御滞

御渡海被遊候段之御左右飛脚到着いたし候事、

十一月四日、雲寒し、

一 八ツ後櫻島之北平に薄雪相見得候ニ付、今日之さむさ
至てつよく当冬之初也、

十一月五日、記なし、

同 六日

一 今日御軍神御祭ニ付早目出宅参詣いたし夫より出勤毎

之通なり、

一 今日七ツ時分島津豊後殿下着有之足痛にて用達を以届
承り候也、

十一月七日

一 今朝豊後殿江着之祝儀として玄喚(喚)まで見廻ひ、夫より
出勤毎之通、左候而豊後殿今日より罷出られ候ニ付、
在旅中拙者事同人受持之御用筋掛り寄り被仰付置候ニ
付、今日則可次渡旨申達候処豊後殿事此節は当詰之内
にて被差下候訳ニ付、諸掛り等此内之通拙者可承旨相
談承り候ニ付忝其意置候事、

十一月八日

一 五ツ時福昌寺江

(島津齊宣宅)
芳蓮院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勤毎之通、

十一月九日

一 今晚出雲殿東郷左太夫誘引にて御出被成ゆるくなり

十一月十日、晴夕方より雨、

一 今晚七ツ時

宰相様加治木御立重富梅山下より

御乗船、磯御茶屋江

御上陸、夫より上築地并

御城下金蔵脇御通行にて八ツ過時分玉里江

御機嫌能御光着被遊、彼御屋敷江は豊後殿老人罷出ら

れ御手狭ニ付、我々追而罷上り御祝儀等申上候様にと

の事にて今日は

御殿江罷出居

御着之御左右奉伺居候までなり、

十一月十一日

一 今朝四ツ時玉里江下總殿・近江殿一所に罷出御側役橋

口今彦江相付御祝儀申上直に退出なり、

十一月十二日、記なし、

十一月十三日

一 出勤毎之通、今日豊後殿より御内用筋段々承り其内末

家彌太右衛門事も難有筋之事内々承候也、

一 今日

玉里御小納戸より左之通被申遣候、

からすミ

一箱

右は此節

御道中途御到来之品にて御頂戴被

仰付差廻し候、此段申達候、以上、

十一月十三日

玉里

御小納戸

駿河殿

御用達

右之通難有被仰付候間、御受書左之通差出候、

からすミ

一箱

右は此節

御中途御到来之御品にて頂戴被

仰付御差廻し被下候趣承知仕、難有頂戴仕候、明日も

罷上り御礼可申上候、其内此段御請迄申候、以上、

十一月十三日

玉里

御小納戸中様

新納駿河

右之通料紙小奉書半切に相認差出候、からすミハ白木

箱に三腹分入付有之候事、

十一月十四日

一今日玉里にて

御目見可被仰付候間、一同罷上り候様先日承知いたし候ニ付、三御役場無残四ツ過九ツ前迄に相揃ひ候やうにとの事ゆへ、其通罷出候処程なく四人ツ、表於

御休息所

御目見被仰付難有次第なり、左候て御近習におひて御吸物・御酒・御肴被下候間頂戴いたし、御側役并御小納戸江相付御礼申上置、直に一同退出候事、

一今日冬至ニ付毎之通氏神御祭相調候、社人中馬某参り例之通相動候、右ニ付八ツ後より類中并兼而出入之面々相招き、第一先比頂戴之雁并昨日玉里より頂戴被仰

付候からすミ取合最初吸物にいたし小皿に右之からす

ミにて掛盃にいたし候、客人は諏訪數馬殿・畠山藤次

郎殿・川上源十郎殿・東郷左太夫殿・新納四郎右衛門

・新納喜右衛門・東郷一介・新納彌太右衛門・同氏次

郎九郎其外用頼等にて、家内打寄り別て有かたき御詠

合之雁頂戴いたし祝酒うれしく取はやし候、尤源十郎

殿御懐にも御出なされ子とも衆も被召列候、一同四ツ

時分被帰候事、

十一月十五日、記なし、

賢章院様御忌日ニ付

太守様御代参

十一月十六日、記なし、

宰相様御代拜

但御窓靈様江御代拜

十一月十七日

着服々紗・小袖・半袴

一 およしとの去ル十四日朝、平産男子出生ニ付、今晚お久参られ候て夜起之よしなり、

右之通相勤別勤なり、夫より深固院江御墓参りいたし候、尤新納次郎九郎申談置申候間、此所江出会いたし同所御墓御法名等霜崩いたし追々見分相成候ニ付、御墓之御後背に御姓名御法号等相記し彫刻いたし置度、

十一月十八日、記なし、

且ツ又(新納久致女子)槿花様御石塔は欠け損し候も有之候ニ付取替、又殉死之石塔も段々相損し居候ニ付是も取替度、右ニ付吟味且ツ絵図面等取調引取、夫より大興寺江次郎九郎も召列差越畠山家之御墓も仙香立候処、都合不宜候間少々取繕ひ之事とも、次郎九郎江申達し、近々之内石切相頼ミくられ度談し置候事、左候而帰り掛矢張

十一月十九日

次郎九郎も召列れ妙顯寺江立寄市店之道具とも取寄せ見候、外ニ新納休藏・同三次・田代太郎太・用達茂右衛門等も参り居候、且とお悦も跡より参り加藤東一郎

一 今日八ツ後税所七郎右衛門・成田正右衛門・田原直助等見廻なり、今日式拾老人之人数江蔵方之御心付不行届面々江五百両之御金割合を以被成下候右之内なり、

十一月廿日

一 四ツ時福昌寺江

大信院様

にも用向有之一刻参られ候、左候而拙者大鐘過罷立帰り候事、

一稻留源左衛門・磯永喜之助写物には毎日程参りくれられ候得とも、毎之事ゆへ筆記いたさず候、右之稻留は極々困窮人ニ付今日真米式俵謝礼として遣し置なり、喜之助は若年ニ付追而何そ品物等見合差遣すへき含にて候事、

十一月廿一日、記なし、

同 廿二日、朝極薄雪相見得候、

一然是在番琉人浦崎親方より安否尋として蒸羹二箱・焼酎砧一双贈り有之候、雪さへ見得候得は蒸羹と焼酎之儀は定式之事と見得候、

十一月廿三日

一今晚澁谷喜三左衛門殿嫡子喜八郎殿初而参られ候、是は先日より御役入之内願極内分承候趣有之候ニ付て之

事なり、相良助太夫同伴いたされ候、筑後殿より内々勸め欵と推察いたし候折柄ニ付、島山藤次郎殿磯永孫四郎江申遣稻留源左衛門も八ッ後より参り居候ニ付留置、いつれゆるくにて四ッ時過被帰候事也、

十一月廿四日、記なし、

同 廿五日

一退出より御厩屋江参り候、田舎馬十五・六疋取寄せ御用見分有之候ニ付、筑後殿・近江殿・伊織殿・藏人殿・登殿列立差越馬乗りかた見候而七ッ半比相済直に帰り候事、

一市店之道具にて先日一見いたし置候種子島鍛冶全兵衛則房と在銘之身刀老本代金老両老歩、且ッ亦赤銅鑿ミかき地にて十文字御紋すかし五ッいたしすかしの内にうすく金はめ有之鑿老枚代金老両老歩に取入候、都而新納休藏世話なり、且ッ又大文庫之黒ぬり中馴込極々大形にて候を二ッ取合、代金老両老歩に取入置候事、

十一月廿六日

一昨日御厩にて見分相成候馬之内恒吉生立候三春黒鹿毛之子青毛三歳四寸有之馬、今日より預り置候、申分無之候は、牽入申度、代金七両貳歩に宮里孫之丞吟味被致置候事、

十一月廿七日

一今晚出雲殿東郷左太夫被召列御出被成、四ツ時分御歸り也、

十一月廿八日

一八ツ後新納彌太右衛門参られ候、同人事今日御奉公障り御赦免被仰付、有かたき次第なり、其外同列之人数御奉公障り或ハ小普請等御赦免被仰付、誠に別段之御取訳有かたき次第にて候事、

一今日川上源十郎殿所氏神祭之由ニ付、お久・お悦・おせひとの・次郎四郎招により参りおせひとのハ泊り也

十一月廿九日

一今日定式中急ぎ差立候ニ付、山田并其外江段々御用向も申遣候得共、毎之事ゆへ此内より筆記略し候事、

十一月晦日

一昨日より之寒入ニ付今日四ツ時

玉里江筑後殿・近江殿・登殿・主水殿・矢五太夫殿立立罷上り御側役橋口今彦江相付伺

御機嫌置退出、夫より毎之通なり、八ツ退出掛より都之城江参り候、豊後殿正客なり、末に上村十左衛門・迫田甚藏・坂元權之丞・澁谷休阿彌、主居に北郷哲五郎・東郷左太夫・東郷一介・岸良猪右衛門にてゆる／＼之咄にて夜入四時分罷立候事也、

十二月朔日

一今朝五ツ時出勤、九ツ過退出、今日御本丸江宰相様五ツ前被為

入候而御一門方初め月次之御礼罷出候面々・諸御役人

并諸士迄

副書

御目見被仰付、難有誤合にて至極多人數罷出候事、

△跡之追而書入所

右ニ付多人數罷出

一其後は任無題目遙久不通相過候、心外之至候、仍

御満足被

太守様被成御下向、上下之満足不可過之候、定可為御

思召上候旨

同前候、随而其元御料所に罷居候僕木と申者、従当火

御沙汰被為 在候段、御側役を以承知いたし候ニ付、

事出来候欤、自隣家出来候得とも、彼僕木火元之よし

其段豊後殿より向々江則申渡しおかれ候事、

取沙汰いたし候ゆへ、是非申分かたく退出いたし候、

一退出より浄光明寺江

彼者事は某自先祖代々被官之筋目候間、其元打入之自

貞嶽院様御忌日ニ付

時分致見参召置候、無其紛候、乍去遠方に候間年中に

太守様御代参

一度も爰本ハ無罷越儀も候、何そ為に雖罷不成候、右

宰相様御代拜

之以^(ふと)辻与風此方江罷越候、誠に御法式破り候事聊尔千

但御惣靈様江御代拜

万候、併彼者ハ火を出し候ハぬ由申候^(候)緞事実に候共、

着服々紗・小袖・半袴

為其咎一篇罷退候条、且ツは被对拙子被取外聞且ツは

右之通相勤め直に帰宅いたし候事、

至彼者可為御慈悲候間、本腹^(復)仕候様御分別憑存候、此

一志布志又木次兵衛今日差越候ニ付、当夏より調置候

旨為可申述態と令啓候、万々期後首候、恐々謹言、

武藏様御状うつし并添へ書等箱入付にて今日あたへ置

新納武藏入道
拙齋判

候、以来之儀も申達置候事、

拙齋様御状写

〔朱書〕
一天正十六年戊子

十月十七日

「志布志居住」

土持大膳亮殿

御宿所

追而於無御納得は何ケ度茂御佗可申候、往反遙々之義候間、同は今度一着ニ御返事所仰候、已上、右

拙齋様御真筆御状は、其方先祖代類焼之節家筋由緒之訳を以細々御佗為被下御書面にて、急度証拠相成儀ニ付、此節模写被仰付、且亦別紙委細御添書被下置候間、子孫永代無亀抹可被致家藏置、仍如件

安政二年卯七月

新納駿河役人

黒岩傳太郎

志布志

又木次兵衛殿

副書

拙齋様御状写

但其後任無題目と被書出、奥に十月十七日新納武藏

入道拙齋御判、御宛書土持大膳亮殿御宿所と有之候、

右御状は大膳亮殿御子孫土持大衛殿御所藏之処 先且那樣御代此御方江御譲り受にて当分御藏本相成居候、右は第一其方先祖逢類火候儀を、御佗為被下御書面にて、俣木家之儀は

御先祖様より御代々被官之筋目と被為書候訳は、

御先祖駿河守様御代より志布志江御居城被遊 拙齋様

御事は右之御玄孫にて、天文七年

御本家栖嵐様志布志被為立退候砌まで、御代々様御

居城に候処、

拙齋様御十三之時田布施之様うつらせられ、自其豊州

忠朝様御領ニ相成、其御養子忠親様御代永禄五年肝付

省釣老伊東氏を攻取之、省釣被移領せ候処、天正二年

其子兼亮降服にて程なく出奔ニ付、其弟三郎兼道に被

下置候、然れとも兼道若輩故伊東家より毎度相窺ひ堺

目危き候に付同四・五年ころ御下知により

拙齋様など御打入、兼道江は高山一所被残置、其外志

布志等皆被召上、鎌田出雲守様御地頭被成、右天文七

年よりそれまで四十年計り之間は不断戰爭にて領主替りケ間しく候間、定て俣木家も浪人体にて志布志江身をかくし居られ候儀にも可有之、折から 拙齋様かた被為打入、元來御故郷にて右体残り居候御譜代被官筋之衆なと被召出、

御目見等被仰付、如本為被差置事、自然之御実情にて、其趣き右之御状中に明白候、其故天正十六年十月逢類火火本と被申立、志布志被立退候節も、大口に罷越頼上らる趣有之、其頃土持大膳亮綱家殿志布志住居ニ付、御書面通無御拋被仰理下、偏に其御陰を以帰住いたし、于今連続被罷居事と相見得候、右ニ付、此御方にて細々御吟味を遂られ候処、其方先祖茂木少將と申たる人は 公義方之よしにて拙齋様歌道之御師匠に自京為被召列哉ニ申伝も有之、天明年中次兵衛義知代系凶取仕立之節も其通記され候得とも、少將事系図には実名不詳と有之、一書には摂政家近衛殿庶流正四位上左近衛少將藤原朝臣義實とも有之、或ハ正五位上右近衛少將とも書付区いたし、殊ニ古筆にても無之、勿論

大系図近衛流にも被為引合候得とも的當いたし名も無之、尤

拙齋様御歌類数多御所蔵候内にも、右少將名前之歌とも一切不相見得候に付ては、歌道御師匠と申儀別而不審之事に候、左候得は官名等を以て京都浪人なと申儀にても候半欵、然れとも右体官名其頃は珍しからざる事にて、佐土原野田氏先祖には中納言と申名も有之、永祿四年馬立戦死之列に相見得、且ツ又其許重信新右衛門と為申人高祖父も中納言と申たるとて元和年間高帳等に見得候よし、此外肝付中将なと勝手次第名付候時節に候間、少將も決而其例にて候半、全体は右御状に被仰置候通、當
御家五代目之 拙齋様より 御先祖代々被官之筋目候旨被為書候ニ付ては
拙齋様御代より遙以前 御先祖様時分より御家来分に候事明白に候得ば、京都より歌道之御相手等に被召列候儀ともは以之外之事にて、抑
御譜代被官筋紛れなき御旧好之訳を以、野太刀并鑓・

長刀・御上下等為被下置儀に可有之、
先且那樣にも俣木家之儀何分

御遠祖様志布志御居城之砌より、只今まで及三百余年
居住いたし来り御譜代筋紛れなき訳、右之御状ほと古
今慥なる証拠、此御方は勿論其方家に茂無之候間御写
被下置、

思召茂被為在候ニ付、猶又御精考被遊、此度右通模写
被仰付被下置候間、難有頂戴いたされ、重代之野太刀
等同前子孫永世無僂抹可被致家藏置候、仍て為後証副
書如件、

安政二年卯七月

新納駿河役人

黒岩傳太郎印

志布志

又木次兵衛殿

麻上下

一具

右は新納内藏先祖武藏忠元江其方先祖茂木少将隨身
有之入魂異于他之故、野太刀一腰・上下一具・手鍔

一本・長刀一振り被相贈之、于今無伝失家藏之儀、

至当代殊感悦候、少将事其時分勝手江も無等閑被罷
通、子孫代々内藏家江立入有之候処、近代中絶にお
よひ候、因茲右由緒を以先代之通内藏方江出入いた
し度趣意具に被聞通、此節被致対面古来之通勝手通
も差許され候、且ツ亦依懇望右一具被与置之候儀別
条無之候、弥旧好違失なく子孫永世於致相伝之は、
当代猶以可為本懐候、仍為後証如件、

〔朱書〕
〔久備君ナリ〕
新納内藏役人
竹村喜之助
公包判

天明四年辰三月朔日

又木次兵衛殿

十二月二日より

十二月四日迄記なし、

十二月五日

一出勤毎之通、退出より興国寺江

御墓参いたし七ツ時分帰宅、尤毎月五日・九日之間には是非御墓参いたし候得とも筆記略いたし置候事、

十二月六日

一 菱刈七左衛門事今日御役御免被仰付、尤今晚江戸より

飛脚到着

御沙汰之趣有之候ニ付てなり、

十二月七日、記なし、

同日

十二月九日

一 櫻島大雪、去年五月六日入牢申付置候黒木源七・中馬

林八兩人之内、黒木ハ先達而病死いたし、中馬はいま

た入牢ニ付先日出牢申付候、尤黒木親之平左衛門事第

一 申談候者ニ付、此内より爰元江御用申渡置候得とも、

病氣にていまた出府不致候間、快氣次第罷越候様追々

達し置候、右林八出牢之儀も御法之通願之上に右之通申渡候、尤一年半之賦に候得とも一ヶ月過上に及候事、

十二月十日

一 櫻島大雪、今晚相良助太夫・磯永孫四郎・相良蜻洲ゆ

るく咄いたし候、且ツ稻留源左衛門にも留置候、蜻

洲は運八事にて近々長崎江出崎之筈ニ付右之通也、左

候て蜻洲より茴香酒マツ一瓶持参なり、

十二月十一日

一 宰相様御事、指宿江御湯治として来ル十五日より

御光越之筈ニ付、今日より中村御茶屋江被為

入御逗留之事情ニ付、用達茂右衛門事も今朝より指宿

江差越させ差引として遣候事、

十二月十二日、記なし、

十二月十三日

一御煤払ニ付今日出勤いたさず候、昼時分畠山主計殿参られ候而暫しなり、尤主計は藤次郎殿事にて先日改名有之候也、

十二月十四日、記なし、

十二月十五日

一終日風強く、尤夜前より霰雨交りなり、今晚七ツ半時御供揃ひにて

宰相様指宿江

御光越有之、今日之寒風奉恐入次第にて、御供方之面々余ほと込り候半と存候也、

十二月十六日、記なし、

十二月十七日

一夜入書役上原三平参り、先月廿八日江戸被差立候急き

飛脚今夕方到着にて問合持参いたし候間、一見いたし候処、先月廿五日此内大船砲器類

御献上相成候義ニ付

太守様御事御用にて

公方様御差之御大小

御手つから御拝領、且ツ御菓子御頂戴被

遊候由、右ニ付而は

宰相様朱衣肩衝

御拝領之例通取しらべ候様との儀までも申達し候也、

一今晚八ツ過時分出火之よしにて騒動いたし候間起出見候処、伊勢家表書院辺之よし申事候間、直に出宅早々

御春屋江差越候処、豊後殿前以より出張居られ候ニ付

申談諸下知いたし候処、追々筑後殿・近江殿等出られ

候、去りながら毛頭風無之候ニ付、御春屋内懸念なく

伊勢家本宅残りなく焼失いたし、長屋廻り四壁等何も

焼失無之候、大鐘前鎮火におよひ候間銘々帰宅いたし

候、表書院裏座辺より出火之やうに相見得自火に無相

違様承及候事、

十二月十八日、記なし、

十二月十九日

一 今曉境瀬戸におひて御仕置者有之、御腰物ためしも有之候ニ付、拙者先月市店より求め置候全兵衛則房之刀、御腰物方役人肝付孫兵衛江相頼ミ試いたしもらひ度、家来ともに持せ遣し候処、乳より少し下之方田代新太郎一刃ためされ候処、打落し土地に少々参り候由、切れ味も至極よく有之候よし承り届け喜悅之至なり、
一 今日調練場におひて騎兵隊豊後殿見分いたされ度先比より催し有之、四ツ時分より出張候、同席大かた参られ候、然る処八ツ時分ニ成候処、雨降り出し相調ひかたく取止に成り、八ツ過引取候事、

十二月廿日

一 四ツ過出宅、水上之墨製所成就に付見分として豊後殿申談し差越候、三原藤五郎・福崎助八其外御趣法方御役々出会にて、墨製方始め一体細々見分いたし候、墨

出来振り何様に候哉たと承り候処、余ほと宜敷出来上りに候よし、初而見物いたし面白き事にて候、最早上下押込八万丁位茂出来上り居候よし、寒中第一之製法時節にて候故、追々作りかた最中相成る事之よしなり、尤作り手は都て京都辺之者ともにて候、彼是相仕廻八ツ過帰宅いたし候事、

一 今日七ツ後用達茂右衛門まいり候而、夜前指宿より罷帰り候とて彼地之形行申出候事、

十二月廿一日

一 今日出勤毎之通りなり、今日惣出仕にて

御拝領物之御祝儀有之、且ツ郷原轉嫡子清之助

御名代島津兵庫殿にて御前元服被

仰付、亘と改名なり、

一 今日御拝領物之御祝儀飛脚差立候に付、山田氏江相付

御内証之御祝儀等申上候事、

一 琉球館江旧式之通招請之儀承り候得とも、御用取込逆しかたき趣を以断り申入候処、今日在番等見廻にて品

々贈物等左之通也、

進上

御掛物林梅筆

一幅

御花入

一

沈金御夜喰膳

十

縮緬紅白

二卷

以上、

浦崎親方

進上

御重甘物

一箱

焼酎砧

一双

以上、

浦崎親方

進上

散砂糖

一桶

以上、

琉球

役々相中

右之通持参見廻なり、尤右品々贈り之儀は定式之事也、

一琉球出物米三千六百石ツ、申受被仰付度願之趣有之候

処、千石ツ、申受被仰付候段申渡相成候御礼として、

在番

「親方并」聞役等見廻且ツ左之通贈物有之也、

覚

御扇子

一箱

鍬鉦火炉

一

紺地嶋細上布

一端

紺嶋細上布

一端

桧垣紗綾

一端

紬二端白綿

天青滑緞子

一本

十二月廿一日

一返上物才領大筆者松山親雲上近々出帆之筈にて見廻、

且ツ品物左之通贈りなり、

進上

御扇子

一箱

御中茶碗

十

以上、

松山親雲上

松山事右之通見廻有之候ニ付、此方より扇子一箱・白

麻二十帖餞別として差遣し候事、

一預り所高岡より寒中尋として左之通差遣し候、

覚

一猪現四足也

一丸

一酒料金百疋也

一荷

右預地頭方江

一鴨

一番

一酒

一荷

右式行料金百疋

右奥方江

一猪現四足也

一丸

一酒料物金百疋也

一荷

右嫡子方江

一鴨

一番

一酒

一荷

式行料金百疋

右若奥方江

右之通高岡役々より贈り候也、

一地頭所指宿より左之通也、

覚

寒中

一御肴

一折生

一御酒

一樽十

右式行料物壹貫五百文

一玉子

一台百

一紙袋

五ツ

右御地頭様御方

右同

一御肴

一折塩

一御酒

一樽十

右式行料物壹貫貳百文

一玉子

一台百

右御懷様御方

右同

一御肴 一折塩

一御酒 一樽十

右式行料物老貫貳百文

一玉子 一台百

右御奥様御方

右同

一御肴 一折塩

一御酒 一樽十

右式行料物老貫貳百文

一玉子 一台百

右御子様御相中

歳暮

一御肴 一折生

一御酒 一樽十

右式行料物老貫五百文

一里芋 一台百

右御地頭様御方 郷土中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

一里芋 一台百

右御懷様御方 郷土中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

一里芋 一台百

右御奥様御方 郷土中

右同

一赤貝 一台三百

一里芋 一台百

右御子様御相中 郷土中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

一玉子 一台百

一耳組吳座 二十枚

但裏付筵引替

右御地頭様御方

諸在中

右料物五百文

一玉子 一台百

右御子様方御相中

諸在中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

一玉子 一台百

右御懷様御方

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

一玉子 一台百

右御奧様御方

諸在中

右同

一御肴 一折

一御肴 一折塩

右料物五百文

右御地頭様御方

諸浦中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

右御懷様御方

諸浦中

右同

一御肴 一折塩

右料物五百文

右御奧様御方

安政2年

右同

一御着

一折塩

諸浦中

右料物百文

右御奥様御方

町中

右料物五百文

右御子様御方御相中

諸浦中

右同

一中紙

一束

右料物百文

右御子様御方御相中

町中

右同

一中紙

一束

右料物百文

右御地頭様御方

町中

一番年頭方

一里芋

一台百

右御地頭様御方

郷土中

右同

一中紙

一束

右料物百文

右御懷様御方

町中

右同

一里芋

一台百

右御懷様御方

郷土中

右同

一中紙

一束

右同

一同

一台百

右御奥様御方

郷士中

右同

一里芋

一台百

右同

一里芋

一台百

右御懷様御方

郷士中

右御子様御方

郷士中

右同

一里芋

一台百

右同

一同

一台百

右御奥様御方

郷士中

右御地頭様御方

諸在中

右同

一同

一台百

右同

一里芋

一台百

右御子様御方御相中

郷士中

右御地頭様御方

諸浦中

右同

一里芋

一台百

二番年頭方

一里芋

一台百

右御地頭様御方

諸在中

右御地頭様御方

郷士中

右同

一同

一台百

右御地頭様御方

諸浦中

御地頭所

御役人衆中

合料物拾貳貫文

覚

内

卯正月改元

四貫百文

御地頭様御方

用夫貳千八拾八人

貳貫八百文

御懷様御方

内

貳貫八百文

御奥様御方

貳拾四人

死人

貳貫三百文

御子様御方

外ニ

合玉子八百

卷人

年季^(抱)拘夫

合紙袋五ツ

現用夫貳千六拾五人

合里芋千六百

銀五百五匁九分貳り五毛

合赤貝三百

錢ニして

合耳組呉座二十枚

五拾貫五百八拾九文

右は寒中伺御機嫌并歳暮御祝儀祝物、来年頭御祝儀之

外ニ

但卷人ニ付貳分四りツ、

里芋進上仕度御座候間、御預り置可被下候、以上、

卯十二月廿一日

郷士年寄

平嶺新藏

組頭

田中林左衛門

右卷行御郡方江上納仕候、

錢五拾貳貫六百五拾六文

右は当卯七月より同十二月まで狩夫銀上納仕度段申出

候間納方頼存候、以上、

卯十二月

郡見廻

前田六兵衛

郷士年寄

平嶺新藏

御地頭所

御役人衆中

十二月廿二日、記なし、

十二月廿三日

一 稻留源左衛門事、当夏より押通り毎日ほと参り写物いたしくられ候て骨折に付、木綿嶋二反同しうら木綿
二 反おなかわたまでも相添、真米沓俵取合礼とし差遣し候事、

一 琉球江越年船有之願之趣有之候処願之通被仰付候ニ付御礼として今日在番聞役等見廻左之通、

覚

十錦太碗

十

紺地嶋細上布

二端

鳴紬

二端

十二月廿三日

十二月廿四日

一 今日被仰渡御用之儀有之候間、可罷出旨昨日近江殿より承知いたし、今日四ツ時出勤、其段御用人倉山作太夫を以申出置候、然る処近江殿より水仙之間之格を以御家老座におひて左之通、

新納駿河

右 嫡子新納次郎四郎江川上式部娘縁組願之通被

仰付候、

十二月

近江

右之通被仰付候間、御請御礼申出置候、右ニ付ては近江殿江御見廻可申事候得とも、御殿にて挨拶いたし相済め置候事、

一 磯永喜之助事、当夏より毎日ほとまゐり写し物いたしくれられ骨折に付、在合之品々取合其上金子沓両縁頭

料と書付今日礼として差遣置候事、

十二月廿五日

一今朝江戸より去ル十三日出之町便相届御用封相達し候
右之内御記録方御右筆所等は間々酒会等有之よし内々
被

聞召上候間、江戸表におひて両御役場江は

御内沙汰も被遊置候、爰元之儀一同江茂可申渡旨豎山
氏を以て承知いたし候、且ツ又琉球通宝或ハ新納彌太
右衛門事など問合に相成候事、

十二月廿六日

一五ツ時福昌寺江

(鳥津重泰様等)
玉貌院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御窓霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より月香院・深固院へ参詣いたし候、

深固院は次郎九郎列立差越し、御墓之後背に文字彫刻
かた又は槿花様并殉死之面々石塔立替方之儀昨日石切
出会、文字書かたは磯永喜之助にて何も吟味之通成就
に付今朝参詣、且ツ見分いたし候処、望之通出来いた
し別而喜悅之事ともなり、左候而直に帰宅いたし候事、

一今日九ツ前出宅、下町石燈爐通山本庄兵衛所江立宿に
て豊後殿・下總殿・近江殿・登殿等出会、尤三原藤五
郎・福崎助八以下之御役々出揃ひ大砲船御成就見分と
して差越、四ツとも見分いたし大砲打かた等も有之候、
何も拙者ともにては申分無之誠に感心之至に候、見分
事何も大鐘時分相濟候間直ニ銘々致帰宅候事、

(新納忠尊)
一南林寺山中實心無参様御夫婦之御石塔も、後背に御姓
名御法号等少々彫刻いたし置候て、後年記録に可相成
と存し次郎九郎・喜之助江相頼ミ引続き今日彫刻方相
頼ミ候処、一日にて速に相済ミ是又喜悅之事也、

一加藤權兵衛殿事、去ル十六日より少々時候当り之様有
之候処、段々煩ひ増相成、今朝五ツ前養生不相叶死去

にて候よし也、

十二月廿七日

一 今日在番親方より年中万端世話に預り候礼として見廻ひ、且ッ左之通品物贈り有之候、是以旧來之仕向に相見得候、

覚

桃紅大桧垣紗綾 一端

白大桧垣紗綾 一端

御重甘物 一組

以上、

浦崎親方

十二月廿八日

一 今日七十歳以上之男女江

宰相様御下向ニ付御祝ひ被成下有かたき次第、凡下は

百歳以上之者も兩人欽罷在候よし也、

一大口より先年持越置候高田風之刀、黒ミ赤かねにて太

刀之替拵此内より取付居候処、今日翰などは成就いたし候、最早柄・さや巻かたまでに相成候間、是は年明之上いたすべくと存し候事、

一 今日在番親方より歳暮之祝儀として海鼠一重・焼酎砵一雙贈り有之候、右ニ付比方よりも肴一折・酒一樽祝儀として差遣し置候事、

一 預り所高岡役々ともより歳暮之祝儀として左之品々差遣し候事、

覚

一 猪現二肢 一丸

一 樽料金百疋 一荷

右御預様江

一 鴨 一番

一 樽 一荷

式行料物金百疋

右奥方様御方江

一 猪現二肢 一丸

一 樽料金百疋 一荷

右御嫡子様江

一鴨 一番

一樽 一荷

式行料物金百疋

右若御奥様江

右之通歳暮之御祝儀方として差上申候間、宜敷様奉願

候、以上、

高岡郷士

年寄

卯十二月廿六日

毛利助左衛門

市來善助

河上笹右衛門

今井元右衛門

長野助兵衛

本田次郎五郎

一重富・加治木・垂水・今和泉屋敷・種子屋敷等都て改

革かた内用承候に付、歳暮之祝儀として左之通贈物有

之候、

一塩鱒 一尾

一酒 一樽

右重富屋敷より

一塩鱒 一尾

一酒 一樽

右今和泉屋敷より

一肴代金 百疋

一樽代金 二百疋

右加治木屋敷より

一肴代金 百疋

一樽代金 二百疋

右垂水屋敷より

一肴代金 三百疋

一ふのり 五枚

右種子屋敷より

右之外諸所より祝儀品到来も有之候得とも、余多にて

留略す、又此方よりも夫々差遣候場所も余多有之候得

とも、是亦略しぬ、

一豊後殿より下着之土産として左之通被遣候也、

一奉書紬 一疋

一手助 二掛

一煙具二組入 一箱

十二月廿九日

一今朝寿国寺

(島津齊宣繼室)
蓮亭院様江歳暮ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但着服熨斗目・半袴

右之通相勤夫より出勤、八ツ後退出いたし候事、

一当年も無調法ながら段々難有被召仕、無事新春を迎へ
候事にて家内一同喜悦不斜事共なり、

〔表紙〕

新納久仰雜譜

安政三年辰正月ヨリ

四月十六日迄

候由、左候而家来共江茂例之通拙者より盃共遣し候事、
一今日、祝儀見廻衆余多ニ付、名前等爰ニ略す、

一正月二日、快晴、今日出勤、一刻ニ而退出、夫より福
ヶ迫諏方社江参詣、興国寺江参詣御墓参等いたし、夫
より上方諸所年礼相廻り、七ツ過帰宅、

一今晚、用頼林仲之丞・同庄之助・田代太郎太等相招、
藏開祝いたし候事、

一今昼、岩城孫七郎方より規式之品重ニ入付、酒瓶耆対
例之通被差送候事、

一正月三日、晴天、三日共続而暖気也、今日四ツ前出勤、
諸士御祝儀并御離子初等例之通有之、八ツ前相済直ニ
退出いたし候事、

一今日、年頭飛脚差立候付山田江相付、御内証之御祝儀
申上候事、

一正月四日、雪氣曇寒し、今日出勤、今日より毎之通八

一安政三年丙辰正月元日己未晴天、今朝五ツ過登 城、

毎之通席々謁ニ而御祝儀有之、拙者共儀茂梅之間ニ而
例之通申上、左候而大奥江之御祝儀も梅之間ニ而相混

申上置、九ツ前御用仕廻候付退出、夫より加治木屋敷

江見廻、南林寺等江致参詣、同所山中墓参共いたし日

置・花岡江見廻、窪田諏方社江参詣、碓山家・二階堂

家・市成等江見廻、八ツ過帰宅、

一帰宅後、家内中規式いたし次郎四郎事は、今晚泊番ニ

而諸所廻礼より直ニ致出勤候付、早目ニ規式は相仕廻

ツ退出也、

第共也、

一今日、乙名祝ひ例年之通參候間、酒・飯共為振廻候事、
一大口より年頭之為祝儀白坂十右衛門致出府候事、

一十一月末之定式被差延、十二月朔日江戸被差立候中急
遅着ニ而、今日夜入過致着候由、夜入九ツ過筑後殿方
より書役助堀平右衛門を以御用問合被差廻候事、

一正月五日、晴天、今日谷山中之塩屋ニおひて御鷹鶴之

一正月六日、今日砲術館ニ而初め方ニ付四ツ前より出席

捉飼有之、登殿被差越候付、拙者共も見物ニ差越度伊
織殿申談、五時分より打立差越候、中之塩屋江致立宿、

一今日、預り所高岡役々并地頭所指宿役々より祝儀申出
候間、面会ニ而盃共遣し、役所ニ而緩々酒・吸物・飯
迄差出為振廻候事、

時分見合近方鳥代ニ而羽合之筈之処鶴寄り悪敷、羽合
不相調、夫より外之場所江差越大鷹ニ而一合せ有之候
処、別而羽振り不宜候、又外之場所江差越、此所は早

一御着 一折
一御酒 一荷

ふさにて一合せ有之候処、是亦羽振り不宜候而、二ツ

一御着 一折
一御酒 一荷

なから御鷹方之面々力を落し候次第也、捉飼相濟候而
八ツ時分ニ付夫より谷山町江差越致立宿、緩々弁当共

一御着 一折
一御酒 一荷

相抜き、御鷹匠并御鳥見等打寄り、御家老座書役二才
共も七・八人参り居候間、賑々數酒共寄合、拙者夕方

一御着 一折
一御酒 一荷

打立罷歸り候、用達書役等は跡ニ而緩々いたし罷歸候
由之処、茂右衛門事拙者乗り替之青毛ニ乗り歸り候時

一御着 一折
一御酒 一荷

分致落馬五ツ時分歸り着、別而酔之体ニ而おかしき次

一御着 一折
一御酒 一荷

一御着 一折
一御酒 一荷

一御着 一折
一御酒 一荷

一御着 一折
一御酒 一荷

一御着 一折
一御酒 一荷

安政3年

右奥様江

一御肴

一折

一御酒

一樽

式行料物金百疋

右御嫡子様江

一御肴

一折

一御酒

一樽

式行料物金百疋

右奥方様江

右之通進上仕候、以上、

高岡郷士年寄

大迫彌次右衛門

河上笹右衛門

一位表紙

二束

高岡町

相中

一半切紙

十二折

右同諸在

相中

一猪肉

片平

高岡

二見休右衛門

一右同

一肢

右同

靱木平右衛門

右之通年頭祝儀ニ付贈り有之也、

覚

指宿

一御肴

一折

一御酒

一樽

式行料物老貫五百文

御地頭様江

郷士中

一御肴

一折

一御酒

一樽

式行料物老貫二百文

御懷様江

所中

一御肴

一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

奥様江

町諸浦中

右老番年頭御祝儀方

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫五百文

御地頭様江

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御子様御相中江

郷士中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御懐様江

所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御地頭様江

所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御奥様江

諸在中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御地頭様江

所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御子様御相中江

所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御地頭様御方

諸在中

一御肴 一折

一御酒 一樽

式行料物老貫貳百文

御地頭様江

町諸浦中

右貳番年頭御祝儀方

メ料物拾五貫文

右之通年頭御祝物として差上申候間宜敷御取計奉願候

以上、

郷士年寄

平嶺新藏

組頭

常松太郎次

横目

宮内藤右衛門

地頭横目

徳永新之丞

外ニ

伊勢海老 十三

香具 十三

赤貝 三百

右指宿役々出府ニ付

赤貝 三百

右同断ニ付

若旦那様江

右之通進上仕候、以上、

一正月七日、五過福昌寺江

(島津重豪宅)

正覺院様御忌日且年頭ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

右之節

英猷殿江茂御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤夫より出勤、若菜之御祝儀例之通申上、八

ツ退出、

一正月十日、夕方新納次郎九郎被参、明日彌太右衛門

事御勝手方より御用致承知候とて吹聴也、

一正月十一日、出勤毎之通、奥表共御鎧之餅致頂戴候事、

一今日、彌太右衛門事御細工奉行助教勤、御役料米七拾

五俵被下置候段被仰付候事、尤彌太右衛門同列嶋方居

住等被仰付候人数も多々有之候得共、右彌太右衛門事

は極老之御取訳を以右通被仰付、誠ニ以難有次第之事、

尤外ニ多人数御役替等有之候へ共名前爰ニ略ス、

一今夕方、木脇藤淵方より甲一刎草きたひニ而出来被差遣候、尤此内より頼置候付右通ニ而、別而喜悅之事也、

一正月十二日、今日琉球より飛船渡来問合相達候処、去年九月より十月ニ掛仏国船渡来、琉球と和約書取替し

琉役々印押調相渡候趣御届旁也、何共難題之次第也、

一正月十三日、今朝在番浦崎親方聞役新納太郎左衛門同

伴ニ而被参、昨日上着之飛船より申越候仏国と和約書

印押調相渡候段、何共無申訳次第奉恐入候へ共無致形、

右次第今更一向御侘奉申上候との趣内願迄也、右ニ付

左之通持参也、

覚

氷砂糖 一籠

焼酎 一双

以上、

浦崎親方

一此内より致手当置候物置板蔵新造立、一昨十一日より

吉辰ニ付打立、大工共頼入柱けつり共いたし、今日は地面繩張共いたし候事也、右ニ付新納次郎九郎事檢者被相頼候間、今日より被參諸下知被致候事也、

一 正月十五日、三原藤五郎来ル廿五日出立之筈ニ付今晚緩々相招候、外ニ福崎助八、御金方肝付清右衛門、御趣法方書役中野喜三左衛門・中村善兵衛相招候、亭主前ニ野元一郎・迫田甚藏・伊集院直五郎・福永仁右衛門相招候、肝付・中村茂来ル廿五日出立、迫田も豊後殿江付添出立之筈也、

一 正月十六日、在番浦崎親方より安否為尋大白砂糖一籠贈り有之候、尤安否尋之儀ハ毎月忝度一種ツ、送之儀定式ニ付以後書留略す、

一 正月十六日、次郎九郎板藏作事之檢者として毎日被參候事、

一 正月十八日、五過淨光明寺江

得佛様御忌日付

太守様御代參

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服のしめ・半袴

右之通相勤別勤也、

一 正月十九日、一昨日より今日迄三日相掛板藏柱廻り地突相濟候、次郎九郎等毎日被參候而下知也、

一 今晚夜陰より、おせひとの俄ニしやくせき起り難儀ニ候間、医師共は勿論武之橋御母公なとへ申遣候処直ニ御出被成候、然共念遣候事ニハ無之由医師より承候事、

一 正月廿日、武之橋御母公今晚御帰り也、尤今日余程快方ニ依而也、

一 当家左京様御代より之拜借銀返上方相滞居、今以相応之員数不納有之候旨細々取しらへ候処、被下物にも可

相成株有之候付、内々願出候趣左之通也、尤外之株ニ
は是非可致上納内存ニ罷在候事、

御内意之覚

銀六貫六百五拾壹匁

右は養曾祖父内藏代寛保元年大風之節居家吹崩ニ付
無抛依願文銀九貫目無利拝借被仰付、返上方之儀ハ持
高之内拾三石八斗余差上所務差引被仰付、貳貫三百四
拾九匁返上仕置候処、寛延二巳年逢類焼依願右高被返
下、奉行残銀之儀は一往上納方被召延置被下候、然処
内藏儀御家老御役内、宝曆四戌年於江戸致病死、段々
物入多其砌奉願趣有之、取込拝借等都被下切被仰付
候得共、右銀子之儀は前文通一往上納方被召延置被下
候株ニ而候処、其後御勘定所より上納方被仰渡候へ共、
脱体少高ニ而所帶方難渋仕居、乍残念皆納之手便相調
不申、内藏儀首尾能御役相勤且は古借之儀ニも御座候
間、御取訳を以此涯上納方差延置被下度御内意を以奉
願候、左候様御座候ハ、追々儉約相用、所帶方立直
候上、皆上納仕度念願奉存候、此旨御申可被下候、以

上、

辰正月廿日

新納駿河

右之通月番御用人嶋津藤馬江差遣し置候事、

一 正月廿一日、御軍役掛御用人嶋津藤馬取次を以左之通
被仰付候、

義岡主殿組
御小姓与

田代太郎太

寶嶋

右之通来巳春代在番申付候条可申渡候、

正月

下総

右之通被仰付候付、同席方江御礼申出置候、

一 琉球異国船之儀ニ付、今日急飛脚差立ニ付、山田氏江
宍封差遣し御用向掛合置候事、

一 正月廿二日、今晚木脇藤淵被參候而、次郎四郎着用ニ
籠手・臈当等頼置候処出来持參之事也、

一 正月廿三日、物置板藏今日より立方ニ取付相応相立候
尤次郎九郎等始終検者ニ而候事、

一 夕方磯永孫四郎被參候訳ハ稻留源左衛門事、年内より
病氣之処今以全快無之、殊ニ極困窮ニ而着類夜具等も
不揃ニ付、猶更養生も不行届筋ニ察候旨、孫四郎より
細々承候付、昨日代金三步ニ夜具一ツ取入、孫四郎を
以源左衛門江差遣候処、別而喜悅ニ而候由、就而は快
氣之上源左衛門参り礼共も可申候得共、其内厚申入置
呉候様ニとの事共も承旨孫四郎被申聞候事也、

一 正月廿四日、今朝家之上ニハ薄雪見得候、四ツ早日出
宅、豊後殿明日出立之筈ニ付暇乞として見廻、夫より
出勤、豊後殿も出勤ニ付御用筋段々申談置、左候而大
目付以上一所ニ相揃豊後殿江相付伺御機嫌申上候事、
一 豊後殿事出立ニ付玉里掛り石見殿下着迄之間、彼方御
用筋拙者承候様可致、此段は豊後殿より先ツ自分頼ニ
いたし置候、乍去内々は達

御聴ニも置候旨被申聞候間、恐入儀ニ而御断申上度候

得共、御内々

御耳ニ茂被入置候儀ニ付而は御断も不都合欵と奉存候
間、石見殿下着迄之間は玉里御用拙者可承旨返答いた
し御受申上置候事、

一 豊後殿出立ニ付先日肴一折・酒一樽・蠟燭三百挺・唐
紙二帖差送置候、且又三原藤五郎ニも明日出立之筈ニ
付、先日肴一折・酒一樽・細島紺白二端・毛氈二枚・
十錦蓋茶碗一箱差遣し置候、迫田甚藏も豊後殿江相付
出立ニ付細上布嶋紺白二反・唐扇子一箱・肴料金百疋
差遣候事、

一 板藏今日棟上、心祝ひいたし大工頭取川邊吉之助江米
宍俵并目録金共差遣し、其外大工日雇共江も酒共吞せ
置候事、尤次郎九郎等下知也、

一 正月廿五日、今日豊後殿藤五郎・肝付清右衛門・中村
善兵衛・迫田甚藏出立、吉野筋大口通り通行也、

一 正月廿六日、五過福昌寺江

(島津重豪)

玉貌院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服のしめ・半袴

右之通相勤別勤也、

一 正月廿七日、旧臘廿八日江戸被差立候飛脚今早朝到着

御用封相達候、且又年頭飛脚も今日到着也、八ツ後仙

波市左衛門被参、山田より之書状共被相渡候事也、

一 板藏最早余程成就近々相成、明日方よりハ少々道具も

入付、千石馬場通之土藏解除立替之手当可致申談候而、

次郎九郎等下知方大心配也、

一 正月廿八日、今朝田中源五左衛門・山口九十郎・上井

甚七・與倉孫右衛門列立見廻、尤一昨日佐土原より罷

帰候との事ニ而彼方御用向段々承候事、右ニ付塩鶴一

羽・佐土原酒一樽・福山酒一樽土産として今朝預送候

事也、

一 正月廿九日、次郎四郎事伊集院妙円寺会中芳真軒

芳真様式百五拾年御回忌御法事ニ付御代参被仰付、今

曉七時打立差越無滞相勤夕方帰着之事也、

一 去十一日より打立候、物置板藏昨日迄ニ致成就今日よ

り道具共入付候、尤千石馬場通之土藏江格護之道具移

し入付、彼土藏立替之手当ニ而前文通之次第也、次郎

九郎・太郎太など検者大出精ニ而右之通早々成就いた

し候事也、

一 正月晦日、吉辰ニ付今日より土藏立替之手斧始いたし

候事、

一 今晚郷原轉殿・町田主馬殿・諏訪數馬殿・永田與右衛

門殿・岩元清藏殿相招候、尤郷原・諏訪は当春より琉

球江渡海ニ付御用筋有之、町田は御軍役方惣頭取寄り

ニ而右御用ニ加り候人故、右之通ニ而緩々咄し合被帰

候事、

一新造板藏棟札左之通、

板藏一棟五敷四間瓦葺石棟根廻石柱

但差卸瓦葺三敷四間土地

安政三年丙辰正月十一日起工、廿四日上梁廿九日成就

也、

檢者

新納次郎九郎時敏

田代太郎太清秋

惣大工

大根占郷士
川邊吉之助

裏ニ左之通、

一錢四拾八貫五百拾九文

大工百五拾人賃錢

一同四拾九貫八百六拾三文

日用夫百七拾九人賃錢

一同九貫三百三拾七文

石工三拾零人賃錢

一同壹貫六百五拾九文

(左)
砂官五人賃錢

一同三拾九貫貳百拾文

瓦代

一同三拾七貫五百貳拾三文

釘代

一同貳拾貫六百七拾八文

柱石・土間石・棟石代

一錢貳貫五百六拾六文

重物代

一同三拾貫百三拾九文

諸色代

惣合錢貳百三拾九貫五百拾文

但木代并材木取下方入目は除之、

一二月二日、今晚六ツ前より古土藏土落し解方取付、四

ツ前近く人通り多く成候節は相仕廻候事、

一八ツ後本田孫次郎・伊地知小十郎被參候、本田は近々

江戸江出立之筈ニ付御用筋有之ニ付而之事也、

一二月三日、今日靈社御祭日候、毎之通社人招呼相調候事、

一今日出勤、八ツ前より下總殿・筑後殿・藏人殿列立、御数奇屋江御讓御道具為拜見差越、七過帰宅、

一夕方より新納彌太右衛門・伊地知小十郎・平田八郎太
・東次郎左衛門被參候、次郎九郎は早朝より参り下知
ニ而夕方早目ニ帰り也、

一迫水善左衛門事、此内より病氣ニ而候処追々不塩梅勝
相成、終養生不相叶昨晚死去、今晚葬式ニ付見立共遣
候、当分嫡子孫次郎江戸詰、実次男大迫新藏は渡海留
主ニ而残多仕合也、

一二月五日、今日より土蔵柱廻り地突打立候事、

一二月六日、今朝都之城役人北郷平太左衛門招呼石見殿
江戸より被申越候彼家中之者、江戸ニ而馬術致稽古候
者罷下候ハ、都之城ニ而折角致指南右之流儀伝り候
様有之度旨、細々申達置候事、

一宰相様御湯治先江伺 御機嫌として進上物仕度、就而
は玉里迄差上候ハ、宜敷可取計旨も承居候ニ付、一昨
四日塩鶴一羽・菓子箱一組内老重紅きんとん・老重木
もく羊羹ニ御樽料金三百疋相添、御内々進上仕度旨を
以、御用部屋書役四本助左衛門へ相頼置候処、則指宿
へ御用便有之差廻相成候処、直ニ進上相成候段申来候
旨、今日しらせ有之候手紙左之通也、

先日承知仕候御領主様より指宿江御進上品之儀、則舍
人殿より得能彦左衛門殿迄御進上被成度成行被頼越候
処、早速御進上相成候段返答申来候ニ付、為御納得私
より貴所様迄申上置候様致承知候付、此段奉存貴意候
以上、

三月六日 玉里より

四本助左衛門

新納駿河様

御用達様

一二月十日、今日毎之通退出より都之城屋敷江緩々參候

様、先日より承居候付差越、夜入五ツ半比罷立候事、
外ニ東郷左太夫耆人ニ而中抑兩人取持振也、

一二月十二日、今日迄ニ而土蔵柱廻り地突相濟候、柱数
四拾四本位ニ而、土蔵ニ付而は地突能々不入念候而不
叶事之由ニ付、大キ隙取ニ相成候事也、

一二月十三日、今日出勤毎之通、退出より御記録所江古
御文書取しらへ、伊地知小十郎・町田孫一郎・佐多佳
八郎掛りニ而裏打方迄も被仰付置、近比御造立之御文
庫内ニ而相調候付見分として福崎助八召列差越一通り
致拜見、七ツ時分引取候事、

一掃宅後彌太右衛門被參候、左候而此節存外御役被仰付
御役料米過分致頂戴候付、右之初穂金百疋

靈社様江被致寄進候而暫時罷在被掃候事、

一土蔵方、今日より石切り共柱石建付方ニ御座候、尤大
工方は最中働之事也、

一宰相様御事、今晚七時指宿御立ニ而中村御茶屋迄

御掃りニ而御滞在被遊候御事也、

一今晚、相良助太夫・岩城三左衛門・磯永孫四郎被參、
緩々咄之央ニ四ツ時分出火之由致騒動候間、直ニ戸口
より致遠見候処荒田之方江火色相応相見得居候付、則
支度いたし前文之通今日

宰相様中村迄

御掃殿御滞在ニ付、早々致出馬高麗町中程迄參候処、
最早及鎮火、尤中村御茶屋よりも余程谷山之方ニ而少
も無懸念訳合、尤其節より中村江罷出候而も却而事立
候半存、差扣ニ而高麗町中程より引取掃宅いたし候事、

一二月十四日、今日四時玉里江伺御機嫌旁罷出候、外ニ
若年寄藏人殿・大目付圖書殿同断也、右兩人は伺御機
嫌一篇ニ而直ニ退出也、拙者豊後殿出立之節玉里御用

石見殿下着迄は承候様被申達置候訳も有之候付、居残
り、段々御用筋致承知候処、今日より初而御用致承知
候旨を以御吸物・御酒・御肴等被成下候段、御小納戸
碓山清太夫を以致承知候、御吸物等頂戴之上同人江相

付御礼申上置候而、八ッ前致退出候事、

一夜前之出火は一里塚之元ニ而百姓屋三軒程致焼失候由

風も無之小火也、

一今日在番浦崎親方内意事有之、聞役同伴ニ而被参、左

候而贈物左之通也、

覚

御扇子 一箱

巢焼蓋茶碗花形 二具

茶庫 一

山東紬 一端

紺地鳴細上布 一端

水砂糖 一籠

焼酎砵 一双

以上、

浦崎親方

一二月十五日、次郎九郎事土蔵造替之為検者、毎日被参

候得共、風邪ニ而暫不参、今日より又々被参候而下知

方也、尤太郎太は不相替被参候事、

一道鳴源五郎事も指宿江

御供ニ而差越居、夜前罷帰候として今日より被参作事方

之世話也、

一二月十七日、今日七時中村御茶屋江御供揃ニ而

宰相様御機嫌能玉里江被遊御帰殿候事、

一二月十八日、四時浄光明寺江

(鳥津忠久)
得佛様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より玉里江罷出暫ニ而致退出候事、

一新蔵土蔵石方相濟候付今日より柱廻り立方ニ取付候事

一昨朝都之城役人北郷平太左衛門見廻ニ付、西生寺安置

之阿弥陀尊厨子造立之札并香花料銀拾枚寄進可致候間

是段宜敷様取計可吳旨頼置候付今日為持差遣候、

証文

銀拾枚

但金六兩差上申候

右は新納駿河家之元祖遺骨相納有之候阿弥陀尊江為香
花料被致寄進申候間、永年可然様御取計可被下候、此
旨御頼可申上旨駿河被申付如斯御座候、以上、

役人

前田嘉平次

安政三年

辰二月

用頼

林庄之助

西生寺

御役僧衆

右之通相認、猶又用頼役人より之手紙相添平太左衛門
方江為頼越候、平太左衛門事は明後日方帰府之由ニ承
候事也、

一二月十九日、染川喜三左衛門長崎より一昨日罷帰候と

て今朝見廻也、長崎表之御用筋段々承候事、

一今日新藏土藏立方最中也、次郎九郎等被致下知候事、

一二月廿日、快晴、今日新造土藏棟上いたし候付、頭取
大工川邊吉之助へ織布上下一具新調ニ而其外肴一折・

酒一樽日々数々賽銭等取揃一通相備、吉之助棟上之行
法いたし候、左候而一同之大工日雇共江も酒共吞せ、

次郎九郎・太郎太も別席ニ而祝之酒共振廻候事、

一夕方より東郷左太夫被参候、明日より都之城并高岡江
流儀指南方として差越候との旨ニ付、豊前殿江用向伝
言共いたし候事、

一二月廿一日、今晚新納彌太右衛門・伊地知小十郎被参
候、又木元右衛門歎願之趣も有之候旨承候得共、何と
も不致返答旨相達置候事、

一二月廿三日、四時寿国寺江

(鳥津寄直雜考)
蓮亭院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より出勤毎之通也、

一 今夕方伊地知喜十郎先日大口より帰候とて見廻、左候

而喜十郎事今日南林寺江参詣帰り掛市店見候処、星野家文書一卷売物ニ而出居候、其内忠元君之御状茂彦通ハ有之候付、代料致相談候処、宍両式歩ニ可売渡旨持

主申事ニ而預り之由店主より申出候、尤右之文書は先年来拙者迄も存之物ニ付、取入間敷哉之旨強而遣候付、代金右之通ニ而直ニ取入置候、左候而喜十郎は緩々大口之万事咄共いたし帰也、

右文書は如仰連々雖可申承候、立柄就不自由と被書出、九月廿六日、星野九郎殿御返報、忠元御名判有之一通ニ而、余は諸人之状也、

一 二月廿四日、今日出勤毎之通也、退出より演武館弓場江同席中若年寄・大目付一同相下り、伊勢家流儀之軍陣之式致見分候、惣人数五拾九人欵有之、皆甲冑ニ而

出陣之式陣中之式并帰陣之祝迄有之、七ツ時分相済銘

々帰宅候事、

一 今日より土蔵土掛ニ打立候事、

一 二月廿五日、夕方御軍賦役税所七郎右衛門御用談ニ付被参候、尤来月二日於吉野

宰相様訓練御視之儀被

仰出候ニ付手当事之申談也、

一 二月廿六日、玉里江御用有之、四時より罷出八ツ過退出、来月二日於吉野訓練 御視之儀ニ付、段々御都合向奉伺候儀共も有之候也、

一 二月廿九日、定式中急便より山田氏江御用問合等いたし候、是は定式之事故以後書留は略す、

一 筆致啓上候、長途無御滞被成御出府珍重奉存候、御在宅中は段々御懇意被成下、御着涯御土産品とも御叮嚀被下置旁難在奉存候、幾重ニも御礼申上候、扱々御

用筋之儀彼是致承知居候趣を以追々申談同事等は表向
 申上越候通ニ而、其外爰元取扱之儀も追々為運申候、
 玉里ニ而も御機嫌能被遊御座候、恐悦御同意奉存候、
 去十三日指宿より 御帰、中村御茶屋江御滞在、同十
 七日 御帰館被為在候、私ニも十四日・十八日伺御機
 嫌罷出御用筋は為差事も無御座候、吉野調練米月二日
 御視之筈御座候、孝養者御祝ひ之儀は大目付方しらへ
 最早出来掛り候得共、いまだ行届不申候所も有之、近々
 申上候様可致候、吉野之御手当ニ付一日玉里江罷出細
 々奉伺候処、何事も同通被仰付難有奉存候、此節はレ
 シメント一通り之御視ニ而、尤大砲・劍銃・騎馬之三隊
 相備ヘリ候調練ニ而、当分東西海岸御手当人数は右之
 内ニ込り罷出候手筈ニ御座候、主将は惣頭取町田主馬
 ニ奉伺候処、其通被仰付候、此上は天氣一段之事ニ御
 座候、二日ニ雨天共候得は六日ニ御視可被遊との御沙
 汰ニ而御座候、当御地貴様御出立後相替事も無之、申
 上候程之儀無御座候而仕合之至り、乍去中村迄御帰着
 之晚四時分出火之由おらひ立候付、則南之方打詠申候

処、荒田之方ニ火之明り御座候付、肝をつふし直ニ致
 出宅候処、無程明りも消へ申候付、高麗町中程迄差越
 引返し申候、貴様御屋敷近所ニ而御茶屋より三丁余も
 可有之、百姓家三ツ計焼ケ申候由、折柄之事候処、先
 は小火ニ而仕合之至り御座候、御在家中每々御相談申
 上候通ニ、諸人困究御取扱筋は不相替せられ申事ニ
 而、是計ハ無調法者頓と込り入申候、乍去細々御趣意
 も致承知受答もいたし安く御座候、追々悪口御聞茂可
 有之存候、其段ハ心得之前ニ御座候外ニ差当り込り申
 程之儀は無御座候、万事何ぞ御心寄之儀は被仰聞被下
 度、兼而奉願置候、先は此内之御礼且は御左右奉伺度
 旁如此御座候、猶春日御自愛御勤務被成度專一奉存候、
 恐々謹言、
 (朱書)
 「安政三辰」
 二月廿九日 新納駿河
 鳴津豊後様
 尚々拙者儀も無異毎勤仕候、席中も一同連勤ニ御座
 候、乍憚御安意可被下置候、以上、

〔前面〕

聲貞聞一大姉

〔後〕

大婦余祖加賀守祐久君之室而靈社之皇妣也、六月廿一日卒、年間失伝、葬于此寺令據鬼簿、法号題面旧石彫式心門一大姉、家譜書門一房故竝載焉、自昔捐祿式斛為香資而久、歷年旧牌敗壞、因新建之、又附香資以表追遠之情、云爾、

安政三年丙辰二月彼岸日

新納久仰識

右は大口専念寺聲貞様御牌大破損いたし候ニ付相改、右之通御牌陰ニ記し置候事、左候而以前より木之氏取納米之内より宍升ツ、年々差上来候得共、此以来真米宍俵升目式斗式升ツ、年々差上候筋ニ相改規定いたし置候事、聲貞聞一大姉墓

大姉は我十三世之祖加賀守祐久君之室、即靈社之皇妣也、同氏周防守久友之女、婦於加州君生二男一女、長即靈社、次五郎右衛門忠佐、女嫁市來美作守家守、初

大姉從加州君居于志布志、及天文中宗子喪邑流落、加州君携家人抵于田布施邑、奉仕於

梅岳公、是時靈社年十三、始謁於

公而勤仕、爾來攻城野戰經幾勲功、為國家柱石居大口城、其事青史歷々今不贅焉、大姉從而在于大口、六月二十一日卒、年間失伝、葬于邑中専念寺、乃捐祿式斛為香火之料、其法号墓石日式心門一大姉、家譜單称門一房、而寺所藏神主書聲貞聞一大姉、不詳其所以、殊竝錄存之、夫大姉喪乱中屢經艱難其苦心可知也、而子有靈社威名不朽至今、子連綿母訓之正亦可知也、其墓經星霜文字堙滅、因新建石記其由為之銘々曰、

嗚呼大姉 以靈社為子

有子如斯 可知家訓美

専念之丘 維魂之所止

維石表之 永以安我記

安政三年丙辰二月彼岸日

十三世之孫久仰識

一 三月朔日、当月表月番承候事、明式日於吉野調練

御視之儀先日より被仰出置、今日細雨間々降り、空の色も真黒く相成候付、明日之天氣如何可有之哉と別而及心配居候得共、八ツ前時分相成追々晴上る模様ニ付
御御手当相成候、左候而

宰相様は今日八半時玉里江御供揃ニ而花倉御茶屋被為入御一宿ニ而、明曉七半時彼御茶屋へ御供揃ニ而花倉之坂中之別府筋御通行、吉野原

御棧敷江被為、入候御手当ニ而候事、

一 右調練ニ付四番御小姓組番頭嶋津藤馬当分湯治ニ付、次郎四郎江物主差寄り被仰付、今晚四ツ時分より出宅ニ而罷登り候事、

一 拙者儀は今晚八ツ過出宅、直ニ吉野江差越候、此節は御棧敷詰ニ而御備組ニ不拘候間、供廻り等も平日通家来四人、鑓・中柄・小者ニ而、夜中故高張挑灯二ツ・

袖摺袴ツ・弓張六ツ燈させ候、杏籠・合羽籠・陣丹荷等也、左候而夜明け前吉野江參着候、下總殿・近江殿・若年寄藏人殿・登殿・大目付主水殿・織部殿・矢五

太夫殿等も被參候事、

一周防殿又次郎殿ニ茂御出被成候事、

一 三月二日、朝霜快晴、日出過

宰相様御入被遊候ニ付、無程調練相始り、無滞四ツ時分相済候而無程御立被遊候、尤今日之調練レシメント一通りの備組ニ而別而都合能相調候、至極御満悦被

思召上候段御褒詞等被下、左候而調練役は初一同之戦兵中迄茂御酒ニ而も被成下筈候へ共、場所旁ニ而左様之儀も難被調候付、御酒料ニ而被下候間可然取計頂戴為致候様ニとて、金七千疋金ニして拾七両式歩、御側役得能彦左衛門を以被成下難有次第ニ候間、当座之御礼得能江相付拙者共より申上置候、左候而今日則稽古所ニ而御酒等被下候手当いたし候様、御軍賦役江も相達、其通手当相成り候事、

一 右通御視も首尾能相済、殊ニ御酒料等過分被成下候、御礼、玉里江明日近江殿被罷出、申上之筋ニ談置、拙者共并当共仕廻、四半時分打立後迫筋罷帰り、八ツ前

ニ婦宅候事、尤今日至極之快晴ニ而一同大慶之事也、

一拙者事、今晝より少々風邪氣ニ候得共、押而罷出候間

婦宅直ニ打臥候事、

一今日在番浦崎親方より上巳之為祝儀、蒸羹二箱差贈り有之候、右ニ付此方よりも肴一折為祝儀差遣し候事也

一三月三日、今日より風邪ニ而引入候也、

一三月四日、預所高岡郷士共八人為守衛江戸江被差登候ニ付出府、今日見廻且肴料金百疋差贈候、拙者面会ニ而も可致事候へとも、当分は病氣ニ付不能其儀段用達を以達し置候、

外山覺左衛門

吉富郷左衛門

右之人数ニ而候、且市來兵助事は組頭格之役儀申付差遣候間、別段肴酒料金百疋差送候事也、

一三月八日、江戸より入江、稻尾等急ニ而昨日朝着之由、右便より山田氏書状被差越今日仙波より請取候事、

一三月十二日、拙者風邪追而快方也、今朝長崎御附人染川喜三左衛門見廻有之、明日打立出崎之由ニ而段々御用筋承候事也、

一三月十三日、次郎九郎・太郎太等毎日被參、檢者也、
今日は土藏屋根ニ白土共掛候事也、

一三月十四日、拙者事、弥平快罷成候間、今日月代風呂共いたし候事、

一四ツ後伊地知喜十郎被參緩々也、其内本田孫九郎ニも

谷口彦五郎

市來兵助

山口嘉右衛門

野村六郎左衛門

岩崎甚右衛門

栗屋盛左衛門

(季通)

見廻有之、是は明日江戸江出立之筈ニ付暇乞也、夕方
新納十郎見廻、是は来ル十七日江戸江出立ニ付暇乞旁
也、

一 在番親方・聞役等より去年館内秋用船一艘琉着遅相成
宮古嶋下船江縁替為相成事候へとも、琉球下大和船ニ
積荷渡方之儀、寛政元年酉被仰渡置候通被仰付被下度
願之趣有之、願之通被仰付候為御礼見廻、且品物左之
通持参也、

覚

御火炉

一

紺地嶋細上布

二端

嶋紬

二端

鶴檀子

一枚

三月十四日

一 拙者先日より風邪氣ニ而引入候付、在番浦崎親方より
様体尋として左之通送り也、

藕粉

一重

里桃餅

一籠

一 三月十五日、今日より出勤、四時より玉里江罷出月次
之御祝儀若年寄藏人殿・大目付主水殿一所ニ申上候而、
拙者八ッ前迄相詰退出候事、

一 三月十六日、江戸先月廿九日被差立候急飛脚今朝到着
先月廿八日御登城之処、阿部伊勢守様より御内達被
遊御承知候は、当

將軍様御若年被為 在候処、御再縁之儀御怪被遊度、

就而は此御方様ニは

(島津重豪女子將軍家齊意)
廣大院様御訳合茂被為

在候間

篤姫様御事

近衛様御養女ニ而御再縁被為在候ハ、猶御親茂弉増
可申段思召候旨

御内沙汰被為 在候段未御内達故極内々御到来、誠ニ
恐悦之御儀ニ而何れ茂難有奉承知候事、

一 八ッ後より稻留源左衛門・磯永喜之助被参候、毎之通
写し方也、且又磯永孫四郎ニも相頼、大口専念寺之門

一房様御墓御法号并後背之碑文等認方いたし候、尤伊地知喜十郎大口江帰郷之賦ニ付右之通相調、彫刻方頼越候事、

一今日御勝手方書役勤井上嘉左衛門より来已秋代山ヶ野金山藏手伝、老人之附属料毎之通拙者江御心付被成下候間、引渡候旨ニ而用達茂右衛門江相渡候由、

附属料金式拾兩

錢ニして百四拾四貫文

但老兩ニ付七貫貳百文替

右之通用達承知ニ而附属料取揃差出候間致格護置候事右附属料は表御家老座書役島山吉次郎事、拙者身ニ付嫡末之訳合を以吉次郎極々困究ニ而、当時江戸詰も勤り難き成行ニ候旨承及候間、右手伝名代勤被仰付候ハ、可致合力旨、此内より内々申入置候付、則其段吉次郎嫡家主計殿江申入置候、金子は近日彼方江差出候筈也、

一三月十七日、左之通、

口上

駿河様御勇健被成御勤務珍重御儀奉存候、私事異国一件之儀付御佗之使者被申付、今月九日那覇出帆、同十日徳之嶋汐掛、同十三日同所出帆、同十四日山川参着、同十五日同所出帆、昨日御当地上着仕申候、右之御届為可申上与力召列参上仕候、此旨宜御取成頼存候、以上、

三月十七日

渡名喜親方

御取次衆

覚

三月十七日

与力
我如古親雲上

一三月十八日、今日土蔵瓦伏せ峯石載せ方等いたし候事
一三月十九日、今朝五時在番浦崎親方聞役新納太郎左衛門、且先日上国之渡名喜親方同伴ニ而被参、旧冬琉球国江仏朗西人渡来約条書取替し候一件、御詫之使者被申付差越候付而は、何卒宜敷様致世話呉候様ニと使者

勤候、口上書等持参撰政三司官より御佗向申合候趣共細々被申出候間、口上書等受取折柄今日江戸江飛脚差立候間奉伺、何分可申達旨相達候処暫時ニ而帰り也、右ニ付贈り物左之通、

覚

太白砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

浦崎親方

覚

御扇子

一箱

御吸物椀

十

御菓子皿

十

水色大桧垣紗綾

一端

紺地嶋細上布

一端

紺嶋細上布

一端

氷砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

渡名喜親方

一同日八ツ後佐土原家老山田靱負、先日江戸より直様御当地江致下着候、尤淡路守殿より之御使者旁ニ而今日飯屋守宮里十兵衛同伴ニ而見廻候間、面会いたし御向等致承知候、右ニ付淡路守殿并靱負より送り物等左之通、

押掛

二掛細金房也

手綱

二掛綿木染地也

樽料金

三百疋

右淡路守殿より

根鞭

三本

煙具入

一箱

書翰箱

一ツ

肴

一折

酒

一樽

右靱負より

右之通持参旁ニ付用口上等承候後茶・煙草盆・菓子

共差出し、引統塩煮・吸物ニ而挾肴相立取替し一通りいたし暫時罷在帰り也、

一三月廿日、四時演武館江出席、大目付圖書殿出會、大脇主左衛門・川上八次郎流儀武術致見分、九ツ過相濟直ニ退席、

一八ツ後より野元一郎参り御用談ニ而夕方帰り也、其内田中源五左衛門も佐土原之用向ニ付参り候事也、

一当屋敷裏門脇明キ地江此内休太郎と申者自分家作ニ而召置候、家作新右衛門と申者江休太郎より相對ニ壳渡、右之新右衛門罷在候へとも、此節板藏造立ニ付差支候付引移方之儀申渡置候処、去ル十五日引移り家作も取

除候ニ付右跡屋敷掛り、今日道奉行江見分相頼、裏門

より二階堂家境迄根石居付、板屏ニいたし度相願候処、少も差支間敷承候間、右願書ハ明日も道奉行所江可差出旨申達置、則今日より石方より打立候事、

一先日上国之渡名喜親方より安否尋として塩豚一重・焼酎姑一双贈り有之候、此方よりも肴一折・酒一樽今般

上国目出度存候旨差遣し候、且亦浦崎親方より先日拙者風邪引入之節両品差送り尋ニ預り候旨、今日肴一籠・酒一樽差遣し、礼共申入置候事、

一三月廿二日、出勤毎之通也、今日御殿ニ而永江休之丞を以極内々西田川筋江子流之風説有之候ハ何様之事候哉、成行内々御聞被遊度との御事致承知候間、当分聞合中ニ付追而相分り次第成行可申上旨御答申上置候、且又私玉里之御用向致承知候儀ニ付、豊後殿より休之丞を以御内々被奉伺候節、石見罷下候而も矢張掛置候様ニとの難有御沙汰被遊候段、極内分被申聞誠ニ奉恐入候次第之事也、

一三月廿三日、五過福昌寺江

(島津重豪室)

慈照院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より出勤毎之通也、

一家来又木元右衛門事訖合有之、永代暇差出置候へとも、其後新納彌太右衛門其外用頼且伊地知小十郎等江相付歎願之趣有之、彌太右衛門・小十郎等より存寄之趣も承り候付、左候ハ、書付を以申出候様、猶又勘考可致旨申達置候処、先月末方書付差出候、然共是迄決断いたし兼罷在候へとも、今日歎願之趣は承届置候旨、左之通申渡候様用頼仲之丞江相達置候事、

口上覚

此内不調法之訖有之、永代御暇被差免家内迄茂脇方へ主人相願候様被仰付、誠ニ以恐入頼と迷惑仕候、此上何共恐多可奉訴筋も無御座候得共、老母始家内一同只々必死と当惑仕居候次第ニ而、私不調法ニ付而は今更々千悔啞臍候へとも詮立不申儀と至極恐懼仕罷在候へとも是迄遠祖之由緒を以御普代被召仕来候処、私代相成脇方江主人替仕候儀共ハ、对先祖共何分ニ茂申訳無之、

是耳家内一統日夜嘆息仕候為体、中々難忍訖合実以困

入候次第ニ御座候得は、何卒先祖共数代難有被召仕候一筋之御取訳を以、御哀憐被召加、以前之通被召仕置被下度偏ニ奉願上候、左様御座候ハ、私儀は猶亦屹度相慎家居仕居、往々子共之成長相待、似寄之稽古事為致、御奉公方第一精勤為仕、積年之御厚恩奉報度奉存候、勿論此末朋輩其外脇方より勝手筋之願事等逢頼、又は被勸候共一切立障候儀は勿論、家内子共迄も屹と不仕様取締可仕旨、乍憚此段宜敷様御取成被仰上可被下儀奉願候、以上、

辰二月

又木嘉右衛門

御役人衆

本文歎願之趣承届置候、左候而屋敷出入之儀は申達候節ニ可致様可申渡事、

〔朱書〕
一本文屋敷出入之儀不苦旨、万延元年申四月七日、〔通〕通嶋源五郎を以申渡候事

三月廿三日

右之通次郎四郎江茂申聞置、用頼林仲之丞を以申渡候

事、

一 御軍賦役折田平八事琉球江相詰居候処、去年十月佛朗西国と和約書取替し相成候御届旁として上国之仕廻いたし、十月より順風相待候得共、頓と順風無之やうく、当正月十九日琉地出帆大島迄差越居彼地江長々汐掛、去ル廿日大嶋出帆夜前久志江着船、則より人馬手当いたし未明出立、只今着掛ニ候と之届旁暮時分被參候ニ付、則面会いたし、琉球之形行共細々承り届、且川上式部・谷川次郎兵衛より之問合共受取置候事、左候而四ツ時分被帰候也、

一 今夕方より田代太郎太事、鹿屋江申受置候材木之残り木、取下し方として頼越候事、

一 三月廿四日、夕方より野元一郎事、御用談有之參候而四ツ過比帰り候事、

一 三月廿六日、今朝日出時分出宅調練場江出席、下總殿・近江殿・若年寄藏人殿・大目付主水殿同断ニ而、長

崎并西目・東目海岸御手当人数之調練見分いたし、四

ツ前相濟直ニ銘々帰宅なり、

一 新納次郎九郎当春中拙宅之作事ニハ別而骨折下知被致余程之加勢ニ被相成候間、琉人より到来之反布等拾反計取揃、礼分として差遣候事也、

一 新造土藏屋根廻り昨日迄ニ而瓦之上漆喰等都而相濟候間、砂官等今日より休ミニ成候、尤壁廻りは乾キ上り之程合ニ寄り追々上ぬりの手当いたし候筈也、

一 三月廿七日、今晚藤野休右衛門殿・姉關山甚七妻被參候而、休右衛門殿家来之藤野四郎助と申者骨粕会所手伝願之儀細々被申聞候事、

一 今晚磯永孫四郎被參候而被申聞候は、此節拙宅土藏板藏并裏門脇辺屋敷困共取繕之儀ニ付、川畑魯水相良助太夫江掛り評判被致候趣細々承り、何共込り入候次第也、

一 明廿八日、嶋津藏人殿江戸江出立之筈ニ付、今日三御役一所ニ伺

御機嫌藏人殿江相付申上候事、

申出置候、尤今日便より申来候由ニ内々承候事也、

一 三月廿八日、今日出勤毎之通也、藏人殿今日四ツ前出立有之候也、

一 三月廿九日、出勤、九ツ時分退出、夫より玉里江罷出、昨日御到来之来春三月中被遊

一 今月九日、江戸被差立候急キ飛脚今日四ツ前到着、宰相様御参府之儀、来三月中ニ御参府被遊度御願之処、其通被仰付候段御到来也、且又右之便より豊後殿事去ル六日江戸江被致着候段、吹聴等も申来候事也、

御参府候様御承知之御祝儀御内々御側役得能彦左衛門江相付申上、且又拙者儀昨日諸御用掛豊後殿同様被仰付候御礼も、同人江相付申上置候而旁相仕廻八ツ前退出候事、

一 今日水仙之間之格を以於御家老座左之通、

一 今廿九日便より左之通御礼申上越候事、

一 琉球掛

一 筆啓上仕候、愈御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然

一 琉球産物方掛

は御内用向之儀付此節山田鞆負を以被仰下趣委曲承知

一 唐物取締掛

仕候、且御品々被下置之被為入御念儀忝奉存候、御礼

一 御改革方御内用掛

旁為可申上如斯御座候、恐惶謹言、

新納駿河

三月廿九日

久仰

右之通嶋津豊後同様被

嶋津淡路守様

仰付候、

一 書役小役人勤方被仰付候節、集会沙汰之儀不相成段は、

三月

近江

右之通被仰付難有次第ニ付、則近江殿初同席中江御礼

前々より申渡有之通候処、間々は心得違之向も有之哉之由、且又右勤方願等ニ付而も夫々音物差贈、願意不

相違候節は困成面々甚致迷惑候も有之哉ニ相聞得、
旁以不可然事ニ候、依之右式勤願ニ付前以進物いたし
候儀は勿論、勤方被仰付候後手輕儀ニ而も、色々と名
付集会堅令禁止候条、たとへ音物差贈候而も、奉行頭
人等決而致受用間敷候、此旨向々江不洩様可致通達候、

三月廿九日

下總

筑後

近江

駿河

事ニ候、向後内意事等は勿論輕品たり共音物差贈候儀
は一切不相成候条、諸郷私領江不洩様申渡、町家江は
分而敷數取締可申付旨、町奉行江申渡候間、向々於御
役場茂承置、致壁書等置候儀は其通ニ而、御奉公筋廉
直ニ可令精勤旨向々江不洩様可致通達候、

三月廿九日

下總

筑後

近江

駿河

一 諸郷私領或町家之者共諸御役場江願筋之内意申入、又
は願書内見等差出候節、色々音物差贈、其内ニは賄賂
ケ間敷致進物候茂有之哉ニ相聞得、此儀第一風俗乱れ
立御政事向之妨ニ相成候間、曾而右体之儀無之様天保
五午年申し渡、猶又嘉永五子年町人等之進物一切不相
成段分而被
仰出之趣茂有之、昨日申渡置通ニ候処、頃日猥ニ相成、
賄賂ケ間敷進物差贈候茂有之哉ニ相聞得、別而不埒之

一 何そ之願事、且内意向之儀ニ付、其掛を迦し、或下役
等より頭人を差越へ、直進達等無之様との儀は従前ニ
申渡通ニ候、猶又手寄を以内意等曾而不申込様、寛政
之度分而申渡之趣も有之候処、近年みたりニ相成、別
而不都合之事ニ候、向後右様之儀共一切無之様急度可
相守候、
一 町人其外商人等より向々江相付訴訟事之節、諸役場取
扱之面々依訳は等閑ニいたし願人共より内意音物等ニ
預り、且又差而入組も無之儀を事ケ間敷振合ニ而長々

手前ニ扣置候故、内意音物等も再三ニおよひ自然と賄路之筋ニ成立、願人は物入いたし候上、依吟味願意不相達儀とも候得は、猶以及迷惑ニ候茂有之哉ニ而、旁以不可然事候付、右式之儀取扱之面々一涯身分を嗜、

諸事無私廉直ニ遂吟味、速ニ相片付可申候、惣而諸向共右ニ応し頭人・下役共專役職を相励、御奉公之本意を不取失様、寛政・天保之度別而申渡有之候処、近年

内意音物等甚敷、就中藏方等之御心付向且ハ御領内旅行勤等相願候面々、音物沙汰みたり之聞得有之、縦令輕品たり共賄賂ケ間敷、第一風俗乱れ利欲ニ趣候媒ニ而、御政事之妨相成別而如何至極ニ候、夫ニ糺方等ニ

も可及事候へとも、其通ニ而は致迷惑候者も可有之候間、此節迄は被成御有免候間、以来寛政・天保之旧制通、急度取違無之様万端正路ニ可相守候、自然乍此上

訴訟事等之節前以音物等差贈候ハ、都而差返し、於向々御用向不苦分は宅江持帰り、取しらへ吟味事等決而不及遲滞様一統励合可致精勤候、右ニ付而は大目付江相達見聞をも掛置候条、若哉違背之者も候ハ、無用捨

吃と可及迷惑候、右之通向々江不洩様御役場毎ニ壁書記し置、堅固ニ可相守旨可致通達候、

三月廿九日

下總

筑後

近江

駿河

一 四月朔日、今日出勤毎之通、先月表之月番承候得共、

三日より病氣にて引入候付、近江殿代り合被相勤候間、

今月拙者月番承り候事、

一 二月末江戸より之中急被差延置、三月四日被差立、今

朝到着御用封相届候事、右便より山田之状相届仙波氏

より請取候事、

口上

駿河様御儀、琉球方御掛被仰出候旨承知仕、目出度御儀奉存候、御用向之儀猶以万端御差図被成可被下候、

御祝詞為可申上役々召列参上仕候、此旨宜御取成頼存候、以上、

四月朔日

新納太郎左衛門

浦崎親方

御取次衆

覚

琉球館蔵役

久場親雲上

同

西平親雲上

同書役

宮城親雲上

浦崎親方与力

上関親雲上

以上、

口上

駿河様琉球方被聞召候ニ付、從国王焼酎一壺被致進覽候、兼而被申付置趣御座候ニ付持参仕差上申候、此旨

宜御取成頼存候、以上、

四月朔日

新納太郎左衛門

浦崎親方

御取次衆

一四月二日、次郎九郎事、三・四日風邪ニ而不被参、今

日より被参候而諸下知なり、裏門より西之方小路掛りのし立は最早出来相成、只今は表門通北之方小路掛り米入板蔵之脇のし立ニ相調、米入蔵も小路掛りニ持出し候手当之石旁等也、

一四月三日、先月末中急差延置、今日差立候付、江戸江之状遣候也、

一四月五日、今朝在番浦崎親方内意事有之、聞役太郎左衛門同伴ニ而被参候事、右ニ付贈物左之通、

覚

一御扇子

一箱

藤菓子皿

十

生紗

一疋

太白砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

浦崎親方

一 大砲船致怪我候儀ニ付、町便仕立江戸江御届申上越候
付、豊後殿山田等江書状差遣候、尤福崎助八取扱也、

一 四月八日、米入板藏今朝五尺位小路掛り江引直し、柱
廻り板壁仕次共いたし、尤次郎九郎等早朝より被參下
知也、

一 同日月番御用人川上正十郎取次を以左之通、
銀六貫六百五拾壹匁

新納駿河殿

右は養曾祖父内藏御家老御役之節拝借銀有之、持高之
内差上所務差引被仰付、其後依願右高無返下、残銀之
儀は一往上納方被召延置候処、御役内致病死、其砌取
込拜借等被下切被仰付候へとも、前文通被召延置候、
殊ニ而、上納方被仰渡候得共、脱体小高ニ而難渡仕居
上納不相調候付、此涯被召延置被下度旨内意被申出、
内藏儀御役内致病死右通被下切被仰付候節、相渡居ニ
付此節被下切被仰付候条可申渡候、

四月

筑後

右通直承知之筋を以、用達伊東茂右衛門江被仰渡候間、
御受御礼申出置候也、尤右之拝借銀は、〔新納久敷〕久敷君御代より
起り、段々内上納等も有之、是迄之成行為見合左之通

記し置候事、

〔本書〕
一元文元年辰八月書役帳

但高奉行所御帳

一 高式百式拾石四斗九升四合五夕六才

内高三拾石

〔本書〕
一久敷

新納左京

右は脱体小高ニ而連々不相応之借銀有之上、先年類火
以後借銀大分相増、御奉公可相統様無之候ニ付、去ル
酉年御訴申出候処ニ、御銀廻合候節御救可被下候、其
内銀主共江可断置旨被仰渡、右仰渡之趣を以断申達置
候へ共、其以後段々結構ニ被召仕候付而は相応ニ物入
も御座候処、持高之所務迄ニ而は当日之統迄を相弁申
候故、高利之時借兎哉角補置申候、然共利弘等弘得不

中、小高之所務代差分置候様罷成、至頃日猶以借銀相増、都合拾五貫目ニ罷成、此已後之統方方便無御座候、依之山之口持高之内三拾石程差上可申ニ付、御銀拾五貫目ニ御買入被仰付被下度旨、段々差迫之訳を以申出趣有之候得共、願之通御買入之筋ニは難被仰付候、左京事結構ニ御役をも被仰付置、右通差迫候付而は御銀廻合次第、御救をも可被仰付旨被仰渡置候一筋も有之、旁ニ付而此節御銀拜借被仰付、返上方ニは右持高三拾石差上、所務を以差引相濟候節、右高可被返下旨被仰渡候間、如例可申渡旨内記殿御差図ニ而候、以上、

寅十二月十六日

村田九郎左衛門印

御勝手方

此表書之通帖佐与方より錢を以可相渡候、返上方へ持高之内三拾石差上候条、年々右所務を以返上方差引、目成候節高被返下筈候間、首尾方等諸事如例可被申渡也、享保七寅十二月十七日御勝手方御取次宮之原甚太夫
仕付也、

〔朱書〕
「右同帳」

一高拾三石八斗五升八合三夕三才

文銀九貫目

右は連々致逼迫、折角儉約を以相勤候得共、当分持高貳百貳拾石余之内、拜借返上方、上地、先祖寺江附置高并損地高等差引、残り取納高百六拾八石余ニ而、不遁家内拾六人育置当分他借元利古銀三貫五拾目余ニ及難続候処、此節之大風土藏家居塀垣迄も悉吹崩し、小屋掛同前取仕立候而も、古銀三貫目余無之候へは難調候処ニ、他借一円不相調、必至と迷惑仕候間、古銀六貫目無利拜借被仰付被下度、返上方ニは羽月大嶋村持留高拾三石八斗五升余目成候迄被差上置度旨、段々訴訟之趣有之、当時右式之願難被取上候得共、至極為差迫由候、先祖代御奉公之一筋も有之、当分御役も被仰付置候旨、其取訳を以願之通銀高文銀ニして本行之員數無利拜借被仰付、返上方も願之通持留高当酉秋所務より目成迄差上置候様被仰付候条、如例可申渡旨寛保元年酉九月八日肥後平左衛門取次御証文を以被仰渡候

付、記置也、

但本文三夕三才不相見得候付、新納次郎四郎方江代官所江差上候名寄帳之員數書差出を以、被申出候旨

記置候、

一錢四百八拾六貫文

新納次郎兵衛

右は火災ニ付被申出趣有之、右之員數出入ニて被渡置候、此節無利拜借被仰付返上方之儀は追而時節次第可被仰付旨「寛延二年」、巳四月十日御証文取次肥後平左衛門、

口上覚

私事、別而小身者ニ而御座候処、先年大風節家居外廻迄も及大破候得共、取繕可申候様無御座候間、御訴訟申上候趣有之、文銀九貫目「寛保元年酉九月也」無利拜借被仰付、御蔭を以乍漸修補相調罷居申候、其後段々御役替被仰付「大目付」当御役迄も被仰出、過分之御役料高被下置候ニ付、右之余勢を以兎哉角相統罷在候、然処去春不意之逢火災、兵具其外家財悉焼失仕候付、無是非親類

所江致借宅罷居候、然共長々右体ニ而罷在候儀も難成、其上衣類并当用之品迄不殘焼失仕候得共手を付可申様一円無之、他借取替等段々肝煎候得共、一向相調不申候付、拜借之願申上候願之通御錢四百八拾六貫文拜借被仰付候、右之御蔭を以当分之通家居等相調難有次第奉存候、右拜借申上候節、段々吟味仕繼ニ而も銀高減少仕候様と存、家居之儀も凌風雨候迄之見合ニ而、衣服并朝夕之家財迄茂龜相之上、員數迄茂至極せり詰為申上事ニ御座候、然共馬具并幕・挾箱・兵兒之刀・半兵類其外乍龜相一通所持不仕候而不叶品多々有之、時々差支、其上居宅之儀玄喚より内証迄都而之敷付、三拾八坪半ニ而、殊ニ末之方は小屋掛同前ニ調置候付、最早少々破損相見得申候へ共、当分取納高御役料迄四百七拾九石余拜借之外、他借文銀拾三貫三百目余有之、右利銀且又年中之諸入目取加、当日難儀之続方ニ御座候へハ、右之品々少ニ而も用意仕候儀、又ハ修甫取繕之儀一向及手不申、当御役ニ付而は家居并右諸道具等相応ニ不相調候而不叶答候へは、御訴之申上様茂可有

〔朱書〕
「寛延三年午」

三月廿二日

新納内藏

右同役山岡齊宮殿江差出置候事、

口上覚

之候へ共、時節柄之儀候故何篇堪忍仕、唯今迄右通不如意ニ而冤哉角相済来申候、依之重疊恐入奉存候へ共、亡父新納左京代享保七寅年拜借銀返上方として目成候迄差上置候高三拾石、私代寛保元年酉右同断ニ付差上置候高拾三石八斗余、合高四拾三石八斗余当年より所務差引、上納八・九ヶ年被差延置、私方江被返下度奉願候、左候ハ、右高所務を以当用少々宛ニ而も相弁申度御座候、尤年数咎合候ハ、又々以前之通為返上方差上置申度候、其内振廻を以余慶御座候ハ、纔ニ而も返上仕度奉存候、當時別而御差迫之砌ニ而、末々迄も志を以御加勢借上銀等段々差上候最中、ケ様之御訴申上候儀、近比不本意迷惑至極奉存候へ共、家居等も只今之通ニ而は難召置、右挾箱類之品々時々致借用候儀も難仕、前後必至と差迫り候ニ付、此間より色々相考候へ共外ニ可仕様無之、無是非右之通御訴申上度存念ニ御座候間、右次第得と被聞召達、不苦事ニ被思召候ハ、御内意被仰上被下度奉願候、少々ニ而も被思召寄儀御座候ハ、是亦無御用捨被仰聞度候、以上、

新納内藏事、段々差迫候趣別紙之通書付を以私共迄内々承候付、猶又委細承達候処、先年以来不意之災難ニ付而拜借之願申上、親代より之拜借取入候、都合文銀ニして三拾八貫目余、右之内居宅逢類焼候節申上候拜借之儀は、返上方追而何分可被仰付候旨為被仰渡置候由、其外之拜借為返旁、兩度ニ持高之内四拾三石八斗余目成候迄差上置、年々差引返上被仰付、當時文銀拾三貫三百五拾目相残有之候、内藏願は八・九ヶ年右高所務御差引被差延置、右手数高被返下候ハ、所務を以居宅をも輕相調、且又無之候而難叶諸道具をも相調申度由ニ御座候、差上置候外、当分取納高御役料高相込四百七拾九石余所持仕候へとも、拜借外他借文銀拾三貫三百目余有之、家内上下式拾三人介抱仕由候、殊近年不幸ニ付而は差迫為申賦ニ御座候、依之私共より願

ニ奉存候は、右高年限を以被返下候而も、纒計之所務

之儀御座候得は、龜相之居宅相調諸道具少々相求申儀

も難成筈と存申候、御時節柄難申上儀ニ候得共、亡父

代之拝借并内藏代拝借返上方ニ高差上置候両家部之分

只今迄御差引相残候銀高文銀拾三貫三百五拾目被下切

ニ被仰付、為返上方差上置候高、此節被返下度奉存候、

右通被仰付候へ、勘弁を以取計様も可有之儀ニ存申候

間、此段私共より奉願儀ニ御座候条、此等之趣御申奉

願候、以上

〔朱書〕

市來左中

午五月朔日

山岡齊宮

川田伊織

写

新納内藏「久品」

右は脱体小高ニ而候処、及兩度不意之災殃有之、親代

より之拝借他借及太分、内意ニ而同役中迄訴訟之旨趣

有之候、當時之儀候得共、無拠被差迫候訳を以親代よ

り内藏代迄之拝借返上、残銀今程上納方被差延置、為

返上方被差上置候高、此節永代ニ被返下候、

右之通申渡首尾係江茂如例可申渡候、

〔朱書〕

「寛延三年」

午十月

主殿

口上覚

一真米五拾六石八斗式升七合起

一赤米式拾式石七斗九升 同

右は私亡父新納内藏御家老御役之節被下置候御役料高

所務、右之通取込相成、此節皆返上可仕旨被仰渡趣承

知仕候、然は内藏事去秋於江戸大病相煩、病中過分人

参相用不相応之物入ニ而、脇方銀子才覚仕候得共一円

相調不申、養生差支ニ付、御心附高所務代引寄相渡候

様願申上候処、願之通被仰付候得共、所務代迄ニ而相

達不申候付、不願御繁多之砌、又々御取替金之願申上

候処、是又願之通被仰付重疊難有奉存候、御蔭を以病

用相達候得共、養生不相叶相果候、右ニ付而も過分物

入御座候得共、外方江相係候弘方は乍漸相仕廻申候、

然処右取込返上方被仰渡候付、他借を以返上方仕外無

御座候、然共私事脱体小高之上拝借他借式拾七貫目余有之、此程より他借相調不申必至と行迫り申候、依之自由ケ間敷申上事御座候へ共、右返上方今程被召延置被下度奉願候、左様御座候へ、先程所帶方振廻を以返上方可仕候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、

〔未書〕
〔宝曆五年〕

亥四月二日

新納次郎四郎

右之通相認御勝手方御用人樺山左京江差出候事、

口上覚

一錢八百拾九貫三百拾文

文銀ニして拾老貫八百八拾目

小判金貳百両

右は私亡父新納内藏事、去年於江戸大病相煩、病中過一分人參相用不相応之物入ニ而脇方銀子才覚不相調、養生料差支ニ付、御心付高所務代引寄相渡候様奉願候処、願之通被仰付候得共、右所務代迄ニ而は相達不申候付、不願御繁多之砌又々御取替金之願申上候処、右之通拝借被仰付重疊難有奉存候、御蔭を以病用相達候得共養

生不相叶相果申候、右ニ付而も過分之物入御座候得共、

外方江相係候儀は乍漸弘方相付廻申候、然処右御取替金返上被仰渡候付、他借を以返上仕外無御座候処、私事小高之上拝借他借式拾七貫目余有之、此程より他借

一円相調不申必至と行迫申候、且又亡父御家老御役ニ付被下置候御役料高所務取込有之、返上被仰渡候得共、

右申上候通他借不相調ニ付返上方延之願申上置、其上自由ケ間敷儀重疊難申上候得共、右返上之儀今程被延置被下度奉願候、左様御座候へ、先様所帶方振廻を以返上可仕候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥五月朔日

新納次郎四郎

右之通相認、御勝手方御用人嶋津權左衛門江差出候事、

口上覚

一文銀六貫六百五拾老匁

外文銀貳貫三百四拾九匁返上

右は亡父新納内藏代寛保元酉九月文銀九貫目拝借被仰付、返上方として持高之内拾三石八斗余差上置、寛保元酉年より寛延元辰年迄右所務代を以外書之通御差引

被仰付、残り銀本行之通御座候処、内藏代訴申上趣有之、上地高永代被返下、返上方被召延置候段、寛延三年午十月嶋津權左衛門殿御取次を以被仰渡置候、

一 錢四百八拾六貫文

右は亡父新納内藏代寛延二巳四月無利拝借被仰付、返上方之儀は追而時節次第可被仰付旨、肥後平左衛門殿御取次を以被仰渡置候、

右は私亡父新納内藏代拝借被仰付返上方之儀、右通被仰渡置候処、内藏去年於江戸大病氣相煩相果申候、病中過分之物入有之養生方差支候付願申上、御心付高所務代銀并御取替金被仰付、返上方且又御役料高所務取込御座候ニ付、他借を以返上仕筈御座候得共、私事脱体小高ニ而拝借他借過分御座候付、一円才覚相調不申行迫り候付、返上方延之願申上候、依之奉願候ハ、亡父代被仰渡置候通返上方被召延置被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥六月

新納次郎四郎

右之通相認、御勝手方御用人島津權左衛門江差出候事、

写

一文小判金貳百両

右於江戸御取替金

一 真米五拾六石八斗貳升七合

一 赤米貳拾貳石七斗九升

右式行御役料高所務取込

右は亡父新納内藏去秋於江戸大病相煩、病用不相応之物入ニ而協方才覚一円不相調、依願右金子御取替金被仰付候処、養生不相叶被相果候、且又御役料高所務之内右之通取込相成、早速返上有之筈候得共、小高之上拝借他借過分有之行迫返上難成候間、今程被召延置被下度旨願出趣有之候、御役首尾能被相勤、不幸ニ付而は御取訳を以都而被下切被仰付候、

右申渡首尾係江は件之趣証文を以可申渡候、

九月

典膳

写

新納次郎四郎

新納次郎四郎江

一文小判金百六十六兩

右は亡父新納内藏去年於江戸病氣之節段々物入有之、

一詰御心付高所務代之内依願右員教引寄セ被渡置候処
無間も被相果候、詰半ニも不及事候へは返上可被仰付

儀候へ共御役首尾好被相勤、不幸ニ付而は御取分を以
被下切被仰付候、右ニ付而は出立前御当地渡并大坂渡

之銀高も取込有之筈候得共、都而被下切被仰付候、
右申渡首尾係江は件之証文を以可申渡候、

九月

典膳

右式通之通被仰渡候故難有御礼申上退出候事、

写

新納次郎四郎江

一文銀六貫六百五拾壹匁

外文銀貳貫三百九拾四匁返上相濟候、

右は亡父新納内藏代、寛保元酉年大風之節家居吹崩小
屋掛同前取仕立、其外無抛入用有之差迫り、依願文銀

九貫目無利拜借被仰付、為返上方持高之内拾三石八斗
余差上置、右所務代を以外書之通返上相濟、依願上地

高永代被返下、本行残銀返上方被召延置候、

一錢四百八拾六貫文

「本行錢四百八拾六貫文先年依願拜借被仰付置候得共、内藏
久壽依願退役之節被下切被仰付候、」

右同断去ル巳年逢類火家財等及焼失、差迫り依願拜借
被仰付、返上方時宜次第可被仰付旨被仰渡置候、右拜

借返上方内藏代右之通被仰付置候処、去年於江戸相果
候付而は、亡父代之通被仰付被下度旨申出趣有之候、

脱体小高ニ而至極為差迫積候、内藏御役をも相勤候御
取訳を以返上方今程被召延置候、

右可申渡候、

九月

典膳

右之通被仰渡候故難有御礼申上退出候事、

一文銀六貫六百五拾壹匁

右は亡父新納内藏代、寛保元酉九月拜借被仰付置返上
残り、

一錢四百八拾六貫文

右は亡父新納内藏代、寛延二巳四月拜借、

新納次郎四郎

右返上方亡父新納内藏代被召延置候処被相果候付、返
上有之筈候得共、小高ニ而拝借他借過分ニ有之、才覺
不相調訴被申出趣有之、願之通返上方今程被召延置候
付、御勝手方嶋津權左衛門取次、御証文を以被仰渡候
付申渡候、

亥九月八日

御勘定所

「高奉行所帳内」

四拾五石七斗六升

一高式百五拾老石老斗九升三合八夕五才

内

高拾三石銀拾五貫目
拝借上地

新納左京

右新納次郎四郎亡祖父新納左京代拝借上地委細之儀は

古帳ニ有之、

高拾三石八斗八升八合三夕三才

文銀九貫目無利拝借上地

新納次郎四郎

右亡父新納内藏代拝借上地委細之儀は古帳ニ有之、

右式行拝借返上相濟候処、間違ニ而書載候故此節消
除也、

宝曆六年子三月七日

一錢四百八拾六貫文

新納内藏

右は火災ニ付而之御取替ニ而亡父代之儀候得共、無余
儀拝借之故、是亦被下切被仰付候条可申渡候、

〔朱書〕
「天明二年子」

三月

主馬

御養料七拾五表

〔朱書〕
「久壽」

新納内藏

右は依病氣退役之儀願出其通被成御免候、是迄首尾能
相勤其上手家柄ニも候故、右之通一世被成下、其身代拝
借之儀は都而勤方ニ付而之入料候間、思召を以被下切
被仰付候、未及老年ニ茂候ニ付全快候ハ、御見合を
以又々御役可被仰付候、左候而以後太守様奉伺御儀嫌

候様被仰付候、

右之通今日被仰付候条首尾係へも可申渡候、

〔朱書〕
「天明二年子」

三月「朔日」

主馬

江戸ニ而御取替

一 銀拾壹貫九百目

御国元ニ而御取替

一同拾貳貫目

宗門方拝借

一同拾貫目

江戸ニ而拝借

一同貳貫目

宗門方拝借

一同五貫目

右之通被下切被仰付候、

口上覚

一 銀貳貫貳百三拾八匁参分

右高祖父新納左京代拝借返上残

但享保七寅年拝借被仰付為返上方持高之内三拾石差

上所務差引被仰付置候得共、左京子内藏代寛延三

年年十月依願右高永代被返下、本行返上残銀之儀

は

一 往 上納方被延置、其後宝曆五年亥九月ニも同様被召

延置候得共、当分は御勘定所より引付を以上納方被仰

渡時々内上納仕候株ニ御座候、尤拝借被仰付候節之書

付等は寛延二年已正月類焼ニ逢、居宅其外都而焼失仕

何茂所持仕不申候、

一同六貫六百五拾壹匁

右曾祖父新納内藏代拝借返上残

但寛保元酉年大風之節居家吹崩、小屋掛取仕候立等

無抛入用ニ付、文銀九貫目無利拝借被仰付、為返

上方持高之内拾三石八斗余所務差引差上置、貳貫

三百四拾九匁返上相成、前条同断寛延三年午十月

依願一所ニ右高被返下、本行残銀之儀も同様一往

被召延置、且宝曆五年亥九月ニも被召延置候処、

当分右同断時々内上納仕候株ニ御座候、

合銀八貫八百八拾九匁三分

右之内

六百三拾目 時々上納仕置候

残差引

八貫貳百五拾九匁三分

右之通先祖代難有拜借被仰付、為返上方持高之内二株取合、四拾三石八斗余差上所務差引被仰付置、左京事大目付御役相勤居候内病死仕、其子内藏代寛保元酉年大風之節家居并土藏屏垣迄も吹崩、且又寛延二巳年類焼ニ逢、居宅不残焼失仕、其節同人事大目付御役ニ而勤職も難相調、無拋奉願趣有之、御取替被仰付当用相弁候得共、非常之災殃ニ而極難之次第ニ付大目付同席方より御内意書を以前条所務差引、差上置候高四拾三石八斗余都而被返下、二株之拜借銀も被下切被仰付儀、詎而被申出趣有之候処、前条腰書之通、寛延三年午十月拜借返上、残銀は今程上納方被延置、為返上方差上置候高永代被返下候旨、主殿殿より鳴津權左衛門御取次を以難有被仰渡、右内藏事御家老御役迄被仰付、御

參勤御供ニ而於江戸病死仕、其涯御取替金并御賄料取込等は都而被下切被仰付候、然共其子内藏江継目被仰付候節、右返上残銀早速上納被仰渡、其節弥増之難渋故亡父代之通一往上納方被延置被下度奉願候処、宝曆五年亥九月典膳殿より鳴津權左衛門御取次を以願之通被仰渡、右内藏事茂大目付御役迄被仰付、天明二年寅三月依願退役被仰付、其身代拜借之儀は勤方ニ付而之入料候間、思召を以被下切被仰付、御養料迄茂被下置、其上亡父代火災ニ付而之御取替銀四貫八百目余、是又無余儀誤故、被下切被仰付候旨被仰渡、重疊難有次第御座候、然共本行拜借銀は何ら仰渡無之候ニ付其後追々少々ツ、上納仕来候、

安政三年辰正月

取調置

「四拾八枚
以上不及亂合候事、」

御内意之覺

銀六貫六百五拾匁

右は養曾祖父内藏代寛保元酉年大風之節居家吹崩候付

無抛依願文銀九貫目無利拜借被仰付、返上方之儀は持高之内拾三石八斗余差上、所務差引被仰付、貳貫三百四拾九匁返上仕置候処、寛延二巳年逢類焼、依願右高被返下、本行残銀之儀は一往上納方被召延置被下候、然処内藏儀御家老御役内宝曆四戌年於江戸致病死、段々物入多、其砌奉願趣有之、取込拜借等都被下切被仰付候得共、右銀子之儀は前文通一往上納方被召延置被下候株ニ而候処、其後御勘定所より上納方被仰渡候へ共、脱体小高ニ而所帶方難渋仕居、乍残念皆納之手便相調不申、内藏儀首尾能御役相勤、且は古借之儀ニも御座候間、御取訳を以此涯上納方被召延置被下度御内意を以奉願候、左様御座候へ、追々儉約相用所帶方立直候上、皆上納仕度念願奉存候、此旨御申可被下候、以上、

辰正月廿日

新納駿河

〔朱書〕
一右安政三年辰正月廿日、表御用人嶋津藤馬殿江差出候、

銀六貫六百五拾匁

新納駿河殿

右は養曾祖父内藏御家老御役之節拜借銀有之、持高之内差上所務差引被仰付、其後依願右高被返下、残銀之儀は一往上納方被召延置候処、御役内致病死、其砌取込拜借等被下切被仰付候へ共、前文之通被召延置候株ニ而上納方被仰渡候得共、脱体少高ニ而難渋仕居上納不相調候付、此涯被召延置被下度旨内意被申出候、内藏儀御役内致病死〔符カ〕いたし右通被下切被仰付候節、相洩居候付、此節被下切被仰付候条可申渡候、

四月

筑後

〔朱書〕
一右之通安政三年辰四月八日、表御用人川上正十郎取次を以被仰渡、用達伊東茂右衛門致承知候事、

受取

見分永山休兵衛印

一貳朱金三百五拾匁切

錢にして三百拾五貫九百文

但壹切ニ付九百文ツ、

一錢四百參拾六文

錢にして三百拾六貫三百三拾六文

新納駿河殿

役人

右は先祖代御銀拝借有之、依願年府又は月延等被仰付置候処、此節右之通皆上納候旨御勘定方小頭衆辰七月二日之任引付上納也、

辰七月四日

吉田十郎印

長倉彦太郎印

伊東半兵衛

一 四月九日、今日御用之儀候間可罷出旨、昨日下午總殿より致承知居候付四ツ時罷出御届申出置候処、水仙之間之格を以於御家老座左之通、

縮緬二卷

新納駿河

右は

公義御用船并御手船・大砲船御造立ニ付掛被仰付候処致精勤候付、為御褒美右之通拝領被

仰付候、

四月

下總

右之通被仰付候間、則御礼申出置候、右ニ付而は同様掛被仰付置候鳴津登殿ニも同断拝領物被仰付、其外福崎助八以下御船奉行・山奉行并下目付・書役等迄一同ニ夫々御褒美被仰付候事、

一 今日退出より御日柄付興國寺江致御墓参候事、

一 四月十日、四時福昌寺江

慈徳院様

大慈院様

廣大院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拝

但

御愼靈様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

廣大院様江はのしめ・半袴

右之通相勤、別勤ニ付帰りより深固院・大興寺江御墓

参いたし、九ツ前帰宅、

一 帰宅前より玉里之御側役永江休之丞被参居候、昨日も被参候由なから、興国寺等江致参詣不居合ニ付、今日又々被参候由、尤

宰相様御内々御沙汰之趣有之、彼是致御用談暫ニ而帰り、夫より出勤之由也、

一 今日も次郎九郎被参、小路掛りのし立も半分余り相濟候間、最早三日も掛り候得は、惣尾ニ相成賦也、

一 四月十一日、今朝御小納戸川上郷兵衛被参候、尤江戸より一昨九日下着ニ而

太守様より段々御沙汰之趣有之被参候而被申聞候、其趣第一御金繰一件其外御政事向色々之事也、謹而奉承知候、暫ニ而被帰候事、引続福崎助八被参候、是は今晚大坂より町便到着、又々

公義御用二拾間大砲船先比之御手船同様難船ニ而、志州鳥羽之湊江先月廿五日夜やうく入津いたし候由、尤帆柱三本共折れ御手船同様之破損候旨相達候付、早

速今朝より助八等申談致手当候事共なり、

一 今日出勤、八ツ退出之節、草履取市太事不罷居候付、無致方御座江引返し扞居候処、無程相揃候付上之口より致退出、帰宅之上委敷相糺候処、御番所之前供屋江参り居候処ニ眠り氣相付、与風寝入居候旨申出候付、八ツ打候ハ、家来共よりも氣を付、供揃ひ可致之処無其儀、大形之至り候旨屹と叱り置候事、

一 四月十二日、昨日供迦し候下人市太事不埒之仕形ニ付今日下町格護所江召入且番所供方当番之松坂市右衛門事茂大形ニ付、科掃除申付、明朝より役人検者ニ而千石馬場通掃除いたし候筈也、尤兩人共一七日之咎目ニ内々究置候事也、

一 勤方願其外諸願望筋等ニ付、進物等之儀は屹と無之様先月廿九日申渡候処、此節之儀は申渡振り茂訳而口達等相添候得は、諸人茂至極難有致承知候向ニ而、頼と取遣り無之、誠ニ涯立たる次第ニ而拙者共も大キ喜悅之事共、依而此趣を爰ニ記し置候、尤其涯不思遣した

る人も老兩人共ハ有之候得共、成行申達差返候処、頃日一切左様之儀無之候事なり、

一 四月十三日、晴天、今朝六ツ半比出宅調練場江罷出候、

今日大砲打方我々見分名目ニ而、実は

宰相様御視被遊候付右之通出席也、尤下總殿・近江殿

・登殿・矢五太夫殿詰也、筑後殿ハ拜見ニ被参且周防

殿・又次郎殿も御出被成候、左候而

宰相様は五時御供揃ニ而中村御茶屋江被為入、調練場

揃宜敷節、御相図ニ大砲三発打方いたし候得は、直ニ

中村 御出ニ而調練場江被為入御手筈ニ被仰付置候間

其通四ツ前御相図致打方候処、無間茂調練場江被為

入候間、則烙丸より打方相初候処、都合能初発より打

当候処、瞬息之間ニ玉着より燃立火勢盛ニ成、至而仕

合之事ニ而候、夫より八十封度・五十封度・三十六封

度五発ツ、打方いたし、九ツ時分相済、直ニ

御立又々中村江被為入

御逗留也、今日大砲方

御視被遊候処、余程致熟練候とて

御褒詞ニ而打手人数中江御酒料金千疋被成下、段々難

有

御意御側役永江休之丞を以致頂戴候間、拙者より直ニ

同人江相付御礼共申上置候、左候而拙者共も九過退席、

銘々帰宅也、

一 今日も次郎九郎被参下知也、今両日も相掛候ハ、米入

板蔵并屋敷外囲等も惣尾ニ相成賦也、

一 四月十四日、夕方迫水孫次郎見廻也、是は当止月末江

戸出立、尤親善左衛門病氣ニ而看病御暇ニ而被罷下候

様親類共より申越候付、中途も差急キ通行之由候へと

も間ニ不逢、善左衛門死去ニ而着漕より定式之忌服ニ

而昨日より忌明之由ニ付今日見廻也、

一 伊木七郎右衛門常誠事は職原方有名之人ニ而候処、夜

前病死七十歳之由也、

一 四月十五日、夜前少々雨降り候、当春ハ珍敷雨少ニ而

拙宅修甫方第一土蔵造立方大キ仕合之事也、因而此土蔵は保事茂可宜と存申候、次郎九郎等も大キ喜ひ也、尤米入板蔵引続小路掛りも、のし立、其外長屋廻り取繕等迄茂今日迄ニ而皆尾相成、大工日雇等も今日限り止ニいたし候、当正月十日過より大工等も雇入今日迄九十日ニ相及、大粧之入価ニ相成候、尤次郎九郎等被參候而諸下知方也、

一 夕方沖直次郎見廻也、明後十七日より長崎江被差越候筈ニ付御用談且暇乞等也、

一 御用船難船ニ付今日町便差立候付、豊後殿・山田氏等へ一封ツ、差遣し也、

一 四月十六日、大口より昨夕方伊地知喜十郎書状到着、専念寺境内門一房様御墓等新建之事ニ付場所旁之儀尋越候間、今朝返答相認郡方宿次を以今日申遣り置候事、一 修甫等は昨日迄惣尾ニ相成候得共、今日迄も大工川邊吉之助招呼、次郎九郎差函ニ而当屋敷惣体坪割いたし、家作迄都而絵図取調方いたし候、尤後年見合可致との

考ニ而右之通いたし候事也、

一 今晚五時分御軍賦役野村彦兵衛被參、今朝五過比より山川佐多之沖江異国船相見得居候段、向々より届有之候ニ付、御軍役方明ヶ方いたし相詰居候、追々左右次第ニハ拙者も出勤之儀可申遣旨承候間、其通被取計候様相達置候事、

鹿児島県史料編さん関係者

顧問

聖心女子大学講師 大久保 利謙

前早稲田大学教授 竹内 理三

東京大学教授 百瀬 今朝雄

委員

桃園 恵真 原口 虎雄

四本 健光 五味 克夫

桑波田 興光 村野 守次

山下 千本 芳野 即正

田島 秀隆

館長

新納 教義

副館長

四元 和文

調査史料課

晋哲 哉井 上明 文

近藤 真代 田島 みちる

浜平 公子 瀬戸口 美奈子

中村 千恵美 山下 久代

鹿 児 島 県 史 料

新 納 久 仰 雜 譜 一

昭 和 60 年 12 月 1 日 印 刷

非 売 品

昭 和 61 年 1 月 21 日 発 行

編 集 鹿 児 島 県 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館

発 行 鹿 児 島 県

印 刷 所 合 名 会 社 文 尚 堂 印 刷 所

鹿 児 島 市 西 千 石 町 1 - 8
